

文部省檢定

帝國 公民教科書

前篇

廣島高等師範學校教授
法學士長倉矯介著

東京 永澤金港堂 發行

教科書
41
200

40409

教科書文庫

4
302 304
41-1932
2000.0 71562

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

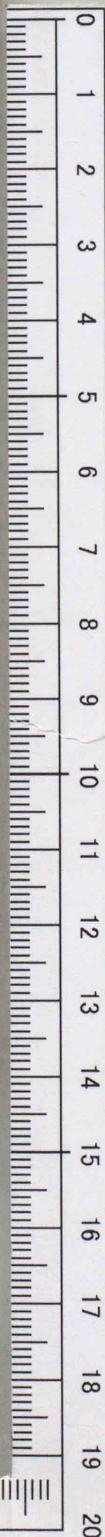
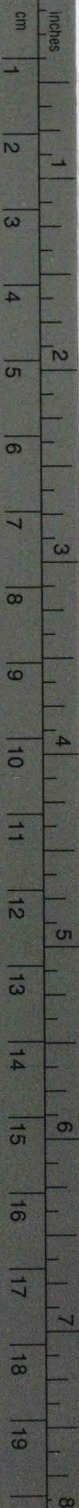


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



日五十二月四年七和昭
濟定檢省部文資料室
用科民公校學中·校學範師

帝國公民科教本

前篇

永澤金港堂發行

廣島高等師範學校
教授 法學士 長倉矯介 著

教科書文庫
4
302
41-1932
2000071562

広島大学図書
2000071562

広島大学
教
71562
図書

42
301
BB7

著者 長倉 矯介

昭和七年七月二

野村正浩



(筆仙溪田富)

伊勢大勢宮

伊勢大勢宮

伊勢大勢宮

五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ
天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立
ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

市制町村制公布ノ上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ尊重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

明治二十一年四月十七日

例言

一本書は文部省の**中等學校公民科教授要目**に準據し、各種中等學校公民科教科書として編述したものである。
一本書は**公民科の本質**の闡明とその**精神**の發揮とを以て特色とする。惟ふに公民科には公民科の独自の性質があつて、これは修身及び法制經濟とは自ら異なるものである。従つて公民科の教科書はこの本質に基づいて著作すべきことが絶對的に必要であり、公民科の教授はかゝる趣意によつて、作られた教科書のみによつて、初めて効果が多大であると信ずる。かゝる見地から本書を編述した。

一本書はこの種の教科書の陥り易い無味乾燥な記述を避け、平易な行文と趣味ある實生活の説述とによつて、生徒の興味を喚起せむことに意を用ひた。

一本書には未だ完備せざる點も蓋し少くあるまい。これ等は諸賢の示教を得て後日補訂して完璧を期したい。

昭和六年十一月三日

著者識

帝國公民科教本 前篇 目次

第一章	人と社會	一
第二章	我が家	七
第一節	家	七
第二節	家庭生活	一一
第三節	親子	一五
第四節	兄弟姉妹	二二
第五節	親族	三三
第六節	相續	三三
第七節	遺言	三九
第八節	戸籍	四一
第三章	一家の生計	四三

第一節	生活の安定	四三
第二節	一家の生計	四四
第三節	節約と貯蓄	四七
第四節	保険	五三
第五節	計量	五五
第六節	財産	五七
第四章	職業	六六
第五章	教育	七三
第六章	神社	八〇
第七章	宗教	八九
第八章	公安	九六
第九章	地方自治	一〇六
第十章	市町村	一一二

第一節	市町村の自治	一一二
第二節	市町村公民	一一三
第三節	議員選舉	一一六
第四節	市町村會	一一三
第五節	市役所・町村役場	一一六
第六節	市町村の財政	一二一
第七節	市町村の財産	一二六
第八節	市町村の監督	一二七
第十一章	府縣	一四九
第十二章	農村と都市	一五七
第十三章	産業	一六四
第一節	産業と國民經濟	一六四
第二節	農業	一七四

第三節 工業……………一七

第四節 商業……………一八

第五節 その他の産業……………一八

第六節 企業……………一七

第十四章 貨幣及び金融……………一五

第一節 貨幣……………一五

第二節 物價……………二〇

第三節 信用……………二〇

第四節 金融機關……………二七

第十五章 交通……………三五

目次終

帝國公民科教本 前篇

第一章 人と社會

相關連續

人と共同生活 人類は、遠い過去に遡れば幾百千の祖先があり、また永劫の未來を想へば、無限の子孫に連り、更に兄弟姉妹・伯叔父母等相互に横の關係を保ち、恰も網の目の如く相關連續して發展しつゝある。又物質生活にも連鎖があつて、自力を以てしては、一椀の食料も一枚の衣類も調へることが出来ない。要するに何人も孤立單獨で生存することは不可能で、共同生活をなし、これによつてその生存を全らし、人生の幸福を享ける。その共同生活の態様

社會の意義

を社會といふ。社會は又個人によつて初めて成立し、個人の活動と發達とによつてその進歩發達を遂げる。昔から人は社會的動物であるといはれてゐるのもこれが爲である。

共同生活の態様 共同生活の態様は、次第に多種となり、家庭・部落・郷土・市町村・府縣・國家・世界人類、その他種々の團體・學校・組合・會合等千差萬別である。

衆生の恩

共存共榮 この共同生活を圓滿に營むには、各個人は持ちつ持たれつ、互に援け合はねば人といふ字は立ち難いといふ標語があるやうに、相互依存共存共榮の念を以て生活することを必要とする。これ即ち佛教にいふ衆生の恩である。

感謝感恩

社會の完成 共同生活に於ては、相互の理解が大切であつて、感謝感恩といふも徹底した理解の後に生じて來ることである。而して善良の社會に於て、初めて個人の幸福繁榮を享受し得べく、又社

五倫

會は共同の幸福繁榮を目的とするから、個人は社會の完成を圖らねばならぬ。社會の完成を期するには、個人の人格が向上發展し完成することを基調とする。大學に、其の國を治めんと欲する者は先づ其の家を齊ふ、其の家を齊へんと欲する者は先づ其の身を修む」とあるのはこの意に外ならぬ。

公民道德 從來國民の守るべき道德として教へられたのは、主に五倫の道であつた。然るに社會生活が複雑となり、國民は政治にまで參與するに至つた今日に於ては、この教の外に公民道德が加へられ、これを以て世に處する精神を養はなければならぬ。五倫の教は、血縁關係又は面識關係の道德であるが、公民道德は民衆關係の道德で、縁もゆかりもない見ず識らずの人々間の道德をも含むのである。現代は一度門を出づれば、到る處に凡百の見ず識らずの人々との關係が、種々様々の形で生じて來るので、その際禮

社會的自覺

儀作法を守り、秩序を尊び公德を重んじて、その行を正しうすることとは、社會生活上必要缺くべからざる道德である。社會的自覺のない者は、動もすれば譏合ひの人々との間には、禮儀を正しうし親切を盡し、慇懃を極めるも、見ず識らずの人々に對し、又は直接自分の所有に關係のない公共物に對する場合には、無關心になり不道德になり勝ちである。社會の存立發展は、個人の公民道德の支持に俟つの外はない。社會の血脈をなすものは、個人の責任感である。各個人が連帶意識に基づく社會的責任の觀念を、強く深く把持してゐなければ、社會の進歩發達は望み難く、たとへ社會組織が如何に合理的な原理の下に組成されてゐても、畢竟社會生活の幸福を齎すことは出来ない。各個人は社會生活をよく理解して、社會的自覺を深くし、公民道德の向上を心掛けねばならぬ。聖詔に「人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保テ責

責任感

任ヲ重ンシ節制ヲ尙ヒ」「一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ」と仰せられたのはこれをいふのである。

國家

國家の重要意義

國家は人類自然の團結性に基づき、且その協同生存の必要の爲に、組織せられた最高にして最も完全且最も整備した社會であつて、何人もこの團體に屬しないものはなく、その保護恩恵を享けないものはない。家も市町村も府縣も凡て國家といふ大團體に抱擁せられ、國家の保障の下に存立するものである。要するに一旦國家といふ團體を離れては、我等は一日もその堵に安んずることは出来ないのみならず、諸種の社會は全然その存在すら考へられないのである。國際社會も、國際といふのであるから國家の存在を認めた思想で、國家あつての國際社會である。これ國家生活が最も重要視せられる所以である。而して國家の發

展には、國家生活に對する國民の自覺を必要とし、人類は國家生活を營むことによつて、意義ある人生を完成することが出来る。それ故善美な國家生活の完成こそは、實に人生完成の根本的要件である。

皇室と國家

皇國 我が國は建國の悠久、國家肇造の宏遠なること、誠に萬邦に冠絶する。皇國は皇統連綿、君幹臣枝、億兆心を一にして世々厥の美を濟し、天壤と共に窮まるところがない。歴代の天皇の御仁徳に富ませ給ふことは申すも畏きことである。國民は天皇を仰ぎ奉ること恰も神の如く、また皇室を國民の總本家として尊ぶ。皇室と國家とは不離一體の關係に立ち、皇運の隆替は直ちに國運の隆替、國勢の興廢は即ち皇威の張弛である。従つて國民の忠君と愛國とは全く一致し、我が祖先はよく忠誠奉公を致した。今や立憲自治の制布かれ、愈、國民の翼賛の道擴り、皇國民の責務は更に重

國民翼賛

きを加へた。

公民科 人、社會及び國家の關係はかやうであるから、これをよく理解して、公民道德を高める爲に、公民科が設けられた。公民科は國民の政治生活、經濟生活並に社會生活を全うするに足るべき知識を涵養し、殊に遵法の精神と共存共榮の本義とを會得せしめ、公共の爲に奉仕し協同して事に當るの氣風を養ひ、以て善良な立憲自治の國民として必要な教養を與へることを使命とする學科である。

善良な立憲自治の民

第二章 我が家

第一節 家

家 抑、皇室を仰いでこれを中心とし、個々の家が、その下に結合して國家を成すのは、實に我が皇國の特色である。それ故皇國の隆

家の意義

盛を希ふものは、先づその家を齊へねばならぬ。かやうに國家社會の基礎をなす家は、法律上同一の戸籍内に屬し、戸主權を有する者に統轄せられる團體をいひ、親子・夫婦・兄弟姉妹等の關係ある者により組織せられる。固より日常生活の便益のみにより生ずる合同體でなく、又家屋及び家庭の義でもない。即ち家は血縁的な自然的共同生活體であつて、社會の基礎となるものである。家は人生の慰安所であつて、その重要なことは言を俟たないが、國家社會にとつて大切なのは、實に國家社會の基礎的組立であるからである。健全な家が集合結成して、こゝに理想の國家社會が成立する。

家の構成

戸主家族 家は通例戸主及び家族から成る。我が國は古來の遺風により、單に家を見て家を構成する各人を輕視する傾があつたが、かくては家の中に於ける各人相互の共同生活意識を麻痺せし

戸主

戸主權

家族

氏

める。家をして眞に尊く力あるものたらしめるには、戸主及び家族が共同生活意識を強く把持することを要する。戸主は家の主長として、家族を統轄するものであつて、その權利義務は我が民法に規定されてゐる。これ等の權利義務は全く一家を圓滿にし、和合せしめる爲に、法律上認められたものであるから、戸主たる者はよくこの精神を體して、家を本位とし、又家族の爲に圖つて、決して自己の便宜上戸主權を濫用してはならぬ。家族は戸主の親族でその家にある者及びその配偶者をいひ、ひとしく戸主權に服従する義務を負ふ。家族は戸主の下に共同生活を爲すものであるから、よく戸主の命に従ひ一家の繁榮を圖り和合を助くべきである。また家には各一定の氏がある。家門の由來を示すもので、戸主家族共にこれを稱する。

我が國の家族制度 家を成す共同生活がこれに屬する人の死亡

立國の基礎

によつて斷絶するものでなく、後の人によつて承繼せられるといふ思想により、社會組織を立てるのを家族制度といひ、共同生活の最も自然なものである。我が國は古來家族制度を立國の基礎とし、従つてこれを中心とすることは、我が法制の特質である。民法に家督相續の制を設けて、一家の相續を規定するから、祖宗相傳へ、子孫相承け、悠久の祖先より永遠の子孫に及ぶもので、家系は無窮に存續し、家名は永久不滅の生命となる。従つて戸主及び家族は祖先の延長であり、家は祖先が創設してこれを傳へたものであるから、子孫は祖先に對して追慕の情篤く、更に進んで家運の隆盛を圖る。民俗として家名、家風を尊重し、遺風を顯彰するは、我が家族制度の美風で、諸種の徳義も、先づ家に於て養成せられる。祖先崇拜の行はれるところ、風俗自ら敦厚となり、家門の爲に自我を没して、奮闘努力する犠牲的精神は、擴充すれば忠君愛國、義勇奉公の大

精神となる。加之畏くも皇室が、臣民の大宗家にわたらせられるから、忠孝一本の大道自ら生じ、舉國一致の團結は實に全家一體の結合に基づく。臣民の小家を後にして、宗家の大事を先にし、一死以て君國に殉ずる犠牲的精神も、畢竟この制度によつて洗鍊せられて來た。實に家族制度は、我が立國の大本であつて、また我が國民道徳の母である。

現時の社會生活は自ら變遷して、昔日とは趣を異にするから、我が民法は、從來の家族制度に個人制度を配し、以て國家及び家の益、健全な發展向上をなすことを期してゐる。されば立國の根本として、萬邦無比の發達をなした家族制度を、永く存續せしめるやう努むべきである。

第二節 家庭生活

家庭の意義

家庭生活の樂

家庭 家庭とは、通常親子・兄弟姉妹等血族關係ある者、及び夫婦その他の親しい關係にある人々が、相集つて共同生活を營む團體をいふ。家庭は人生の根據地である。日毎の活動はこゝに發し、慰安もこゝに求められ、共に憂ひ共に笑ひ、人生の純眞な團欒の樂しみの極致が、最もよく家庭に於て味はれる。かくて終日營々として世事に勞した身も、春風のやうな家庭の和樂の裡に休養せられる。何人も國民たると共に家庭の一員として、人間自然の愛情が發露する家庭の内に撫育せられ、成長して一生を送る。それ故家庭は人生慰安の城廓であり、また教育の源泉である。

一家の和合 家庭の和樂を得られないのは、人生の悲惨事である。而してその和樂の幸福は、愛情によつて得られる。家族は最も愛情に富む團體で、バイロンも「情愛なくんば我が家にあらず」といつた。故に共存共榮の最も深甚な家庭に於ては、相互に敬愛し一人

連帶責任

平和協力

經濟的獨立

も不徳の者がないやうに努めねばならぬ。家庭に一人の善良な家族あれば、善良の家風をなし、家中常に和氣に満ち、一家の名譽となり、一人の不徳漢あらば、家名を汚し家の平和は亂れる。家族一人の禍福榮譽は、家族全體の禍福榮譽となる。即ち家族は連帶責任である。家族は榮譽・幸福・憂苦・艱難を共にすべきもので、榮枯盛衰によつて去就することは許されない。家族生活の大眼目は、平和協力である。たとへ軒朽ち柱傾き、清貧洗ふが如きときにも、一家の和合だにあらば、力強さを感じ、人生の幸福もあるが、若し平和のないときには、如何に大厦高樓に錦衣美食するも、心の樂しみは得られない。世に『六親不和なれば三寶の加護なし』といふもこの意に外ならぬ。

家庭に於ては共存共榮平和協力を必要とするが、各家族が徒らに戸主に頼り、祖先の遺産に寄食し、或は他の家族の榮達に依頼し

て、自らは安逸を貪るやうなことがあつてはならぬ。子弟は成るべく早く經濟的獨立を心掛けねばならぬ。家族は必ずしも同じ家屋に住むものと限らない、親子兄弟でも、時に山海萬里を隔て、暮すことが少くない。けれども家族各自相互に心が和合して居れば、宇宙を住家となすも、親愛の情に於て變りはなく、一家の健全な繁榮を期することが出来る。

家風

家憲家法 家には家憲家法がある。家族がこれを遵守して、一家の習慣となるとき、これを家風といふ。正しい家憲家法は善良な家風を生み、家風の興廢は家運の盛衰に係る。

家庭は社會生活の基本であるから、家庭の健全なると否とは、社會の繁榮福利に關し、公正な愛家の精神は、即ち公共心愛國心と一致する。

愛家と愛國

第三節 親子

親子關係

家族制度と親子關係 我が國に於ける家族制度の一つの特色は、親子の關係が密接なことである。歐米諸國では、未成年の子は親と親密であるが、既に一人前になつた子は、さうでないのが通常である。我が國の傳統的慣習によれば、經濟的に獨立した子も、親と同居してゐるのが常態である。近時職業その他の都合により、昔のやうに親子が同居するに困難な事情を生ずるに至つた。しかし親子が別居するにしても、その情愛和親の度に何等の變りはなく、依然孝を以て百行の源としてゐる。

親子 親子は一家の中、最も近い關係にあるものである。故に家族制度は、親子の關係を最も重んずる。我が法律では民法親族編に、特に親子といふ章がある。

實親子

親子には實親子と養親子とある。
 實親子とは、自然の血統によるもので、實父母と實子とをいふ。而して實子には、(一)嫡出子即ち婚姻に因つて生れた子、(二)私生子即ち婚姻に因らずして生れた子、(三)庶子即ち父が認知した私生子の三種がある。婚姻中父母が私生子を認知したときは、私生子はその認知の時より嫡出子たる身分を取得する。庶子はその父母が後に婚姻することにより、嫡出子たる身分を取得する。養親子とは、法律によつて親子関係の生じたものである。この親子関係を生ずるには、當事者間に一定の法律上の行爲を爲すことを要する。この法律行爲を養子縁組といふ。法律に養子縁組の要件が規定してある。養親と養子とは、實親子間に於けると同一の親族関係を有するものであつて、養子は養子縁組に因り養親の家に入り、嫡出子たる身分を取得する。養子の制

養親子

養子縁組

離縁

度は一家の斷絶を防ぎ、祖先の祭祀を絶たしめない爲に設けられたものである。養子縁組の解消を離縁といふ。離縁には當事者の協議によるものと、法定の原因に基づく裁判上のものがある。

親の愛

親の務 親子は直統縦貫の関係であつて、子は親の分身遺體である。養親子関係でも血肉の連繋こそないが、その續柄は實親子と何等擇ぶところがない。されば親子相互間の愛情は、自然的本能的で、子を思ふ親の至情は、子の誕生の時より老境に入るまで渝りなく、子の爲に日夜心を勞する。この親の愛情は、實に純眞で義務觀念を超越してゐる。而して子は我が子なると共に、歴史ある我が家の子であり、國家社會の一員であるから、親が子を養育して、これを健全な獨立の國民たらしめることは、祖先や國家社會に負ふべき務である。

我が家の子
國家・社會の一員

親權の發動

親權 親が子に關してかやうな責務を有するのは、人間生活の自然である。この上に民法には親權の規定がある。これは親の眞情に基づく道德的行爲を、法律に規定したものである。親權は法律によつて、父又は母が、その家にある未成年の子に對して有する權利義務である。子は獨立の生計を立つる成年者でない限り、凡てその家に在る父の親權に服すべきもので、父が知れないとき、死亡したとき、又は親權を行ふことの出来ないときは、その家に在る母が親權を行ふ。親權の作用は、子の身分と財産に對するもので、その主要なもの、子の監護及び教育の權利義務、居所指定權、兵役出願の許可權、懲戒權、職業許可權、財産管理權等である。親權は親の利益、親の爲の權利ではないから、永遠の生命ある我が家の爲に發動しなければならぬ。

子の務

親子の關係は特別のものであるから、子は自ら親に對し

遵法の精神の發生

て止み難い思慕と敬愛の情とを有つてゐる。子の眞情の顯れが孝で、絶對至純なものである。子が親權に服するの規定は、この必然的な純情を、成文にしたものに過ぎない。又親權制定の趣旨は、子を保護し子の利益を圖る爲であつて、徒らに子の心身を束縛するものでないから、これに對して從順なるは、子としての當然な義務である。遵法の精神はこれより發生する。子はその親によつて養育せられ、相當の教育を受け、獨立自活の精神と實力とを養ひ、以て個人の人格を完成し、國家社會にとつて有用の材とならねばならぬ。

行爲能力

私權の主體即ち私權を有し私法上の義務を負擔し得べき者は、自然人と法人の二つである。人がその享有する權利義務を獨立して活動せしめ得る能力即ち法律行爲を有効に爲し得る能力を稱して、行爲能力又は單に能力といふ。自然人にして完

私權の主體

無能力者

全な行爲能力を有しない者を無能力者といふ。我が民法に於ける無能力者は、未成年者、禁治産者、準禁治産者及び妻の四種である。

後見

後見とは未成年者に對して親權を行ふ者のないとき、親權を行ふ者が、財産管理權を有しないとき、又は禁治産の宣告があつたとき、その身體財産を保護する爲に開始する制度である。法律

後見人

の規定に従ひ、その後見人が設けられる。未成年者の後見人は親權者と略、同様の權利義務を有し、禁治産者の後見人は法律行爲を代つて行ふ外、禁治産者の療養、看護の義務を有する。後見人に對しては、その職務を監督するため、後見監督人を置く。準禁治産者の保佐人については、大體後見に關する規定の準用がある。

後見監督人

保佐人

親族會の意義

親族會

民法その他法令の規定に従ひ、親族相續上の事項について合議すべき制度が親族會である。俗に所謂親族會議と稱するものとは異り、會議を要する事件の本人、戸主、親族、後見人、後見監督

人、保佐人、檢事又は利害關係人の請求により、裁判所が招集するもので、裁判所はその會員に親族その他本人又はその家に縁故ある者の中から三人以上を選定する。

第四節 兄弟姉妹

兄弟姉妹

兄弟姉妹は異體別個のものであるが、同じ父母の血を分ち祖先の遺體を承けてゐる。時の前後こそあれ、何れも、同じ母の懷に抱かれて生ひ立ち、等しく父母の膝下に撫育せられ、枕を並べ、食卓を共にし、同じ庭園に嬉戲したのである。その幼くして未だ物心もない頃から、同じ家庭生活の中に、一家の幸福と憂苦とを共にして、成長して人となつたのである。肉身の兄弟姉妹の外になほ義理の兄弟姉妹がある。これ多くは婚姻によつて結ばれた關係であるから、親密親和の關係上實の兄弟姉妹と異るところは

悌道

ない。

かやうに如何なる名刀を以てしても、斷つことの出来ない骨肉關係に在る兄弟姉妹は、自然の人情として互に親和共同する。これ即ち「兄弟ニ友ニ」の友愛の徳である。兄弟は弟妹に對し、寛裕を以て誨へ、溫情を以て導き、弟妹は兄弟を敬愛し、如何に富貴を得るとも、悌道を歩むべきである。凡そ父母は常に子女の友情、厚きを歡び、その各自の幸福を祝福してやまない。故に兄弟姉妹が親愛和樂し、家庭を以て親和享樂の境地とするは、誠に孝道の一端を全うするものである。故に兄弟姉妹は、長じて各自各方面に進展して世渡りするとも、何れも幼年時代知らず知らず共存共榮の極めて深刻なる事實の中に、父母の慈愛によつて味つた、最も自然的な親しさを忘れずに、協力激勵し、以て各家の繁榮に努め、親を慰めねばならぬ。されど徒らに依頼心を起すことは、戒むべきである。

當然の理

世上往々兄弟姉妹が、財産問題等で一時の利慾に迷はされ、反目抗爭することがある。これ最も慎むべきことである。血族の兄弟姉妹と義兄弟姉妹とが、憎惡嫉妬するは、甚だしい陋習である。

兄弟姉妹の親和については、法律上特別の明文がない。この親和は寧ろ當然の理である。相和し相勵まし相助けて、家道を興し、家庭をして眞に和樂の境地となし、父母を安んじ祖先を顯はすことが、兄弟姉妹本來の責務である。

第五節 親族

親族の意義

親族 親族とは、民法に規定してある一定の關係にある者を、相互に稱するものである。我が民法に於ては六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいふ。血族とは血統の相連るもので、この自然的血族の外、法律は特に法定血族又は準血族に關して規定

血族

配偶者
姻族

直系
傍系
尊屬
卑屬

を設け、血族間に於けると同一の親族關係を生ぜしめる。我が國に於ては、養子と養親及びその血族との間、繼父母と繼子との間、並に嫡母と庶子との間に於て、これを認めてゐる。配偶者とは夫妻關係者で、婚姻によつて夫婦の一方より他の一方をいふ。姻族とは夫婦の一方と、他の一方の血族との關係をいふ。従つて夫の血族と妻の血族との間には、法律上の意義に於ける姻族關係はない。

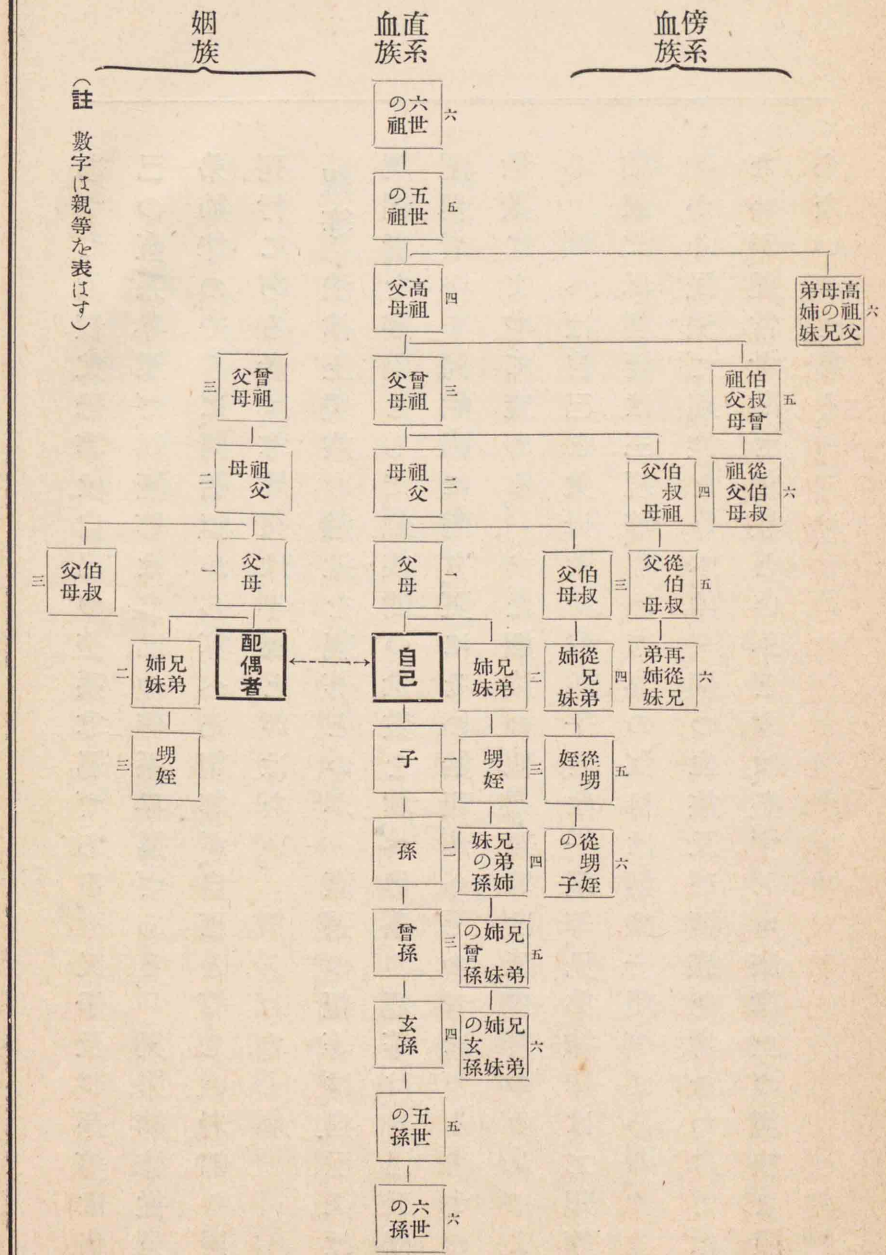
親系 血族の連續關係を親系といふ。男系女系を區別し得るも、近世の法律では、この區別をしない。又親系を直系と傍系とに分つ。直系とは系統の縦に一直線に相連れるもので、祖父母・父母・子孫等である。傍系とは同始祖に出て直下しないで、横に連れる親系であつて、兄弟姉妹・伯叔父母・甥姪・從兄弟姉妹等である。而して自己又は配偶者の出た血族を尊屬といひ、自己又は配偶者から出た血族を卑屬といふ。例へば祖父母・父母等は自己の直系尊屬で

あつて、伯叔父母等は自己の傍系尊屬である。又子及び孫等は自己の直系卑屬で、甥姪等は自己の傍系卑屬である。兄弟姉妹・從兄弟姉妹のやうに、同始祖から算へた親等が、自己と等しい者即ち同列行にある者は、尊屬又は卑屬といはない。

親等 法律上親族の遠近を親等といふ。直系の親等は、自己又は配偶者を起點として、親族間の世數を算へ、傍系の親等は、自己又は配偶者から同始祖に遡り、更にその始祖からその者に下るまでの世數によつて定める。また姻族の親系親等は、配偶者のそれによる。例へば自己と父母及び我が子とは一親等、兄弟姉妹は二親等、伯叔父母・甥姪は三親等、自己の妻の父母は姻族一親等である。

かく民法で親族といふは、一切の血族及び姻族を含むわけではないが、通常世間で親族といふときは、必ずしも法律上の親族と限らないのである。

表等親及び族親



親睦と禮儀

扶養の義務

親族の交際

法律上の親族たると、通俗に謂ふ親族たるとを問はず、親族は凡て互に親睦を以て交り、禍福を共にし、不時相救ふべきものである。これと同時に親睦の裡にも禮儀を守り、また秩序を保つことを要する。即ち禮儀温情並び行はれねばならぬ。

親族相互の自然的な親和扶助は人生の常道で、實に我が國千古の美風であるが、法律はこの美風を認めて規定を設けこれを強行せしめる。即ち一定の範圍の親族間では、互に扶養を受け、又はこれを爲す權利義務がある。直系血族兄弟姉妹又は夫婦の一方と他の一方の直系尊屬でその家に在る者などの間に行はれる。戸主はいふまでもなく家族を扶養する義務がある。けれども親族はこれ等の規定と、我が國古來の慣習とにより、互に依頼し過ぎて、獨立獨行の精神を減殺してはならぬ。かくては却つて共倒れの不幸を見るに至り、良習を破り立法の精神にも悖る。

親族交際の心得

親族が吉凶禍福相慶弔して、互に親和交際することは、人情の自然であり道理の當然であつて、益、その情を濃かにすべきであると共に、冠婚葬祭を初め、親族間の一切の交際は、虚禮を去り、誠心誠意親和協同し、相互扶助の責務を忘れず、互に激勵して一族一門の隆昌を圖るべきである。

婚姻の重要意義

婚姻 配偶者の關係は、婚姻に因り生ずる。婚姻とは、法律の認めた一男一女の終生の結合である。夫婦の結合は、人類共存の法則によるもので、本人の新生活の開始であり、且又國家社會繁榮の源である。故に婚姻は人生の一大事であつて、生涯の禍福の分れるところなるのみならず、國家社會に對しても極めて意義あるものである。殊に我が國に於ける婚姻は我が家族制度に融合し、且一層これを發揚するものである。

配偶者の選擇

婚姻はかやうに人生の重大事であるから、その配偶者選擇には、

婚姻成立要件

慎重な注意を要する。法律にも亦當事者家國家の慶福發展の爲に、婚姻に關し種々の規定が設けてある。婚姻に關する舊弊は排すべきであるが、ざりとて徒らに無思慮で自由に過ぎるのも亦人道に反する。「只金錢の爲に結婚する人より惡しきはなく、只戀愛の爲に結婚するより愚なるはなし」との格言がある。

法律上婚姻の成立には、一定の要件の具はることを要する。その中、特に注意すべきものは、(一)男は滿十七年、女は滿十五年以上なること。(二)直系血族間・三親等内の傍系血族間及び直系姻族間等に於ける近親でないこと。(三)男は滿三十年、女は滿二十五年に達するまでは、子はその家にある父母の同意を得ること。(四)市町村長に婚姻の届出をなすこと等である。

かく婚姻は届出により成立する。故にその手續を終らない限りは、事實上の結婚をなすも、未だ法律上の婚姻は成立しないから、

結婚式と婚姻届

所謂内縁關係であつて、正しい婚姻ではない。従つて婚姻に因る權利義務は發生しない。結婚式が道徳上尊重されると同様に、婚姻も式後速かに提出するやう心がくべきである。

婚姻が成立すれば、妻は夫の家に入り、入夫及び婿養子は、妻の家に入る。夫婦は同居をなし、互に扶養する義務を負ふ。

離婚 婚姻は元來夫婦の偕老・同穴を期するものであるけれども、時としてはこれを遂げ難い事情が起らないとも限らない。法律が離婚を認めたのは、かゝる場合を豫想したのである。離婚は婚姻に因つて生じた一切の法律關係を消滅させるもので、協議上の離婚と裁判上の離婚がある。離婚は不祥事で軽々しく行はるべきでない。離婚の規定はあつても離婚の起らないやうに心がけることこそ正に人間の務である。

夫婦の務 婚姻そのものは、直ちに人生の幸福ではない。婚姻後

夫妻は各自本務を辨へ、相倚り相助けて幸福を織り出さねばならぬ。これが爲には、夫婦相和し、一心同體となつて家運の繁榮を圖るべきである。而して互にその職業などに關し、理解と同情を持ち、苦樂を共にすべきことは、貴賤貧富の別がない。法律上に於て妻が無能力であるのは、夫權を保護し、一家の平和を維持する必要に因る。道徳上に於て、夫婦相愛し仲睦じく貞節を全うし、又夫妻相共に孝養を盡さねばならぬ。古來妻の貞操は、相當に強調せられたが、夫たる男子の貞操は比較的重んぜられなかつた。しかし最近男子に對しても女子と同じく、貞操を重んずべきことが法律上論議せられるに至つた。これ家庭生活を向上せしめ、夫婦關係を純潔ならしめるため、當然のことといふべきである。

第六節 相 續

相續の種類

相續 相續とは戸主權が喪失する法定の原因、又は家族の死亡等に因り、權利義務を包括的に承繼することである。我が國に於ては、家族制度と個人制度とを併用するから、相續にも家督相續と遺産相續との二種があつて、民法に詳かに規定せられてゐる。

家督相續 家督相續とは、前戸主の一身に專屬する權利を除き、その他の一切の權利義務を承繼することをいふ。家督相續は、我が國固有の制度であつて、主として戸主權を承繼し、家を永遠に相續せしめようとする趣旨に基づくものである。従つてかの系譜祭具及び墳墓の所有權は、全く家督相續の特權に屬する。

家督相續は(一)戸主の死亡・隱居又は國籍喪失、(二)戸主が婚姻又は縁組の取消に因り、その家を去りたる時、(三)女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚に因つて開始するものである。

家督を相續する人を家督相續人といひ、承繼せられる者を被相

家督相續の開始

家督相續人

續人といふ。家督相續人に法定相續人、指定相續人及び選定相續人の三種がある。

法定家督相續人とは、法律の定めた順序により、當然家督相續人たるべき者をいふ。就中、被相續人の家族たる直系卑族は相續開始前に、法律上當然に家督相續を爲すべきものであつて、これを第一種の法定家督相續人又は法定の推定家督相續人といふ。この直系卑族の中親等の近い者を先にし、親等同じければ男を先にし、親等の同じき男又は女の間では嫡出子を先にし、親等の同じき嫡出子・庶子及び私生子の間にあつては、嫡出子及び庶子は女と雖もこれを私生子より先にし、以上の事項につき皆相同じき者の間に於ては、年長者を先にする。養子も家督相續については、縁組に因り嫡出子たる身分を取得したときに生れたものと看做される。要するに男先、長先、嫡先の主義である。かゝる順序に依つて推定

第一種の法定家督相續人

廢嫡

家督相續人となるべき者が、家督相續の開始に先だつて死亡し、又は相續權を失ふときは、その者の直系卑屬はその者と同順位に於て家督相續人となる。

法定の推定家督相續人については左の事由あるときは、被相續人は、その推定家督相續人の廢除を、裁判所に請求することが出来る。これを廢嫡といふ。(一)被相續人に對して、虐待を爲し又はこれに重大なる侮辱を加へたること。(二)疾病その他身體又は精神の狀況に因り、家政を執るに堪へざるべきこと。(三)家名に汚辱を及ぼすべき罪に因り、刑に處せられたること。(四)浪費者として準禁治産の宣告を受け、改悛の望なきこと。この外正當の事由あるときは、被相續人は親族會の同意を得て、その廢除を請求することが出来る。廢嫡の制度あるは家を尊重し家族生活を保護する所以である。

指定家督相續人

法定の推定家督相續人がないとき、被相續人の指定する者が相續人となる。これを指定家督相續人といふ。この指定は、法定の推定家督相續人が生じたときには、その效力を失ひ又取消すことも出来る。指定家督相續人の指定と取消は、死亡又は隱居による家督相續の場合に限るもので、何れも届出によつてその效力を生ずる。

- 第一種の選定家督相續人
- 第二種の法定家督相續人
- 第二種の選定家督相續人

法定の推定又は指定の家督相續人のない場合には、その家にある父母又は親族會が一定の順序に依り選定した者が相續人となる。これを第一種の選定家督相續人といふ。以上の方法に依るも、なほ家督相續人がないときは、被相續人の家にある直系尊屬中、親等の最も近い者が相續人となる。これを第二種の法定家督相續人といふ。更にかゝる相續人も缺く場合には、親族會に於て選定した者が相續人となる。これを第二種の選定家督相續人と

遺産相續人

いふ。
遺産相續 遺産相續は、家族の死亡に因つて開始し、その死亡者の権利義務が、包括的に承繼されることをいふ。被相續人は常に家族であつて、戸主権を有しない者であるから、その承繼される権利義務は唯財産上のものである。且又被相續人の一身に專屬せるものを、相續し得ないことは、家督相續の場合と同一である。
 遺産相續人は、凡て法律によつて定まる。被相續人の直系卑屬は、皆相續人であるが、親等の異なる者の間では、その近い者を先にし、親等の同じ者は、同順位で相續人となり、嫡出子たると否と、男子たると否とに因り、區別されない。若し直系卑屬たる相續人のない場合には、被相續人の配偶者直系尊屬及び戸主の順序に従つて相續する。遺産相續人も亦一定の事由に因り廢除せられることがある。

平分主義

相續分

遺産相續は、家督相續の長子主義であるのに反し、平分主義である。相續人が數人あるときは、相續財産は一度その共有に屬し、後にこの共同相續人中の或者の請求により、分割されることを得るものである。而して各共同相續人が承繼する権利義務は、その相續分に應じて定まる。相續分とは各共同相續人が遺産相續について有する分け前即ち共有の持分に外ならない。相續分は遺留分の規定に反しない限りは、被相續人が遺言を以てこれを定め、又はその定め方を第三者に委託することが出来る。この指定をしない場合には、法律は相續分を定める。これを法定相續分といふ。これによれば同順位の相續人が數人あれば、各自の相續分は均等である。但し庶子及び私生子の相續分は嫡出子の相續分の二分の一である。

・ **相續の承認と拋棄** 相續の承認とは相續をなすことで、相續の拋

單純承認

棄とは相続をなさないことである。相続の承認に單純承認と限定承認とがある。

單純承認は被相続人の権利義務を限定することなくして、そのまま、相続の承認を爲すものである。相続人が單純承認を爲したときには、無限に被相続人の権利義務を承継する。

限定承認

限定承認は相続財産の限度に於てのみ、被相続人の債務等を辨濟すべきことを條件として、相続を承認するものである。限定承認を爲した相続人は、この範圍に於て義務あるに止まる。

家督相続人及び遺産相続人は、自己の爲に相続開始のあつたことを知つたときから、原則として三箇月内に、相続の單純承認若しくは限定承認又は拋棄を爲すことを要する。相続人がこの期間内に、裁判所へ相続の限定承認又は拋棄をしないときは、單純承認を爲したものと看做される。法定の家督相続人は、被相続人の直

系尊屬を除き、相続の拋棄を爲すことは出来ない。これ家の存続を危うする恐があるからである。

相続人の曠缺 相続人あることが分明でないときには、これを曠缺と稱し、その相続財産に對して特に管理人を置く。しかし一定の期間と手續を経て、尙相続人たる權利を主張する者がないときには相続財産は國庫に歸屬するのである。

第七節 遺言

遺言 遺言とは財産の處分、家督相続人の指定等について、自己の死亡に因り效力を生ぜしめる目的で、生前に爲される法律上の行爲である。滿十五年に達した者は、誰でも遺言を爲すことが出来る。

遺言は一定の方式を必要とする。これその效力を生ずる時に

遺言方法

は、遺言者は既に死亡して居るからで、法定の形式を履まないものは効力がない。その方式に普通方式と特別方式との二種があつて、前者は自筆證書公正證書及び祕密證書で、後者は特殊の事情による簡易な方式である。

遺言書の保管者又は遺言書を發見した相續人は、公正證書に依るものゝ外、遲滞なくこれを裁判所に提出して檢認を受けねばならぬ。

遺贈
遺言を以て他人に財産を與へることを遺贈といひ、これを受くる者を受遺者といふ。

遺留分

被相續人の遺贈又は被相續人が相續開始前一年間に爲した贈與により、滅損せられることなくして、相續人が必ず受くべき財産を遺留分といふ。法定家督相續人たる直系卑屬の遺留分は、被相續人の財産の半額、その他の家督相續人は三分の一であつて、遺産

相續の場合には、相續人たる直系卑屬の遺留分は半額、遺産相續人たる配偶者又は直系尊屬は三分の一である。遺産相續人が數人ある場合には、各自半額又は三分の一を受けるのではなく、總員としてこれを受ける。

遺留分に關する規定がなければ、相續人の利益が不當に害せられる虞がある。若し被相續人がその財産の全部又は多くを他に贈與するやうなことがあれば、その家その家族の不幸を招く。この制度は實に相續人を保護し、家族制度の維持を全からしめようとするものである。

第八節 戸籍

戸籍法 一家の内での戸主、家族、親子、夫妻等の身分を明確にし、國民としてその國籍及び身分を證明することは、人の生活上誠に

重要なことである。而して個人の権利義務は甚だ大切なもので、これはその人の身分に基づいて發生する。されば國家は戶籍法を設けてこれ等の登記の嚴正を期してゐる。

戶籍 戶籍とは個人の身分を登録し、一家の組織と所在を示し、又國民の分限を明かにし、その屬籍關係を確定證明するものをいふ。戶籍は市町村長がこれを司る。戶主を中心として一戸毎に編成し地番號の順序に編綴せられる。戶籍に關する登記の公簿を戶籍簿といふ。

戶籍簿
届出

戶籍に記載すべき事項は法律に定めてあるから、かゝる事項に該當する事件の起る毎に、遲滯なく届出でねばならぬ。若し自己の戶籍がなければ、何處に生れ、何れの國民であるかも知定しない。權利を行使せんと欲しても、その根據を證明することが出來ないため、それを爲し得ない。又行政上甚だ不便不都合を生ずる。そ

本籍地
寄留
住所
居所

れ故個人の爲にも、國家社會の爲にも、戶籍法に規定する事項の届出を怠つてはならぬ。

自己の戶籍のある地を本籍地といふ。九十日以上本籍地外の一定の場所に住所又は居所を定める者は、寄留者として取扱はれる。寄留者は寄留手續法により届出でることを要する。住所とは人の生活の本據である場所をいひ、居所とは生活の本據でない居住の場所をいふ。

第三章 一家の生計

第一節 生活の安定

生活の安定 一家の經濟がよく整備すれば、生活の安定が保障せられ、家族はその生活を樂しみ、人生の幸福を享受することが出來

る。従つて一朝不時の災害等起るとも、忽ち家計に破綻を生じ、家族離散の慘事に陥らない。物價騰貴などに因る生活難も、一家の生計が安定して居れば、その憂苦は緩和される。

各家の生活安定は、延いて社會の健全な發達をなす原因であり、國富・國力充實の基礎である。されば平常生活の安定を計ることは、家を重んじ國を愛する精神に外ならぬ。

第二節 一家の生計

一家の生計とは一家族の暮しむきをいふ。一家族が生活するには、衣食住の費用を初め、祖先の祭祀を營み、公課を負担する費用、教育費、交際費、慰安費等を要する。これ等諸種の費用を一家の生計費といふ。各個人はその生計費によつて生存する。而して各個人が生活の爲に財貨の分配を受けるときは、これに次

生計費

財務の經理

収入

支出

調整

いで財務の經理が始まる。分配宜しきを得ても、各自が財務の經理を誤るならば、その經濟生活は安樂ではない。經理宜しければ、或程度までは、分配が不完全であつても補正し得る。

財務の經理は収入・支出及びその調整である。収入には多くの種類がある。大別すれば實物収入と金銭収入である。人は須らく自己の収入によつて、生活の資料を得べきものである。支出は一切の生計費である。而して収入にも支出にも經常・臨時の二種がある。

各個人は各自の經濟に留意し、家長は一家の經濟に注意し、以て生計をして最も經濟的ならしめることは、誠に重要なことである。家計は収入に應じて支出を計ることを原則とし、支出は常に収入に従つて定めねばならぬ。これを調整といふ。調整を行ふには、收支に關する豫算を立て、生活することを要する。近來豫算生

豫算

活の高調力説せられる所以は茲にある。その豫算に關して主要なことは、(一)一家收支の統一を計ること、(二)収入の一部は必ず天引し、臨時収入と共に基本財産として蓄積し、家運の振興を圖ること、(三)教育費・婚嫁費・突然の旅費・特別品の購入費等は、これを特別會計として、豫め別途貯金をすること、(四)生計費を記帳して、常に豫算と實行とを照合省察することなどである。豫算による生活を營む以上は、必ず決算を行つて施行の成績を知り、これを將來の豫算編成と反省の参考にしなければならぬ。その上、諸財貨の性能を盡さしめ、以て力めて廢物を利用し、應分の消費を標準として、勤儉貯蓄を心がけることを要する。家計は削る程太るとの標語は實に至言である。けれども奢侈と共に吝嗇も亦惡徳である。餘財は邦家の爲によく利用し活用すべきである。

更に積極的に収入の増加を圖るため、修養・研究等に努めること

決算

廢物利用
勤儉貯蓄

収入増加

を要するは言を俟たない。

第三節 節約と貯蓄

勤儉貯蓄 生計を立てるについて、一家の収入を計り、その支出を按排することは最も大切なことで、若し支出が常に収入以上に上るならば、勢ひ借財をしなければならぬ。而して終に破産の憂目にあひ、悲惨な生活苦に陥る。従つて家計に於ては、負債あらば力めてこれを返濟し、進んで或程度まで資産を蓄へて、豫め備へるところがなければならぬ。そこに治産の必要がある。治産の方法は勤儉貯蓄である。

財貨を適當に消費するは、固より至當のことである。然るに消費の不節制は、一家一國の經濟的危機を招く虞がある。一家に於ては病氣・天災・失職・物價の暴騰等により、不時の支出を要すること

消費

治産

があるのみならず、結婚旅行等のため臨時の出費を要する。不時の準備あるものは、心強く世事を勇断して成功するが、さうでないものは、戦々競々として遅疑し多く事を誤る。されば消極的には、災厄等によつて起る一家の破滅、一族の離散を豫防し、人々に累を及ぼさないやうにし、積極的には我が家の幸福繁榮を招致するため、勤勉と共に節約貯蓄が肝要である。金銭や財貨の無益な消費濫用は嚴に戒めねばならぬ。

一 社會・一國家について見るも、事業には資本を要し、資本は貯蓄によつて生ずるものであるから、貯蓄がなければ事業は興らない。されば國民の貯蓄心の有無多少は、一國産業の盛衰に關係し、國運隆替の分岐點となる。それ故常に節約貯蓄を心がけねばならぬ。節約とは無益の用を節して、失費を少くすることをいひ、節約して収入の幾部分を積立てるのを貯蓄といふ。貯蓄の美風は目前

節約貯蓄

節約貯蓄は身のため國のため

の快樂を措いて、他日の用に供しようとする遠慮と、克己制慾の習慣によつて生ずる。勤儉は一身の經濟的獨立を全うし、國家富強の基をなすものであるから、古今の學者政治家にして、勤儉の教訓をしたものは頗る多い。而して節約貯蓄の必要は、決して貧賤な者に限つたことではない。節約貯蓄は一身一家の爲であると同時に、國家社會の爲であつて、家族の心得であり、且國民としての義務である。時間も亦濫費してはならぬ。

節約とは無駄を省き、不經濟を爲さぬことで、必要をも廢するの謂ではないから、節約と吝嗇とを混同してはならぬ。人家國家社會として、當然爲すべきことを爲さないのは、不義理不人情であつて、節約の意義を誤解し、共存共榮の本義に反する。

要するに一家の生計は、應分の消費を爲すべきで、入るを計らず、多額の消費を爲し、身分を顧みないで不相應の散財を爲し、虛榮虛

吝嗇

奢侈贅澤

飾に憚れて、徒らに財貨を浪費するのは奢侈贅澤である。奢侈贅澤は儉約の正反對で、その心情卑しく、且各種惡徳の源泉となり、吝嗇よりも一層憎むべきもので、社會に害毒を流すことも殊に顯著である。人が餘り奢侈贅澤に流れると、やがて負債を生じ、祖先傳來の資産をも蕩盡して、一身一家の滅亡となり、延いて國家の損害を醸すこととなる。

されば古より國法を以て國民の奢侈を禁じた例は乏しくない。しかし奢侈贅澤は國家の權力のみにより十分に禁壓せらるべきものではなく、寧ろ國民各自がその道徳心に訴へて、相戒めるに如くはない。それ故、各人は奢侈に流れず、吝嗇に陥らず、儉約を守つて勤勉力行、以て身を立て家を興し、進んで國を富ますことに努めねばならぬ。

我が國は貯金總額に於ても、國民一人宛の貯金額に於ても、未だ

我が國の貯金

西洋諸強國に比し、及ばないこと遙かに遠い。これ東洋には古來動もすると金錢を賤しむ風習があつたのと、國民がその富の程度に比較して、奢侈頗る増長したのに因ると共に、また貯蓄制度が不備であつたからである。

貯金と産業 貯金が少ければ、産業資金不十分なるため、利子従つて高く、利子高ければ生産費多くして、國際貿易上に於ても不利の地位に立つことを免れない。即ち高利は凡ての實業改良及び新發明を沮喪しこれを妨碍する。我が國に於ては、今日利子がやゝ低下したけれども、未だ歐米列強よりも高率にある。更に一段の貯金奨励を必要とし、國民の勤儉貯蓄と貯蓄制度の充實を計るを要する。「餘りをとらず、ためて餘せ」。「節約は資本要らずの金儲」。「貯金は誰にも出来る御奉公」等の標語は國民の是非とも常に誦讀して實行すべきことである。國民一人一日一錢の貯金は一箇

死藏

年にして二億數千萬圓に達する。一錢の金錢はその力貧弱なるも、二億數千萬圓は眞に偉大な力である。又一錢を笑ふ者は一錢に泣く。國としても、家としても、個人としても大いに奢侈を誠め、勤儉貯蓄の徳を全うすることを期すべきである。

貯蓄の良法 貯蓄の方法には、慎重なる注意を要する。預金した銀行が破産すれば、折角の預金がとれなくなり、多年苦心の貯蓄も水泡に歸する。さりとして金錢や財貨を死藏するときは、自己一身の不時の事件に對する準備としては役立つべきも、國民經濟社會經濟等には何等貢獻するところがない。それ故經濟知識を養ひ、經濟狀況に留意し、最も安全な貯蓄の方法を講ぜねばならぬ。

第四節 保 險

保險の必要 有爲轉變は世の習であり、人の命數には限りがある。

經濟上の困窮

貯蓄の一種

天災地變その他の禍に因り生命財産を喪失し、昨日の幸福は今日の夢となり、或は遺族の路頭に迷ふ者もその例に乏しくない。かかる場合に、宗教道德等は、精神上の苦痛を慰藉することを得れども、經濟上の困窮を救ふことは出来ない。しかも不慮の災難は何人にも免れ難いもので、一旦これに遭遇すれば、人情の悲嘆に加へて、經濟上の損失を蒙らねばならぬ。これ保險制度の必要な所以である。まして人間の社會生活が複雑繁激に赴き、競争は激甚となり、心身を勞することの増大した今日に於ては、特に然りである。

保險の制度 保險は同種の災禍を蒙る危険を感じる人々をして、保險料を醸出せしめ、その中で實際に災禍を蒙れる者に、約定保險金を與へ、それによつて多數者が互に危険を分擔して、その損害を填補する經濟制度である。されば保險の效益は、人類共存互助、共濟の道により、安んじて生活を営ましめると共に、貯蓄の一種とし

保險の特質

て、自己を利し他を利し社會に貢獻する點にある。殊に生命保險は、萬人に關係があり、人々に老後死後の慰安を與へ、生活の安定を得せしめるものであるから、平素適當の保險を附し置くことは、一家を保つに極めて肝要なことである。
貯蓄も固より大切なことであるが、生活の安定を感じざるまでは、通常長年月を要するに反し、保險は保險に附した瞬間から、生活の安全を保證されるものである。これ保險の特質である。

保險の組織
公營と私營

保險の組織には、公營と私營とがある。我が國に於ては簡易生命保險及び健康保險等は公營で、その他のものは大抵私營である。私營には相互保險と營利保險との二種がある。前者は被保險人が同時に保險人となるもので、後者は被保險人と保險人とが異り、通常株式會社が自己の資本を以て經營し、その利益を得るを目的とする。また保險はその保險すべき危険の種類により、生命保險

相互保險
營利保險

生命保險

損害保險

と損害保險との二種に分つ。生命保險とは、人の生命に伴ふ危害に對する保險であつて、これに終身養老、徵兵、傷害等の各種保險がある。損害保險は物の損害に對する保險であつて、その中に火災、海上運送、盜難等多種の保險がある。

郵便年金制度

年金制度 保險の一種に年金制度がある。これは豫め掛金を拂込み置き、後に至つて一定の年金を受取る仕組である。我が國に於ては郵便年金制度がある。

保險料と社會事業 保險は保險金を受取る者にとり、都合のよい制度であるばかりでなく、その保險料として納付した金銭は、有益な生産事業を援助してゐる。されば一家の爲にも、社會の爲にも、貯金と共に應分の保險を附すべきである。

第五節 計 量

計量 計量とは、財貨の分量を測定すること、計量の進んだのは一等國との標語がある。國民の經濟生活に於て、計量は緊要なことである。

現代の經濟社會では、財貨の交換に當り、又事業上財貨の價格と數量とは密接の關係があり、且消費節約能率増進の爲にも、計量を正確にしなければならぬ。文化愈進展し、經濟活動が敏活精細となるに伴ひ、益、計量の確實嚴正の必要を生じて來る。

然るに從來我が國民は、計量に關する觀念が薄弱で、しかも計量道德にも缺けてゐる。この爲に一家の生計、一國の財政並に外國貿易上多くの不利を招いてゐる。故に計量の觀念を普及増進することは、現下の急務であつて、國民は須らく計量の重要性を理解すべく、殊にメートル法が國際的に施行せられる今日に於ては、一層その必要を感じざる。

計量の確實嚴正

第六節 財 産

財産尊重 財産は金錢に見積り得べき物及び權利を總稱したものである。「恒産なければ恒心なし」との言の通り、一家の生活を營み國民の義務を全うするには、一定の恒産を有することが必要である。しかも國富といふも個人の財産即ち國民の富の總和に外ならぬ。従つて社會的施設を完備し、國家の富強と文化の發達とを期するにも、凡て個人の財力の充足に俟たねばならぬ。故に家産の増殖と財産の活用とは、國富及び國民所得を増し、國家の發展興隆に貢獻することになる。これ實に國民として最も主要な責務の一つである。

一家の財産は戸主及び家族の勤勞により、或は祖先の業績によつて成り、個人的にも社會的にも重要なものであるから、これを尊

個人財産と國富

私有財産制度
所有權の保障

重すべきは當然で、國家は國民の私有財産を認め、所有權の保障を與へてゐる。私有財産制度を排斥否認するは僻見である。されば、勤儉力行して財の増殖蓄積に心がけると共に、財産をよく善用し活用しなければならぬ。かくてこそ財産が社會から尊重されるのである。而して他人の財産を尊重することを忘れてはならぬ。

先人の恩澤

就中祖先の遺産は祖先の勞苦の賜であるから、謹んでこれを繼承し、恰もこれを祖先の遺體であるかの如く大切に管理すべきである。この精神は古來の良俗であつて、これがやがて郷土愛の精神である。實に今日の財貨や文化は過去先人の惠澤に外ならぬ。自己の財産を處分するには、敢て他を憚ることはないが、浪費して道徳上經濟上世に害毒を及ぼすことや、財産を死藏して世の利益を計らないのは、所有權の濫用である。かくては共同生活の安

所有權の濫用

財産の活用

易と發達とを期することが出来ない。公用徴收、所有權の制限等に關する法規があり、買占などに關する取締を要するものもこの爲である。財産所有者はその財産の用法に従つて財産を使用し、所得を生ぜしめ、その所得は先づ自家の生計に充て、餘裕あればこれを貯蓄して財産増殖の用に供し、更に文化的な生活又は種々の社會的事業の費用に提供すべきである。

財産の種類

財産は物權的財産と、債權的財産とに大別する。前

者は有形財産と無形財産とに分ち、有形財産は、不動産と動産である。不動産とは土地及びその定着物といひ、動産とはそれ以外のあらゆる物をいふ。不動産は土地建物などで、動産は金銭衣服、具有價證券などである。有價證券は公債、社債券、株券等で、經濟の發達するにつれて愈々多く用ひられるから、財産としても漸次重要な度を増すに至つた。無形財産とは、法律を以て保護された無形

不動産
動産

の利益を内容とするもので、著作権、特許權、實用新案權、商標權、意匠權等である。債權的財産とは、特定の人に對して、一定の行爲又は不行爲を要求する權利が、財産の内容をなすものをいふ。

財産權

人が財産に關して有する權利を財産權といふ。

私權の得喪は主に法律行爲、時效その他種々の原因による。法律行爲は賣買、贈與、婚姻、遺言等のやうに、或人が私權の得喪を來さしめる意思を以て行ふ行爲をいふ。法律行爲には一人の意思表示のみによつて成立するものと、二人以上の意思が合致して成立するものとの二種がある。前者を單獨行爲といひ、後者を契約といふ。時效とは一定の期間、一定の事實狀態が繼續することによつて、權利の得喪される原因であつて、取得時效と消滅時效との二種がある。

財産權の主なものは、物權と債權である。

私權の得喪
法律行爲

時效

物權

物權 物權とは人が直接に或物を支配する權利である。故に物權を有する者は、他を排して物を自己の權利の下に支配し、何人にも對抗することが出来る。物は人類の需要を充すのに必要で、物權は人が物を利用する事實關係を、法律が認めて保護するものであるから、人類の生活に極めて必要なものである。物權は法律に定められたものゝ外、これを創設することが出来ない。即ち物權の種類は法律上限定せられてゐる。これが物權の債權と異なる點の一つである。民法の認める物權は次のやうである。

(一) 占有權 物の所持の利益を主張する權利を占有權といふ。物を自己の爲に所持する意思を以て所持する者は、その物の占有權を得る。

(二) 所有權 法令の制限内で、物を自由に使用し、収益し、處分する權利を所有權といふ。所有權は一私人もこれを享有するこ

所有權の尊重

とが出来たる制度が、即ち私有財産制度である。これは我が國及び現在の多數文明諸國の採用するところである。この制度は經濟組織と社會組織を維持する爲に必要で、若しこれがなければ、勤儉貯蓄も多くは意義のないものとなる。従つてこれを尊重しなければならぬ。

(三) 地上權 他人の土地に工作物又は竹木を所有するが爲に、その土地を使用する權利を地上權といふ。

(四) 永小作權 小作料を支拂つて、他人の土地で耕作又は牧畜をなす權利を永小作權といふ。

(五) 地役權 一定の目的に従つて、他人の土地を自己の土地の便益に供する權利を地役權といふ。通常その兩地の所有者の契約によつて成立する。用水地役權、通行地役權がこれである。

(六) 入會權 一定の地域の住民が、共同して一定の地域の山林

原野について、使用収益する權利を入會權といふ。

(七) 留置權 他人の物の占有者が、その物に關して生じた債權を有するとき、その辨濟を受けるまで、その物を留置する權利を留置權といふ。

(八) 先取特權 一定の原因から生じた債權を有する者が、他の債權者に先立つて、債務者の財産について辨濟を受ける權利を先取特權といふ。

(九) 質權 債權の擔保として、債務者又は第三者から受取つた物を占有し、且債務者が任意に辨濟をなさない場合に、その物を競賣に附して、他の債權者に先立つて辨濟を受ける權利を質權といふ。

(十) 抵當權 債權者が債務者又は第三者から占有を移さないで、債務の擔保に供した不動産につき、他の債權者に優先して、自

債權者
債務者

債權の發生原因

己の債權の辨濟を受ける權利を低當權といふ。
債權 債權とは特定の人に對して一定の行爲又は不行爲を要求する權利をいふ。これを要求する權利を有する人を債權者といひ、その要求に應ずべき義務を有する人を債務者といふ。
 債務者が任意にその債務を履行しないとき、即ちその爲すべき行爲をなさないときは、債權者は裁判所に訴へてその行爲を爲さしめ、又は不履行による損害を賠償せしめることが出来る。
 債權は種々の原因によつて發生する。その主なものは次の四種である。

(一) 契約 債權の成立を目的とする二人以上の意思表示の合致を契約といふ。我が民法にはその原因として十三種が規定してある。(贈與、賣買、交換、消費貸借、使用貸借、貸借、賃借、雇傭、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解) しかし公の秩序、善良の風俗に反

契約自由の原則

しない限り、契約自由の原則によつて、如何なる内容の契約を爲しても差支がない。

(二) 事務管理 義務なくして他人の爲に事務を管理するを事務管理といふ。これによつて、その他人と管理人との間に、管理費用の償還等について債權關係を生ずる。

(三) 不當利得 法律上の原因がなく、他人の財産又は勞務によつて利益を受け、他人に損害を及ぼすことを不當利得といふ。

(四) 不法行爲 故意又は過失によつて、他人の權利を侵害する行爲を不法行爲といふ。この場合に加害者はこれが爲に生じた損害を賠償すべき債務を負ふ。

人類の生活は共同生活で、相互にその長短を補足しなければならぬことが多く、賣買、貸借等が人生に缺くことの出来ないものであることは、日常見聞するところである。債權はこの事實關係を

債權の效用

法律で保護したものであるから、社會共同生活に於て極めて重要なものであることは言を俟たない。特に近世分業の發達につれて、取引關係が複雑となるに従ひ、その效用は益増加し重要さを加へた。

第四章 職業

職業と人生 活動は自然界の理法で、生物の本能任務である。殊に萬物の靈長である人間の生活にあつては、眞に自覺ある活動によつてこそ初めて人としての生活を價値あらしめるものである。

明治天皇御製

世の中は高いやしきほどくくに

みをつくすこそつとめなりけれ

世の中にひとり立つまで修め得し

業こそ人の實なりけれ

職業は即ちその活動の一方法であつて、人が社會的仕事の役割として繼續的に従事する務である。各人は各自の職業によつて、その能力を發揮し、生計の資を得て、一身一家の經濟上の獨立を得、國家社會に奉仕し、公共に報ゆるものである。されば貴賤貧富の別なく、人々相當の年に達すれば、何人も自己に適する正しい職業を求め、忠勤刻苦經營以て人としての天職を全うしなければならぬ。家産に寄食して職のない者は、眞に職業の使命も人生の意義も感得しない者である。

職業は單に一家の生計の爲のみではなく、國家社會の共存共榮の理想に貢獻するものである。何等の職業を有たない者が多くなれば、社會は退步するであらう。故に個人的にも社會的にも職業は實に人生の大なる務である。

職業の重要意義

社會的分業

職業の選擇 職業は世の進歩と共に次第に分化し、その種別愈々多きを加ふるに至つた。即ち自給自足の經濟時代より轉じて、社會的分業の交換經濟時代となつた。故に人々はその長所に従つて業務を分擔し、その能力を發揮して、自己の職業の上に進歩改善を計るべきである。かくて世の文化を促進し、衆民の幸福を招致することゝなる。

職業選擇の自由

現代は昔日と異り、何人も職業選擇の自由を有し、如何なる職業にも従事することを得る。而して職業の選擇は決して易々たるものではなく、又これを輕々にすべきではない。その如何によつて一生涯に於ける成敗の分岐となり、一家の消長をも招來するのである。従つて一生の生活路を開き、運命を左右すべき職業選定には、本人の深慮と注意を要するは勿論、指導宜しきを得ることは甚だ必要である。人々各、その身體・才能の發達に差異があり、趣味

適業

性向・天分に相違があり、長所・短所がある。故にこれ等に注意することなくして、只徒らに父兄の思ひつきや、皮相の觀念・社會流行・一種の虛榮などから、職業を選擇したならば、生涯の悔を剩す虞がある。天性と職業と適合する者は幸福であつて、好きこそ物の上手なれといふ如く、適業は能率が上り、不適の職業は勞多くして成功困難である。適材・適所は一身の幸福であるのみならず、一國の生産力を増大することになる。

職業選擇上の指導

されば職業選擇には、己を知り己の境遇を知悉する自己が定めべきであるけれど、未だ世の經驗に乏しいから往々その判斷を誤り易い。故に己が一生の職業を定めるには、自ら詳かに考慮を廻らした上、父母・親族・長上・師友・先輩等で、平素眞に自己の性情・學力等についてよく知れる者の指導を受けることは、何人にも必要であり、健實な方法である。

天分

人の天分は通常數種あつて唯一つではない。故に自己の境遇
上、自己の性能に最も適する職業に従事することを得ない場合も
あるが、かくの如き場合には徒らに悲觀せず、第二の天分完成に満
足して、これに最善の努力を傾注すべきである。如何なる業務で
も、普通の人には或程度までは達成し得るものであるから、墳墓の
地を守り、祖業を繼ぐはかゝる場合の一方法である。尙一度決し
た職業を、徒らに半途で改變することは、各人にとつて一生の不幸
である。

正業

由來職業には貴賤高下の別はない。正業であれば、如何なる職
業に従事するも恥ではない。人生の光榮である。奉公の第一歩
である。西洋の諺に、我が子に職業を授けないものは盜賊を教へ
るものであるといふやうに、子弟をして職業に従事し得るやうに
教育することは、職業の選擇と同時に父兄の重大な責務である。

職業指導

成業

勤勞と研究 職業の選擇と指導とは、成業の第一歩であるが、成業
そのものではない。如何に心身に適合したものを選ぶとも、以後
の心得が足らなければ、成功は覺束ない。先づその職業に關して
研究を怠らず、常にその改善進歩を心がけねばならぬ。

成果の美しい業務程辛苦が大きい。職業に従事するには研究
と共に辛抱が肝要である。何となく他人の職業が羨ましくなり、
もつと樂に面白く暮すやうなことはないかと考へ、或は廣告等に
迷はされて轉業するやうでは多く失敗に終る。要するに志操の
堅實なことは成業の要件である。而して忠實、勤勉、正直を旨とし
て信用を高めよ。職業に忠なれば、趣味も研究心も湧き、自己の職
業に對して愛好と尊敬とを持つやうになる。かくて職業は愈進
歩發展するに至る。

志操の堅實

職業に對する愛
好と尊敬

職業と道德 職業に従事する心得として、勤勞と研究の外に道德

職業の社會的意義

も重要である。職業は決して一つの技術で終るものではなく、實に人間の活動である。されば職業は道德に基づいてのみ、眞にその意義を全うする。自己の職業は廣く他の職業と緊密なる關係にあるから、從業中の一人の不誠意や過失は、一個人の損失となるばかりでなく、直ちに全體の統一を破り、國家社會全般の共同生活の安全を失はしめる。故に職業の社會的意義に目醒め、強い責任感を以て職業に従はねばならぬ。

人生の眞の喜

個人の立場から見ても、責任感の弱い人は世の信用を得がたく、世の信用を得ないでは成業は覺束ない。樂しみも幸福も安心も光明も職業の中から求める眞劍さを以て、忠實業に従ふものは、自己を職業の中に没入し、而して職業の中に自己を見出すことが出来る。この境地まで行けば人生の眞の喜がある。

競争心

人は職業に従事するに當り、互に競争心を起し優勝劣敗を生ず

る。職業上の競争は、正當なものであれば、自己を發達させ社會をも益するが、不正な競争は、信用を失ひ、國家社會をも毒するものである。競争心の擴張と共に、これに關する道德を向上することが肝要である。

第五章 教育

人と教育 教育は心身の發達を助成せしめ、人格を完成させるにある。個人としての修養は勿論、國家社會の一員としてその公の務を全うするには、必ず教育を必要とする。かくて地上に淨土を顯現せしむべき素地を養ふ作用である。されば教育は單に個人のみならず、國家社會の爲にも缺くことの出来ないもので、産業といひ、政治といひ、軍事といひ、何れもその發達充實は教育の力に俟たないものはない。國家社會の完成は、制度よりも人であつて、こ

國家社會の完成と個人の完成

れを組織する個人の完成にある。殊に立憲自治といふ最も進歩した制度が布かれ、國際協同が益々緊密となる現代に於ては、國民全體を國家社會的に覺醒させなければならぬ。この覺醒は教育の力に俟つ外ないのである。近世國家に於ては皆教育を國家の事業となして、教育の制度を定めてゐるのはこれが爲である。

家庭教育 人自らの中に存する高尚な人間性の萌芽は、決して自然のままに成長するものではなく、人間は出生と同時に家庭教育を受けて、人格の根柢を作る。「健全な精神は健全な身體に宿る」といふ。その身體の發育を養護するは家庭教育の最大任務である。而して「三つ兒の魂百までも」との諺のやうに、母の懷に抱かれて聞かされた童謠や、稍長じて聞いた童話などは、成長の後も尙耳底に残つてゐるが、小兒はこれ等によつて、各種の情操を涵養することを得、且又國民性の養成に力あることはいふまでもない。殊に家

家庭教育の重要
意義

庭に於ける躰こそは、人の生涯の道德の淵源である。故に最も偉大な訓育所である家庭は、常に圓滿平和であつて、健全な家風を樹立し、小兒をしてその間に人とならしめることが、極めて肝要である。さもなくては、学校教育を受けるやうになつても、子弟生活の大半は家庭で過すのであるから、学校教育で如何に懸命の努力をしても、空しく水泡に歸してしまふであらう。又家庭教育は學校に於ける多數教授の陷る短所を矯正し、十分に個性を伸暢させる上にも大切である。それ故世間一般をして家庭の教育的任務を自覺せしめねばならぬ。家庭教育振興に關する文部省の訓令は、ここに着眼したものである。

学校教育 我が國は早く平安朝時代に學校の設立を見たが、これは一門の子弟を教育する私學で、民衆の學校ではなく、主として官に必要な人才を養成するにあつた。封建時代には教育は殆ど僧

侶と武士の間に行はれ、庶民教育としては、寺小屋にて僅に讀書算と行儀作法の初歩を教へるに過ぎなかつた。明治五年に不學の人なからしめんため、學制が頒布せられ、全國に小學校が設けられ、國民教育の普及となり、明治十九年帝國大學令、師範學校令、中學校令、小學校令等公布せられ、明治二十三年教育勅語の煥發によつて、茲に我が國民教育の大方針が確立した。今や小學校より大學に至る約四萬七千の官公私立各種の學校が完備し、先進諸國に比して優るとも劣らぬまでに教育の發展を來した。

義務教育 國家社會の進歩發展は、その國民の教養の程度如何による。全國民の教養が低ければ、その國には燦然たる文化の華は咲き難く、科學の發達、政治の公正、道德の振興、産業の合理化などは、畢竟國民教育の普及と徹底とによつて、教養の高い多數國民の努力に俟たなければならぬ。まして世界的大國民として、萬邦より

國民の三大義務

尊敬を受けるには、國民教育によつて知識と品性とを向上せしめることが必要である。それ故文明諸國は國民教育を大いに重んじて、義務教育制度を定めてゐる。我が國に於てもこの制度を施行し、兒童就學の義務をその保護者に課してゐる。これは皇國民の三大義務の一で、國民は喜んでその義務を全うすべきである。各市町村はその區域内の學齡兒童を就學せしめるに足る學校を、設置する義務がある。

學校生活 學校生活は立派な一つの社會生活である。校長教師、生徒等それぞれ相互に禮讓と愛情とに結ばれつゝ、秩序を保つ爲に、規則を定め、これによつて共同生活が行はれてゐる社會である。家庭にあつては父母の自然の愛護の下に、尙我儘が許されることがあつても、學校に於ては自己一人の利己的な我儘や勝手は許されない。されば學校の生活に於て兒童や生徒は嚴肅にして充實

社會生活の體驗

した社會生活を體驗する。即ち團體に從屬し團體の爲に奉仕する義務と歡喜とを體驗し、個人はその全體の中にのみ發展することが出來、全體はまたその個人によつて發展するものであることをよく理解し得る。快く學則を守ることがとりもなほさず遵法の精神であつて、國憲を重んじ國法に遵ふ訓練となり、その他教師學友相互間の親和協力、責任及び禮儀の尊重など大いに善良な校風の作興に努むべきである。これがやがては國民性の發揚の源となる。かくて理想的社會人を陶冶することが出來て、立憲自治の民たるの素地が養へるのである。

社會教育 「社會は大學校である」との諺のやうに、社會は教育場であつて、見るもの聞くもの一つとしてその資料とならないものはない。教育は學校のみで完成されるものではなく、世は日進月歩である。従つて學校を卒業した後にも常に修養を續けて、教養を愈

社會教育施設

高めしめるものが社會教育である。

新聞雜誌

社會教育の施設としては、圖書館、博物館、博覽會、展覽會、講習會、講演會、成人講座、夏季大學、ラヂオ、映畫、芝居、寄席等がある。又團體には少年團、男女青年團、婦人會、戶主會、帝國在郷軍人會、各種の教化團體等がある。新聞雜誌は現代社會に於て最も有力な社會教育機關である。これに映畫とラヂオを加へて、社會の三大教育機關と稱せらる。新聞も雜誌も、津々浦々山の奥にも普及し、國民は朝夕一堂に會して國事を談じ世界を語るの觀がある。抑、立憲政治は公議輿論による政治である。公議輿論を發表するものは主として新聞雜誌である。政治家は主として新聞によつて國民に接し、議會を初めすべての政治機關は新聞雜誌によつて國民の監視を受ける。若し新聞による正確な事實の報道と公正な輿論の交換が行はれなければ、立憲自治の政治は到底その本領を發揮し得

ないといへる。新聞雑誌は教育上、かやうに重要なものであるから、報道の迅速を尊ぶ餘りに、誤報を載せ或は黨派的偏見に陥つて公正な輿論を亂すことなどのないやう、その本來の使命に目醒めて大任を果すべきである。

これ等の教育機關にも利害が相伴ふから、これをよく利用すると同時に、意志を鞏固にして取捨選擇を誤らないやう注意しなければならぬ。

第六章 神社

神社 神祇を奉齋してこれを尊崇することは我が國固有の習俗である。老杉古檜鬱蒼たる神都神路山に御座まします國家の宗廟を初め、我々の郷土の鎮守の森にも、新附の領土にも、神社を見ないところはない。惟神の大道は日本民族固有の大精神であつて、

神國發展の原動力である。神社はこの精神の發現に外ならない。我が國民は古來祖先崇拜の美風に富み、祖先を神社に祭つて感恩報謝の誠を盡してゐる。祖先崇拜は我が國の家族制度の特質から自然に生じた心情である。我が國は家族制度・氏族制度で國を建てたのであるから、氏人の祖先に對する崇敬の情は極めて強く、終には祖先を神として崇敬奉祀し、恩惠を感謝するのみならず、氏族の安寧福祉をも祈願した。これ祖先の靈は常にその子孫である氏族を加護してやまないといふ信仰に出たものである。かくして氏神の觀念が起り、すべての氏族の宗家にまします皇室の御祖先に對して、天皇におかせられては申すに及ばず、一般臣民が極めて熱誠なる尊崇を捧げ、且その御加護に信賴したのは誠に當然である。天祖天照大神が天孫瓊々杵尊の御降臨に際し、特に神祇を祀り神籬を樹つべき詔を賜つたのも、全く同じ思召に出た

至深至重の御儀

ものである。

されば古來神社の奉齋は朝廷に於て至深至重の御儀とせられて今日に及んでゐる。天皇の尊を以てして尙皇祖の遺訓を守りその祭祀を重んじ孝道の模範を垂れ給うたので、一般臣民はまたこれに倣ひ祖先の祭祀に勤めないものはない。

神として祀られる御靈を祭神といひ、その主なものは、皇祖皇宗の神靈、各氏族の祖先、皇室・國家又は地方に對して勳功を立て、一世の龜鑑である人々である。従つて神社に祭神を奉祀するは、祖先崇拜の美風の表現である。

神社に關する現行制度 神社は大別して神宮・宮中三殿・一般神社の三種となる。

神宮は内宮と外宮に分れ内宮には天照大神を、外宮には豊受大神を奉祀してある。皇室は國民の宗家であるから神宮はまた國

神宮

神社の祭神

宮中三殿

民の大氏神である。神宮は皇室を初め奉り國民一般の尊崇の中心で、民族的統一はこれによつて益鞏固である。皇國民は凡て皇祖神の後裔でその加護を依頼し得るといふことが、いかにも民族的統一を固くし、國內各戸には必ずその神札を神棚に奉祀してゐる。遠く支那・南洋・南米の地に至るまで、苟も日本民族の發展するところには必ず神宮の御分身を奉齋して日本人たる思念と光榮とを發揮してゐる。

宮中三殿には賢所・神殿・皇靈殿の三殿がある。賢所には天祖天照大神、神殿には天神地祇、皇靈殿には御歴代の天皇及び皇族を奉祀し給ふ。大中小の祭祀を行ひ給ふこと年々六十餘回に及んでゐる。これ實に範を國民に示し給ふものである。

御歴代の天皇はそれぞれ所定の祭儀を行はせられ、群臣を率ゐて皇祖神を奉祀し國民の安寧と發展とを祈らせ給うた。

明治天皇御製

あまてらす神の御光ありてこそ

わが日のもとほくもらざりけれ

神垣に朝まゐりしていのるかな

國と民とのやすからむ世を

神宮は諸神社の上にあつてその待遇は古來他の神社と異つて
ある。一般神社はその社格によつて官幣社(大社・中社・小社)・國幣社
(大社・中社・小社)・別格官幣社・府社・縣社・郷社・村社・無格社に分れる。社
格とは神社の格式をいひ、これによつて國家の神社に對する待遇
が違ふ。

神社の職員は官吏又はその待遇を受ける。特に神宮の祭主は
皇族若しくは公爵を以てこれに任じ、大御手代として奉齋し祭事
を管理する。

社格

祭禮

神社と宗教

神社では祭禮を行ふ。祭禮に大祭・中祭・小祭の三種がある。大
祭は祈年祭・新嘗祭・例祭などで、官幣社には宮内省から、國幣社には
國家から、府縣社及び郷社には府縣から、村社には市町村から、神饌・
幣帛料を供進するのである。

神社は國家の制度の上では全く宗教と關係のないものである。
神社は佛教の渡來と共に、その影響を受けて、奈良朝以來神佛の信
仰が並び行はれたが、明治元年神佛の分離が斷行せられ、祭政一致
の古に復した。明治十五年、神社と神道とは分けられた。又從來
神社と宗教に關する事務は、内務省社寺局で處理したが、明治三十
一年これを分つて神社局と宗教局とし、宗教局は文部省に移され
た。外國では到るところに、功臣の銅像を建て、尊敬の目的物と
してゐる。而して時々その上に花環などを供へて敬意を表する。
これは人の自然の情である。誰でも親戚・故友の墓には參拜する

のに、神社に参拜するのは信仰に背くといふ理由はない。畏くも、宗教の何たるに拘はらず、國民として、賢所の参拜も仰せつけられ、戦死者は靖國神社に合祀せられる。故に國民は信教の如何を問はず、何人も神社に参詣し、敬神崇祖の誠意を表すべきである。

敬神崇祖 我が國民が神社に祖先を御靈として奉祀するのは、感恩報謝の誠を盡すもので、神社崇敬は祖先崇拜に外ならないから、神社を崇敬することは報本反始の道德行爲である。皇國はまた神州と呼ばれ、皇室を初め奉り國民の敬神崇祖の念は誠に深厚である。歴代の天皇は神宮を初め、神社の祭祀を以て重要國務となし給ひ、國家の安泰隆昌を祈願せられるのは畏い極みである。國民も戸毎に神棚を設けてゐる。

明治天皇

明治天皇は敬神崇祖の念特に強くましました。明治元年三月十四日明治天皇は齋場を紫宸殿に設けさせられて、天神地祇を親

祭政一致

祭遊ばされ、五箇條の御誓文を天下に宣布せられた。主な神宮神社に御拜あらせられ、或は勅使を派して祈願遊ばされた。皇居を江戸に定め給ふや、大宮なる氷川神社を勅祭社となし給ひ、十月十三日同社に行幸ありて親祭遊ばされ、その日の勅語の中に「神祇ヲ崇ヒ祭祀ヲ重スルハ皇國ノ大典、政教ノ基本ナリ」以テ祭政一致ノ道ヲ復サントス」と宣うた。

政治始の儀式

毎年一月四日の政治始の儀式は、皇室儀制令により、天皇陛下が宮中に於て政務を聞召す儀式で、國務各大臣、宮内大臣、樞密院議長、内大臣、侍從長、式部長官、侍從武官長、内閣書記官長等それぞれ本位につけば、内閣總理大臣は先づ神宮のことを奏上し、次いで各官廳のことを奏上し、宮内大臣は皇室のことを奏上するのである。陛下には立御の御玉姿にて親しくこれを御聽取あらせられる。これ祭政一致、神祇尊崇の聖旨によることである。

國祭日

國祭日は我が國では皇室の御一家の祭日が、即ち國民一般の祭日であつて、皇室の御祖先の御祭を全國民が國祭日として皇室と共にすることは、君臣の間柄の非常に親密なるを示してゐる。かかる例は決して外國にはなかつたことである。

御宮詣

我が國の風俗習慣を見るに、神社中心の民風が著しい。子供が生れると御宮詣と稱して土地の氏神に參詣する外、個人としても團體としても吉凶禍福によつて神社に參拜する。神を祀るのは神靈に對して敬虔の念と謝恩の至情を致すもので、これは一身一己の爲にするのではなく、公の爲になすのである。公のために奉仕し公の爲に祈るのである。

神國

皇祖皇宗を神と崇め、臣民の祖先を神と尊び、我が國はこれ等の神々によつて創造され、その神々が我が國體を保持し發展せしめる力であるといふ意義に於て、我が國は神國である。而してこの

神國の意識がとりもなほさず祖孫一體・神人合一・忠孝一本の意識である。そこに日本民族統一の鞏固なる結合があるのである。これ實に我が國民道德の基礎であるから、益敬神崇祖の精神を養ひ、古來の美風を顯揚して、國民精神を作興し、以て神國日本の國威を輝かすことは正に國民の責務である。

第七章 宗教

人と宗教 人間性を超越した絶対至上の靈力を或は神と信じ或は佛と念じて、これに融合し歸一せんとするのを宗教的信仰といふ。宗教は信仰の力によつて、人生の精神生活を淨化し、人生をして苦惱煩悶から離脱せしめ、安心立命を與へ、博く人類を救濟しようとするものである。

宗教は古來世界何れの地方にもこれを見ないところはない。

宗教の重要意義
(個人)

これは何人も宗教心を有し、宗教は人生に極めて重要なものであることを證するものといへる。誰でも人生の行路に於て災難に際會したときなどは勿論平常でも、苦惱煩悶多く、人間の力の如何にも貧弱であることを痛感する。かゝる場合に神佛に憧れ神佛に歸依し神佛によつて自己の生活を規律せられるやう希ふものである。

人は一旦絶対に歸依すれば、煩悶、恐怖、邪念等を去り、安心立命を得て強く深く人生に生きることが出来る。而して信仰に生きる人は強い確信を以て人生の使命を全うすることを得る。絶対歸依とは神佛の命令として人間の責務を認識し、これを全うし、宇宙の神佛に近づかうとする一念精進の情である。

信仰と敬虔の情を全く缺いた生活は、外面的な空虚な生活である。物質文明の發達と共に唯物主義が俄かに擡頭し、又個人主義

絶対歸依

宗教の重要意義
(社會)

信仰

的傾向が著しくなり、歡樂を追ふ風潮は滔々として一世を掩はうとしてゐる。この風潮は實に民族を衰亡に導く重大原因である。冷かな權利義務の論議のみあつて、獻身奉仕の實行の少い共同生活では、人生の安樂を享受することが出来ない。かゝる社會相を生ずる一大原因は宗教心の缺乏にある。

信仰は決して生活を離れたものではない。生活に即しない教理は有り得ない。人格の覺醒力によつて一步一步と反省し改善し向上し、一念精進、敬虔の情を持して、神佛に向つて近づかうとする活動を、日毎々々の生活に實現しようとする生活が眞の信仰生活である。されば各、信仰によつて多難なる人生に、一道の光明を點じ、慰安幸福を得、又難局に處して動ずることなく、且共同生活に獻身的奉仕を努むべきである。

我が國の宗教 我が國に行はれてゐる主な宗教は、神道・佛教及び

神道

基督教である。

神道は徳川時代以後特に著しい宗教的發達をなして、種々の教派が生じ、明治時代に入り政府の公認を得た。現在は十三派である。狹義の神道は神道本局ともいひ、その教義は敬神愛國の旨を體し、天理人道を明かにし、皇上を奉體し、朝旨を遵守せしめ、皇國固有の神道を宇宙に發揚する事にある。神道修正派、大成教、神習教、神理教は古典によつて國家的教義を説き、御嶽教、杖桑教は神山を信仰して登山苦行を以て行事の中心とし、黒住教、金光教、天理教及び禊教は教祖教と稱せられ、生きた宗教的體驗を有する教祖を戴き、精神的救済と療病とを説く。その他、大社教、實行教がある。何れも國民的信仰と國民の道德的信念とを基調とするものである。佛教は釋迦の開いたもので、東洋の信仰文化の上に大影響を及ぼした宗教である。我が國には支那、朝鮮を経て欽明天皇の御代

佛教

に傳來し、よく日本化され、國家的觀念を以て傳播した。朝野の信仰厚く神社と同様に寺院のないところはない。その教理は極めて幽玄であつて、小乗教と大乘教に大別され、小乗教は人生は苦惱、煩悶、罪惡で、假現迷夢の世に過ぎないが、一切衆生は悉く佛性を具へてゐるから、慈悲を施し、衆善を奉行し、惡因業を遠ざけ、精進すれば、悟を開いて常樂の涅槃に入ることが出来るといひ、大乘教は單に自ら悟るのみならず、遍く人類を救済してこの境に入らしめることを説くのである。我が國の佛教は大乘教であつて、天台宗、眞言宗、眞言律宗、律宗、淨土宗、臨濟宗、曹洞宗、黃檗宗、眞宗、日蓮宗、融通念佛宗、時宗、法相宗、華嚴宗の五十六宗派に分れてゐる。

基督教

基督教はイエスキリストがシリアで創始したもので、先づ歐米諸國に傳播し、西洋文化の中軸を成した。我が國には天文十八年葡萄牙人によつて傳來し、徳川時代に一旦嚴禁されたが、明治維新

以後信教が自由となり各地に普教されてゐる。その教旨は天國の福音を高唱する。人は神の子である、神の前にはすべての者は平等で、世界人類は皆同胞であるとして、愛を以て根本義とし、平等博愛の教義を説き、神を信ずることによつて神に救はれて天國に赴くことが出来るといふ。教派は大別すれば舊教新教ギリシヤ教である。

信教の自由 宗教は世界歴史の最も大きな原動力の一つであつて、古來宗教の名で、如何に多くの慘酷な出來事が繰返されたか知れぬ。各國とも國民の信教の自由を認めてゐる。我が國では明治維新以來信教の自由が認められ、憲法第二十八條にこの原則が言明せられてゐる。

信教の自由とは、國民各自が如何なる宗教を信仰し又は信仰しないかについて、國家から干渉を受けないことをいふ。信仰は本

憲法第二十八條

信教の自由の意義

來各人の心の作用で、それが單に心の内部の働に止まり、行爲に表れない間は、各人の當然の自由に屬し、法規を以て制限し得べきものではない。しかし心の中の信仰は必ず何等かの形で外に現れるものであるから、その外に現れた行爲によつて心の信仰を推定することが出来る。それ故信教の自由とは宗教上の儀式禮拜その他の行爲を行ひ、寺院教會説教所禮拜所等を設け、宗教上の宣傳をなし、宗教に關する集會結社をなす自由をいふのである。

信教の自由は無條件ではなく、安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限りに於て許されてゐることは憲法の明示してゐるところである。従つて安寧秩序を妨げる宗教、又は國家及び皇室に忠順なる義務、これに伴つて國家及び皇室の宗廟である神宮、歴代の御陵、皇祖皇宗及び歴代天皇の靈を祭る神社等に對して、不敬の行爲をなさない義務、兵役義務、國民教育を受くる義務な

などを否定する宗教は、信教の自由が與へられない。されば國家は監督制度を設けて、教義や宗教的行爲が國體國情に相容れないやうなことはないかと常に監督してゐる。

憲法のこの規定は人生と國家社會の健全なる發展の上に宗教の極めて重要な關係のあることを示すもので、臣民は信教の自由の精神をよく體得しなければならぬ。

第八章 公安

警察の重要意義

警察 國家社會に於てその公安を保持することは、國家社會の存立に必須な要件である。如何なる國家もこれをその重要事としてゐないものはない。その爲に國民各自が常に公安維持に當らねばならぬとすれば、到底その煩に堪へないのみならず、その目的を達することは困難である。そこでこの公安を維持する機關が

警察の特質

警察權

警察である。即ち警察は國家社會の安寧秩序を保持し、災害を防止して、國民の生命財産を保護することを目的とするのである。これによつて不正な者は制裁を受け、正しき者は安住することが出來、國家社會は安泰である。刑罰權、軍政權なども亦公安を維持する上に大切なものではあるが、國民に命令強制することによつて、その目的を達することが警察の特質である。警察は國權の作用でこの爲に發動する權力を警察權といふ。

警察は行政警察と司法警察とに大別する。

行政警察とは國家及び國民の障害を豫防し、安寧を保全するもので、保安警察と狹義の行政警察とに分れる。

(一)保安警察 これは一般に社會の安寧秩序を保持する爲の警察である。出版警察、集會結社及び多衆の運動に關する警察、營業警察、危險物警察、建築警察、高等警察、特別高等警察、特殊の人

に對する警察等がこれに屬する。その他警察犯處罰令などには、公安を害すべき數多の行爲を列記し、これに對する罰則が定めてある。

(二) 狹義の行政警察　これは風俗警察、衛生警察、交通警察、産業警察に分れる。

司法警察とは既に犯罪が行はれた場合に、犯罪の捜査、犯人の逮捕など、刑事裁判に附屬する警察作用である。

官廳の警察
警察機關　警察權を行ふ官廳は三級に分れ、最上級は内務大臣で内務省内に警保局を置いてその事務を總管する。次は各府縣知事、東京府では特に例外として内務大臣直屬の警視總監、北海道では北海道廳長官がある。次は警察署である。地方警察官吏には警務部長、警視廳内、警察部長、警視警部、警部補、巡查部長及び巡查等があつて、上官の命を受け、警察權を行使すると共に、一面には内務

憲兵

出兵

大臣以外の者は檢事の補佐官として司法警察の事務を行ふ。警察事務の機關としてその外に憲兵がある。これは陸軍兵の一種で陸軍大臣の所管に屬し、主として軍紀を維持する任に當る者であるが、兼ねて行政警察と司法警察の職務をも補助する。尙非常事變の際警察の力を以て公安を保持することが不可能と認められたときには、地方長官は師團長に請求して軍隊の力を借ることが出来る。

警察と公衆　警察は公衆の爲に、これに代つて直接公安を維持し、國家の存立を鞏固ならしめるものであるから、警察官吏の責務は眞に重大である。従つて警察官吏は常に嚴正公平と親切叮嚀とを旨として職權を行ひ、犠牲的精神を以て勤務し、公衆の信賴を受けるやう努めねばならぬ。自らその品位を冒瀆するやうな行爲を慎むことを要する。公衆も亦よく警察制度を理解し、警察官吏

に對して感謝と同情とを以て尊敬を表し、その命を快く遵守すべきである。警察官吏を輕侮し、或はこれに反抗する者などは、公共生活を解しない者であつて、實に法治國文化國の民としてふさはしくない。

警察官が寒夜人靜まつて尙警邏に勤め、危険を冒して惡疫の豫防消毒に、將又災害の防止に従事し、或は兇徒の逮捕に向ふなど、不眠不休に國と民とを護る聖き勞苦を思ふとき、誰か感謝の念を捧げない者があらう。警察官を恐れるのは幼稚な考で、彼等は公衆の保護者で公衆は尊敬を持つて親しむべきである。更に公衆は警察と協力し、直接間接にこれを援助して公安を保持する心がけが必要である。

又國民は各公共道德を高め、その生活に慎重の注意を拂ひ、なるべく警察官を煩はさないやうにし、警察官の監督制止を受けるま

でもなく、進んで自警協力することこそ正に立憲自治の國民の務である。

災害防止 世には風水害震災等不慮の天災地變があり、又火災などが起る。いづれも我等の貴重な生命を脅かし、或は財産を一夢の裡に烏有に歸せしめる。被害の程度と範圍とは實に知ることの出来ないほど莫大である。その他日常生活で様々の災害が起る。個人にとつても國家社會より見るも深く憂ふべきことである。これ等の中には天然による不可抗力のものもあるけれど、人の不注意と設備の不完全に基づくものも少くない。たとへ人力を以てその發生を防止することの出来ないものも、各人の注意と社會共同の力とによつて、罹災を免れ損害を僅少ならしめることが出来る。千里の堤防も蟻の穴より破れ、マツチ一本の火はよく數千戸の焼失となる。市街地建築物法工場法等、災害防止に關

人の不注意と設備の不完全

安全第一主義

する法規を設けて、これを未然に防止しようと努めてゐる。又災害防止は固より警察の任務であるが、畢竟個人の周到な注意と公共道徳並に公衆の協力によることが、最も肝要である。公衆は各、公共生活をよく理解し、相互依存の本義に基づき、常々事故の発生を防止し、安全第一主義を實行しなければならぬ。自警協同の爲の團體には、消防組や自警團などがある。これ等は平常訓練さるべきもので、さもなくば異變のときに役に立ち難く、又團體の勢力を恃んで輕舉妄動のないやうに、公徳心の修養を怠つてはならぬ。

公衆衛生 健康は人生活動の基礎である。身體の健康は精神を快活にして活動能率を増し、その不健康はこの反對の結果を生ずる。これを國家生活の見地から觀るに、國家の隆昌は國民の旺盛な活動によるのであるから、國民の保健如何は一國の運命を豫言するものである。又文化の發達は反面に於て人體に惡影響を及

衛生の重要意義

ぼしその健康を害ふといはれる。されば國民各自強壯なる身體を養ひ、健全なる國民精神を作興することが肝要であつて、衛生に注意しなければならぬ。

個人衛生

公衆衛生

衛生とは疾病の原因を除いて健康の保持に努めることで、個人衛生と公衆衛生とがある。個人衛生は一身一家の衛生であつて、公衆衛生は社會全般のための衛生で公衆が協力一致して始めて效果の擧るものである。一個人の非衛生的行爲が直ちに社會に恐るべき害毒を流すから、公衆衛生は固より個人衛生の發達を前提とする。しかし個人衛生が進歩しても、公衆衛生が同時に良くなるとはいへない。自己の住宅や邸宅の掃除は怠らないが、汚物を河川や路傍に投棄し、或は傳染病を隱蔽するはその例である。我が國では個人衛生は進んで來たが、公衆衛生は尙甚だおくれである。これは我が國民が未だ衛生思想に乏しく、公民道徳の低い

傳染病豫防法

のに因るのである。公衆衛生として最も重要なのは傳染病に關する事項である。傳染病豫防法が制定してあつて、コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、チフテリア、流行性腦脊髄膜炎、ペストの十種を法定傳染病と稱し、その病の疑あるものは直ちに醫師の診斷を受けねばならぬ。その患者又は疑似患者の發生したときには、醫師及び患者家は直ちに警察官吏、市町村長等に届出で、係員は消毒を爲し、患者を傳染病院に隔離し、又は交通遮斷等の方法を講じてその蔓延の防止に努める。傳染病の蔓延は、かかる際に病家の人々がその病患を隠蔽するからである。その他に傳染病は少くない。

公衆衛生の機關

公衆衛生の機關として、内務省に衛生局、地方廳に衛生課、地方自治體に衛生組合があつて、悪疫の豫防、消毒、清潔に關することを掌

法令

つてゐる。警察は勿論衛生上の取締の任に當り、しかも衛生は警察事務の重要なもの、一つである。而して一々警察などの指揮監督を俟つまでもなく、國民が自ら進んで公衆衛生を勵行すべきである。公衆衛生に關する法令と施設は一々枚舉に遑がないほど多數ある。これを見ても公衆衛生の重要なことがわかる。如何に多くの法令規則が定めてあつても、國民各自が公共生活を自覺し、公民道徳に目醒めなければ、公衆衛生の徹底を期することは至難である。唯一人の無理解が全體の努力を水泡に歸する。人類共同生活の平和を破り、不安を與へる病毒といふ強敵を防ぐには、公共的精神に燃ゆる國民總動員にて、公衆衛生を勵行する必要がある。單に傳染病などの發生したときのみでなく、平常國民のすべてが一致協力して、衛生に最善の注意を用ひねばならぬ。

國民總動員

第九章 地方自治

五保
 十人組
 五人組

地方自治の沿革 我が國の地方自治は、その起源を遠く氏族制度の賜として生じた自然的な自治に存し、大寶令に五保の制度が規定せられ、豊臣時代に及んで十人組制度が設置せられ、徳川時代に五人組制度となり犯罪・風俗等の取締・防火・防水・納税などの便宜のために、令して全國に五人組設置を強制した。五人組は通常五家より成り、その中の一人でも責務に反する行爲をすれば組合員は連帶して責任を負はされたから、團結を鞏固にし互に相戒めたのである。これが積極的に協同して事に當り責任を重んずる風を馴致し、隣保相佑の美風は、徳川三百年の政治の間に養はれ、明治時代の自治の基礎を成した。その他庄屋名主など町村の吏員も概ね町村民の中から任ぜられ、町村行政のことを處理した。

隣保相佑

明治時代

王政復古と共に舊制は打破せられた。庄屋名主等も廢して正副戸長が置かれたが、町村では自治の實猶存し、自己の費用を以てその公共事務を處理するの權利が認められた。「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」といふ國是に基づいて、地方自治が政府の議に上り、明治十一年十一月郡區町村編制法・府縣會規則・地方稅規則が公布せられ、我が國近世的な地方制度の基礎が出来た。府縣會開設は實に我が國に於ける民選議會の最初であつて、國會開設の準備として先づ地方議會を開き、國民をして漸次政治に慣れしめんとしたのである。區町村には地方長官をして地方の狀況により區町村會を設けて區町村費を議決することを得るやうにし、更に明治十三年區町村會法が制定され、次いで明治二十一年市制及び町村制、同二十三年府縣制及び郡制が發布せられ、こゝに我が國の地方自治制度が確立した。地方制度は爾來幾度も改正され、大正

西洋

十年には郡制廢止が決定し、大正十二年から實施せられた。西洋に於ける自治は十一世紀より十三世紀に互つた十字軍の軍費が極めて多額に上つたので、その戦費の一部に充てるため、都市は獻納金を要望せられ、これを承諾したから自治を許された。しかしその後歐洲大陸では種々の事情にて、自治權が失はれ、或は回復され、或は農村にも與へられ、而して自治に成功した國も失敗した國もあつた。英國の自治は自然に發達し、その自治の經驗ある人々が米大陸に渡つて建國したので、米國の自治も亦健かな發展を遂げ、今や文明諸國にして自治制度を布いてゐないものはない。その中で最も有名なものは普國の自治の歴史である。普國はナポレオンの蹂躪するところとなつて、國家の運命が風前の燈火のやうに感ぜられたとき、宰相スタインはナツソーに退き、密かに國家振興の策を立てようとして、心を潜め思を凝した。偶、ケ

プロシヤ

自由
地方自治の精神

自治

トニヒスベルグ市の書記フランドが苦心焦慮の末に成れる市制の私案を示したので、宰相は普國を再興せしめる道はこれであると考へ、この案を基礎として自治制度の實施を決意した。國家を振興するの道は畢竟地方人民の奉公心を養ふと同時に、民力の充實を計るにある。而して地方人民の奉公心を養ひ、地方民力の充實を計る爲には、先づ人民をして自ら地方の經營に當らしめるに如くはないから、地方公共團體の人格を認め、國家に對して地方共同の福利を増進する責任を負擔せしめると共に、その事務は地方人民の自治に任せしめることとしたのである。自治制度が一度布かれるや、普國の人心歸一して、愛國奉公の精神勃然として起ると共に、地方人民の實力も遺憾なく充實し、遂に獨逸の盛大を來すに至り、その百年祭は世界の注視を集めた。

地方自治の精神 自治とは自己のことは自ら處理することをい

官治

ひ、これは個人でも團體でも行はれる。團體自治は團體員が共同して團體事務を處理するものである。行政上自治と稱するものは官治に對する自治である。國法に基づいて、地方公共團體が國家の事務を國家から委任された範圍で、地方公共團體の事務として國家の監督の下に自ら行ふことを、地方自治といひ、その團體を地方自治團體といふ。現在の地方自治團體は府縣・市・町・村等である。官治とは國家が統治權によつて直接に行政を行ふ場合をいひ、官治・自治共に國家の政治である。

地方自治制定理由

地方自治の制定は、國民の自治の精神に基づき、各地方に適切な政治を行はしめて、公共の福利を増進し、且政治教育に資するにある。地方團體は、各、その事情を異にしてゐるから全國を通じて統一的な行政であつては、十分に各地方の發達と住民の満足を期することが困難である。又自治制度を行ふ結果、國民をして隣保團

地方自治の發達

結責任尊重協同一致の美風良俗を涵養せしめ、政治生活の訓練をなさしめ、政治に對する自覺を喚起し、立憲政治運用上與つて力あるばかりでなく、中央政府に變動があつても、地方政治が不必要な影響を受けない。立憲の錦は自治の機で織り、しかも愛郷の精神を涵養せしめることも出来る。

地方自治を發達せしめるには、團體の成員である住民各自が自治の精神に富むことが絶対に必要である。制度は如何に善美であつても、制度を運用して美果を收めるは一に人にある。住民舉つて自治に目醒め、政治的知識と道徳とを高むれば、自ら自治制度の運用は圓滑順調に發達して、美しい自治體の文化を創造する。自治の精神とは地方自治團體の使命を尊重しその實現の爲に盡力することを喜とする心である。

- (一) 自立自營 團體の自治を全うするには、團體員各自が他人

自治の精神の意義

自立自營

の世話にならず、他人に迷惑をかけない精神が必要である。個人として自治の人であつて、初めて團體の自治に貢獻することが出来る。自立自營とは單に經濟生活だけではない。無學文盲のため、身體薄弱のため、又は素行が修まらない爲に、人々に迷惑をかけてはならぬ。

公共の精神

(二) 公共の精神 公共の福利の爲には一身の利害を顧みない獻身犠牲の精神が自治生活の原動力である。進んで公事に奉仕し、公益に貢獻しようとする精神が、各自治團體の隅々まで旺盛でなければならぬ。

協同の精神

(三) 協同の精神 協同の精神は各自が協同して目的の完成を樂しむ心持である。孤立的態度と逃避的態度とが團體自治の障害である。小異を捨て、大同につき、和衷協同してこそ自治の圓滿が期せられる。拔けがけの功名や自ら隱匿することは

大禁物である。成員各自が共同の目的を確實に意識し、互に分擔を尊重し、その分に應じて協同盡力し、地位の低きこと待遇の薄いことなどを眼中に置かず、常に歡び常に樂しみ、その職責を盡すことに満足しなければならぬ。而して地方自治團體の中心人物である吏員や議員などがよく統制指導することを要する。統制指導とは吏員や議員などが地方の住民に盲従を強ひることではない。

模範町村

模範町村と稱せられるものの中には、まゝ、一人の偉人が町村長で、その人の指揮命令の下に町村民が盲目的に動いてゐるのがある。即ち模範町村に成つたのは、町村民の自覺と眞の自治の結果ではなく、その町村長が辭すると、その光榮の町村は忽ち悪い町村となる。これでは立憲自治國の模範町村ではなく、模範專制町村である。

三つの精神は實
は一つである

忠の一表現

市制・町村制公
布の上諭

市制・町村制理
由書

この三つの精神は實は一つである。根となり幹となり花と咲くけれど、結局は地方自治の果實を成熟せしめるものに外ならぬ。而してこの地方自治の精神は尙これをおしつむれば、とりもなほさず、天皇の御稜威を發揚し奉る忠君愛國の至誠である。忠の一表現である。忠の町村民としての分擔が即ち地方自治の精神である。

明治二十一年市制町村制公布の上諭は、天皇に對する臣民の責任として各自の生活する市町村共同の福利を増進すべきことを御示しになつたもので、市町村は天皇に對する責任として、又國民の權利として、日夕の活動により、この大詔に副ひ奉ることを期せねばならぬ。又市制町村制理由書の中には、地方自治の任を負擔するは、その地方人民の義務で、壯丁の兵役に服すると原則を同じくし、更に一步を進めるものであるとの意味が書いてある。

立憲の精神と自
治の精神

自治は自己のことを自ら處理するものであるから、自治制をよく運用すれば、民力豊富・人情醇厚で、平和の瑞象あらはれる地方自治團體となり、理想的自治團體の建設は、眞に神聖高尚なる公共事業であることを理解すれば、そこに地方政治の興味が湧き、勇躍してその任を果すの意氣も生じ、従つて責任感も起つてくる。即ち自治は共同責任の上に立つものである。されば役場の事務も團體内の吉凶禍福も決して他人のことと考へてはならぬ。その地方の政治の善悪は悉くその住民の責任に歸するのである。獻身奉仕の必要もこゝに發する。されば立憲の精神と自治の精神とはその根本が同一で、立憲政治の基礎は自治の精神にある。地方自治の發達を計り、立憲政治の成果を收めるは、立憲自治の國民の重大なる責務であり、光榮ある使命である。その地方自治の發達は住民の愛郷心にかゝり、その愛郷心は自治の精神の高まるに従

生れ故郷

つて旺盛となる。

我が郷土 生家と共に「生れ故郷」なる生地をもたない者はない。何人も我が郷土特有の傳説・歴史・風俗・習慣を通じて、一郷土の内に人と成るのである。郷土とは我等の生れて成長し、その家を抱擁する極めてなつかしい地であつて、普通我が市町村をいふ。されば郷土はその人にとつて甚大な縁由ある境域であり團體である。郷土の地域は相對の關係について謂はれることで、他府縣に在つて、郷土を稱するならば、己が郷縣を意味し、或は遠く海外に出でては、我が國は即ち我が郷土である。尙自己にとつては生地でもなく又現に生活のところではなくとも、祖先墳墓の地はこれまた故郷といふべきである。

無限の愛著

誰しも郷土には無限の愛著を感じるものである。自分も祖先も代々初湯を汲んだ所であり、摘草した春の野邊、めだかを捕へ螢

母國
祖先墳墓の地

愛郷

を追つた小川、鎮守の森や寺の門、無心の山河、路傍の一本一草の微に至るまで、印象深く情趣濃かである。郷土に居るときは居るに任せて氣がつかない人でも、一度旅に出れば遊子の夢を騒がすものは誠に故郷の思出である。しかも決して境遇の非なる場合にのみ限らない。よきにつけ悪しきにつけて、これを思ふのである。楽しい探勝の旅行にも、半夜獨り旅窓に溪流の音や雁音を聞くと、遙に郷土のなつかしさを誘ふものである。まして身の非境にある時は、月の色にも鐘の音にも望郷哀思の情は最も切なものである。實に愛郷の念は人情の自然であつて、また至美至純なものである。かゝる所以のものは郷土が歴史的に深いゆかりのあることと、その郷土の人々との間に苦樂喜憂を共にするからである。郷土は郷土の歴史を抜きにしたならば、郷土の自然でも初めて面接する他郷の天地と選ぶところはない。故に郷土に對する深い

郷土の歴史

郷土の共同生活

情感は、郷土を活動の場面として、演出した過去の事實に存するのである。かくて我が郷土こそ、この上もなく楽しいものである。その共同生活にあらはされた親切・友愛・協和・一致は社會道德の根柢であつて、これによつて、その郷土を善美ならしめ、國家生活・社會生活の基礎は成りたつのである。實に郷土を愛するの念は、即ちその國土を愛するの心であつて、郷土の愛を知らぬ者は、國の愛を味ふことがむづかしい。郷土の發展はその郷人の努力の賜であつて、他の人々の力を俟つことは出来ない。郷人は郷土愛を以て、無限の生命を有する郷土をして、進歩發達せしむべき責務を負ふものである。愛郷の念は郷土を改善して、更に進歩したものとなし、郷土人の福利を増進しようとする熱意となるものである。この純眞で熾烈な熱誠はいさゝかの私心もない公共的精神であつて、他から強制されたものではなく、自ら進んで郷土に奉仕しよう

郷土の進歩發展

公共的精神

とする獻身的精神である。郷土には又特異の慣例がある。これは郷人の共同生活の規矩として、強き力を有して居るもので、これに順應するやうに心がけねばならぬ。善美の歴史と慣例は、これを尊重して存續に力め、同時に意義のない陋習の改廢を圖るべきである。地方自治の制度は隣保の間に於ける特異の事情に基づいて設けられたものである。されば自治の精神は愛郷心に基つき、團體の發展向上は郷人全體の繁榮福祉となる。そこで人々は郷土に對する共同愛の精神を以て、その團體としての利益幸福を増進することに努め、良風美俗を移し、善美なる境地を作ること力を致すべきである。即ちその物質上と精神上の發展を圖らなくてはならぬ。それには徒らに偏狹な思想に驅られ、或は區々たる感情に捉はれて、地方自治團體の平和を亂し、その發達を害するやうなことがあつてはならぬ。しかし必ずしも徒らに郷土に戀

愛郷と愛國

戀として在留することを郷人の務であるといふのではない。確實な目的と、堅實な志操を有するものは、異郷の地に雄飛することは差支なく、その成功は即ち郷土の榮譽となる。これに反して徒らに負擔を免れる爲に、郷土を離去するのは自らの安きを貪る行爲で、公共生活の本義に背馳するものである。

郷土の發展如何は實に郷土民の安榮福祉を左右する。他の羨望となるやうな理想郷にあることは、固より郷土民の幸福であり誇でもある。一人の不徳な者によつても郷土の平安を害ふものであるから、郷土民は自然的な至情である愛郷心によつて、修養に勉め、人格の完成を期し、家庭生活の發達を遂げ、共存共榮の精神を強調して、公共生活の向上と地方文化の發展に力めねばならぬ。これを押しひろめ、これを深くし、各地方を中心として全國的にその善良な影響を及ぼすべきである。されば地方に住むものが、そ

の地方を小なりと見る必要はない。その所に居て、その所を繁榮せしめ、その所から、その他の所に力を及ぼすものは、居ながらにして大をなすものである。これ郷土を中心として基礎を固めるもので、愛郷心は即ち愛國心の根源である。

第十章 市町村

第一節 市町村の自治

市は市制、町村は町村制によつて認められた公共團體である。公共團體とは國家の監督の下に自己の事業として公の行政を行ふもので、國家の官廳とは異り、單に國家の機關ではなく、それ自身存立の目的を有し、法律上の人格を認められたものである。これを公法人といふ。公共團體には地方團體、公共組合、營造物法人の三種があつて、市町村は地方團體に屬してゐる。

公共團體

自治立法權

市町村は土地、人民及び自治權の三者から成る地方公共團體である。自治の範圍最も廣く、公共事務は自ら處理することが出来るばかりでなく、その事務及び市町村住民の權利義務について條例を設け、また市町村の營造物に關して規則を設けることが出来る。この條例及び規則を制定する權を自治立法權又は自主權といふ。この條例と規則は一般の法令と同様に市町村住民をして絶對に服従せしめるものである。條例は自治體の法規であるから、市町村會の議決を経るを要する。その議決は監督官廳の許可を受けねばならぬ。規則は營造物に關する規定であるが、營造物に關することでも、一般的に人民に對して新な義務を負はしめるものであれば條例によることを要する。規則は營造物を使用する人のみに義務を負はせるやうなことを定め、市町村會の議決を要し、監督官廳の許可は必要でない。

市町村はまた國家の行政區劃であるが、國家は別に官制上の國家機關を設けないうで、必要な場合には自治機關である市町村長に委任して國家の行政事務を處理させる。

第二節 市町村公民

住民

市町村公民及び公民權 市町村に住所を有するものは、凡てその市町村の住民である。これはその市町村の自治權に服し市町村の負擔を分任する義務を負ふと共に、その市町村の財産と營造物を共用する權利を有する。

公民

市町村住民の中、市町村の公務に參與する權利義務を有する者を、市町村公民といひ、公民たる資格を公民權といふ。現行法によれば、帝國臣民たる年齢二十五歳以上の男子で、二年以上その市町村の住民であるものが、その市町村の公民である。しかしたとへ

この要件を具備してゐても、公民の責務の重大なことに鑑み、左記の除斥原因ある者は公民たることを得ない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者。
- 二 破産者にして復権を得ざる者。
- 三 貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者。
- 四 一定の住居を有せざる者。
- 五 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者。
- 六 皇室に對する罪外患に關する罪、放火及び失火の罪、通貨偽造の罪、文章偽造の罪、有價證券偽造の罪、印章偽造の罪、偽證の罪、誣告の罪、瀆職の罪、竊盜及び強盜の罪、詐欺及び恐喝の罪、横領の罪、贓物に關する罪を犯し、六年未滿の懲役に處せられその執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる後その刑期の二倍に相當する期間を経過するに至る迄の者、但しその期間五年より短きときは五年とす。
- 七 六年未滿の禁錮の刑に處せられ又は前號に掲ぐる罪以外の罪を犯

し六年未滿の懲役の刑に處せられその執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者。

市町村公民は住民としての權利義務の外に、公民たる資格より生ずる効果として、市町村の選舉に參與する權利、市町村名譽職に選舉せらるべき資格、市町村名譽職に當選した場合にこれを擔任すべき義務を有する。而して公民が正當の理由なく、名譽職の當選を辭し、又は就職の後辭職し、又は職務を曠廢するときは、市町村會の議決により一年以上四年以下市町村公民權を停止することが出来る。

公民權の尊重 我が國民は明治天皇が始めて市町村制を發布し自治制度を制定し給うた聖旨をよく奉體し、各自の屬する自治團體の公務のために、應分の努力を爲して、自治制度の美果を收め、國家の基礎を鞏固ならしめることを心がけねばならぬ。市町村公

地方自治の現役

民は地方自治の現役であるから、その公民権を尊重すると否とは自治制度の消長に最も關係が深い。故に公民は必ずその權利義務を尊重しその行使を慎重にすべきである。特に選舉の場合には最も公平無私の態度を以て、最も適任の者を選ぶことに留意し、徒らに黨派をたて、又は私情を以て相争ふことは、正に地方自治を許した國法の精神に違背するものである。

選舉心得

法律は公明正大に選舉が行はれるやうに、選舉運動について選舉人の買収、戸別訪問などを嚴禁して、これを犯すものは處罰することにしてある。しかし公民は自治の本義を心得て、その處罰を恐れるからでなく、自治の精神に基づいて、公民権を行使すべきである。地方自治の運用と市町村の將來の運命は一に選舉にかゝるといつても過言でないから、若しその市町村の自治の上によくない事件の起つたときなどは、その責の一半は實に議員の選り方

を誤つた市町村民にある。選舉の革正は政治の腐敗せる國では刻下の急務である。而して候補者選擇の標準は、人格・德望・識見・手腕・才幹など種々あるが、實際にはその選定は甚だ困難なものである。さればこれが政治教育を全國民の間に普及することを要する第一原因である。また故なく棄權する者が少くない。これは選舉といふ公務を怠つたもので、自治政に熱意を缺いだ政治道徳上の罪惡である。要するに選舉の當日には何事を措いても尊き清き一票の奉仕をなさねばならぬ。また選ばれて公職に就く者は、よくその任務の重大なるを自覺し、誠心誠意その團體の發達を期し公衆の利益を圖らねばならぬ。

一村一郷の自治は小事のやうであるが、富士山の高きもその基礎は裾野の土砂に存する。國家の大をなす所以は小なる市町村の集合による。愛國心の存するところには地方改良の事業勃然

として興る。市町村の政務に心を用ふるは、やがて國家の大政に參與する所以である。

第三節 議員選舉

選舉權及び被選舉權 市町村會議員の選舉とは、市町村會議員の選舉權ある者が被選舉權ある者をもその市町村會議員に選出することである。大正十五年の改正以來、納稅資格を全然撤廢し、衆議院議員選舉と同様に普通選舉となつた。公民は公民權停止中の者、現役陸海軍人、戰時事變に際し召集中の軍人、兵籍に編入せられた學生生徒、勅令を以て定める者を除く、及び志願により國民軍に編入せられた者等を除いて、すべて選舉權を有する。選舉權を有する者は原則として被選舉權を有する。しかし例外として在職の檢事・警察官吏・收稅官吏等は被選舉權がなく、選舉事務に關係あ

る官吏と市町村の有給吏員はその關係區域でこれを有しない。市町村の有給吏員と教員その他の職員でその市町村に在職中の者は被選舉權はあつても、その市町村會議員を兼ねることを得ないから、若し當選の上は議員か職員かいつれか一つを辭さなければならぬ。

選舉人名簿 選舉權を有する者は法の定めた方法で調製した公の帳簿に登載して、これを公に示す。これを選舉人名簿といふ。この名簿に登載されないものは原則として投票することが出来ない。

選舉方法 選舉は嚴正を要するから、その手續方法に關し詳細な規定がある。市町村長は選舉の期日前七日までに選舉會場、投票の日時及び選舉すべき議員數を告示する。市町村會の選舉は原則として選舉區を設けない。市には特別の事情あるときこれを

設けることが出来る。又東京・大阪・京都の三市では區を以て選舉區としてゐる。選舉は投票によつて行はれ、無記名單記投票法による。選舉人は選舉當日、投票時間内に選舉會場に到り、選舉人名簿に基づき、投票用紙を受取り、これに被選舉人の氏名を自書して投函する。

無効の投票

尙勅令を以て指定された市の市會議員選舉には、府縣會議員選舉と同様に、立候補又は推薦の届出並に供託金を要する。従つて議員候補者でない者の氏名を記載した投票は無効である。また投票にして正規の用紙を用ひないものや、記載すべからざる事項を記載した投票は無効である。而して有効投票の最多數を得た者が當選者であるが、その得票は議員の定數を以て有効投票の總數を除して得た數の六分の一以上なければならぬ。

當選

總選舉は四年毎に行はれ、議員の缺員がその定數の六分の一を

超ゆるるとき、又は市町村長や市町村會が特に必要と認めるとき、補闕選舉が行はれる。

第四節 市町村會

市町村會の組織 市町村は自然人の如く、直ちに自ら意思を決定しこれを執行することは出来ない。そこでかゝる機關を要する。市町村民全員がこれに當るべきものであるが、それは到底困難なことであるから、公民が公民の中からその代表者を選出して市町村會を組織する。これ即ち代議制度である。餘り小さい町村では府縣知事は公民の總會を以て、町村の事件を議決させることもある。市町村會は市町村會議員を以て組織し、市町村の意思を議決する機關である。議員の定數は市町村の人口の多少によつて定められ、市では三十人町村では十二人以上である。市會ではそ

代議制度
總會

議員

議長副議長

任期

招集開會閉會

議事

議決

議員の責務

の議員の中から議長と副議長とを選挙する。町村會では町村長が當然議長の職務をとり、議長故障あるときには助役が代つてその職務をとる。市町村會議員は名譽職で任期は四箇年である。

市町村會の會議 市町村會は常置の機關ではないから、市町村長が任意これを招集しまた開會閉會するもので、市町村長の招集なくして開會するも決議をなすも、何等效力のないものである。市町村會は原則として議員定数の半数以上出席しなければ會議を開くことが出来ない。而して出席議員の過半数を以て議決し、可否同数のときは議長がこれを決する。議事は公開を原則とするが、たゞ例外として傍聴が禁止せられる。市町村會議員は歳入歳出豫算に關することを除くの外、市町村會に議員三人以上より文書を以て議案を提出することが出来る。市町村會議員はその市町村の自治團體の代表として利害休戚を双肩に擔ふものである。

から、その任務の重大なことはいふまでもなく、これを自覺するを要する。市町村會議員は、市町村全體の公利・公益を圖り、忠實に議事に従ひ、公平無私の念を以て責務を果すべきものである。而して常に紳士たる態度を保ち、私利私慾を斥け、又己が部落の利害をのみ主張することなく、極めて公明正大にして、かりそめにも市町村民の疑念を買ふやうな言行を慎まねばならぬ。市町村に於ける黨派的行動は弊害を惹起し易く、圓滿な地方自治の發達を阻害する虞があるから、議員は努めて政黨政派に超越することが緊要である。

市町村會の職務權限 市町村會は市町村に關する凡ての事件と法律勅令に依りその權限に屬する事件を議決する。その主要なものは次のやうである。

一 市町村條例及び市町村規則を設け又は改廢すること。

- 二 市町村費を以て支辨すべき事業に關すること、但し國及び公共團體の事務の爲の費用と法律勅令に規定あるものはこの限りにあらず。
- 三 歳入出豫算を定めること。
- 四 決算報告を認定すること。
- 五 法令に定めるものを除くの外、使用料、手数料、加入金、市税又は夫役現品の賦課・徴收に關すること。
- 六 不動産の管理、處分及び取得に關すること。
- 七 基本財産及び積立金穀等の設置管理及び處分に關すること。
- 八 歳入出豫算を以て定めるものを除くの外、新に義務の負擔を爲し及び權利の拋棄を爲すこと。
- 九 財産及び營造物の管理方法を定めること、但し法律勅令に規定あるものはこの限りにあらず。
- 十 市町村吏員の身元保證に關すること。
- 十一 市町村に係る訴願訴訟及び和解に關すること。

この外、市町村會は爭議の決定、市町村長等の選舉、市町村の事務の監督検査、市町村の公益に關する件について官廳に意見書を提出することなどが出来る。

市町村會は、その權限がかやうに廣汎に互るから、市町村自治の生命であつて、自治の發達は市町村會議員の人物如何に係るところ極めて甚大である。議員選舉の公正の重要事なことは言を俟たない。

市參事會 市には市會の外に市參事會がある。これは議長と名譽職市參事會員を以て組織される。議長には市長が當り、市參事會員は市會議員中から市會が選舉し、その定數は普通十人であつて、任期は二年である。市參事會の招集や會議については市會と同様であるが、傍聽は許されない。その權限は市制の規定によれば、市會の權限に屬する事件の中でその委任を受けたもの、市會不

成立のとき又は市長に於て市會を招集する暇がないと認めるとき市會の權限に屬する件及び法令により市參事會の權限に屬する事件を議決することである。

第五節 市役所・町村役場

市役所
町村役場

執行機關

市町村長

市町村の吏員 市町村の機關が市町村の事務を行ふ所を市役所・町村役場といふ。そこでは市町村吏員が執務する。市町村自治はこゝを本據として行はれる。市町村會が市町村の意思を決定すれば、その執行の任に當るものは市町村長である。市町村長は市町村を統轄し、これを代表し、執行機關として一切の責任を負ふ。

市町村長の職務權限には二つの方面がある。一は市町村内に於ける國府縣の行政機關としての權限であつて、戶籍徵兵就學義

補助機關

市町村吏員

公吏

務傳染病豫防衆議院議員及び府縣會議員の選舉事務等である。これ等については市町村會の議決を経るの義務なく、法令の定めるところに従ひ上級官廳の指揮によつて行ふ。一は自治體自身の執行機關としての權限で、市制・町村制に列記してある。この外市町村長はその吏員を指揮監督する。また市町村會を監督し、この監督は市町村會の市町村長に對する監督と相俟つて、相互の節制作用により、市町村自治の圓滿を期することが出来る。市町村長の職務を補佐する補助機關として、助役・收入役・書記・區長・委員等がある。

その執行機關であり、補助機關であるものを總稱して市町村吏員といひ官吏に對して公吏といふ。

市町村長は、市町村會に於て選舉する。原則として市長は有給吏員で、町村長は名譽職吏員であるが、市町村條例を以てこれを變

助役

更することが出来る。その任期は何れも四年である。町村長はその町村公民中、選挙権を有する者に限り、有給町村長は公民たるの資格要件に拘らず就職することを得、在職の間その町村の公民となる。

助役は一人て市助役は有給、町村助役は原則として名譽職であるが、市町村條例でこれを増加し、又町村助役は有給と爲すことが出来る。任期は何れも四年である。市町村長の推薦によつて市町村會がこれを定める。市町村助役は市町村長の事務を補助し、又その代理を爲すものである。

収入役

市町村収入役は一人を原則とするも、市町村條例で副収入役一人を置くことが出来る。収入役、副収入役は有給吏員で任期は四年である。助役と同様に市町村長が推薦して市町村會で定める。収入役は市町村の會計事務を掌るものであるが、又國府縣その他

その他の吏員

公共團體の會計事務をも掌るものである。この外市町村には書記、技手、事務員等の有給吏員を置く。吏員の外區長、委員など各種の名譽職があり、市には特に市參與を置くことがある。

市町村の吏員は市町村の主腦であるから、德望あり一般人の信賴厚く一流の人物であることが大切である。従つて人格高潔で誠實、公平、沈毅、果斷、責任觀念強く、同情、寛容の德ある人を選任すべきである。

何れの吏員も各、その市町村の事情と事務に精通し、誠意を以て事を處理し、公衆に對して懇切丁寧で、能率の増進に意を留め、協同一致して、自治の促進、市町村の發展に力むべきである。

市町村民は吏員に對して尊敬の態度を失はず感謝の誠意を以てし、よくこれを信賴し、吏員が安んじて町村のために永く勤續し

市町村吏員に對する心得

て實績を挙げ得るやう心がくべきである。徒らに批難攻撃を事とし、市町村長の交迭を繁くするのは、自治の向上にも市町村の圓滿にも益あるものではない。

委任事務
固有事務

市町村の事務 市町村の行政事務を大別すれば、委任事務と固有事務との二となる。委任事務とは國及び府縣等より委託された事務で、法律命令に依り定まつてゐる。固有事務は市町村自らの生存發達のために處理する公共事務で、これが施設經營は市町村の隨意に屬するのである。

委任事務は直接に市町村住民の幸福を増進し、發展を企圖すべき性質のものではないが、これを忽諸に附してはならぬ。その成績の向上によつて、國家の富強を致し、國政舉がり、自己團體の發達をも助長するのである。これに反して固有事務の範圍種類は比較的廣汎多岐で、その成敗如何は直接に市町村民の上に影響を及

市町村民の市町村事務に對する心得

ぼすものである。

市町村民は我が市町村の事務に關しては、十分の理解を有し、公共の觀念を以てこれが進捗に意を拂ひ、良結果を得ることに同心協力すべきであつて、法規の公告や周知事項等に對しては、常に注意を怠らず、自分を利しまた不注意のために市町村當事者の事務執行に煩累を及ぼさないやうな心得あることが肝要である。

第六節 市町村の財政

財政 各個人が生きる爲に、私の經濟活動を營むと同様に、市町村がその存立の目的を達成するための公の經濟活動を市町村の財政といふ。財政は個人經濟と異り、支出を計つて收入を制するのを原則とするから、事の緩急を誤らないやう心がけねばならぬ。

市町村税・夫役現品 市町村の經費及び財源については市制・町村

市町村財政の理想

制に規定せられる。その費用は第一に市町村の財産から生ずる収入、營造物の使用料、手数料、過料、過怠金等で支辨するを原則とし、この財源で尙不足の場合に市町村税、夫役、現品を賦課徴収するのである。市町村税は直接國税と府縣税に對する附加税と、その市町村に限り獨立的に課する特別税とである。

市町村の財政は財産収入又は公營事業の収入を主要財源となすべきことが規定せられ、この本旨に副ふことが自治制の理想である。しかし現在ではこの理想を距ること甚だ遠く、所謂無税市町村は全國を通じて極めて僅かである。吏員も公民も住民もこの理想の達成に努めねばならぬ。

市町村民が負擔を等閑にし、納税觀念に乏しいときは、その延滞のために徴收上の事務をして澁滞せしめ、冗費を要し、自治の活動を妨げ團體の發達を阻害するに至るのである。

納税心得

滞納處分

異議申立

納期内に税金を納付しない者あれば、市町村長は期日を指定してその納付を督促する督促狀を發する。督促には督促手数料及び延滞金を徴する。納税者が督促を受けて、その指定の期限までに督促手数料、延滞金及び税金を完納しないときなどには、納税者は財産差押の處分を受けるのである。滞納處分を受けるのは本人の不名譽のみならず、市町村としても亦甚だ遺憾のことであるから、市町村では納期内完納の道を講じ、市町村民に納税觀念を普及し、納税成績の實を擧げるために各種の施設を爲すものである。

市町村税、夫役、現品の賦課徴収を受けた者が、その賦課徴収に違法又は錯誤があると認めるときは、法の定めるところに従つて異議を申立てることが出来る。かゝる正規の手續を踏まないで、不當の課税であるとの理由で納入しないのは、自治の民としての本分に背くものである。まして不穩の行動に出づるやうなことは

最も慎むべきである。

起債 市町村は市町村債を起すことが出来る。財産収入・公營事業収入及び市町村税等によつて尙財政の不足をつげ又は特殊の事情あるときには起債の外道がない。又急を要する必要な事業は財政上の餘裕がなくとも、これを營まねばならぬから、かゝる際に起債を要する。しかし起債は負擔を後世にのこすものであるから、慎重に考慮して決定すべきである。

豫算

豫算及び決算

豫算は一會計年度の歳入・歳出の見積であつて、市町村長がこれを編成し、市町村會に提出し、遅くも年度開始の一箇月前にその議決を経るを要する。會計年度は毎年四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終る。

會計年度

市町村の事業は凡てこの豫算案に示されてあるから、市町村會は慎重審議すべきである。豫算は議決後直ちにこれを府縣知事

豫算に對する公民の心得

に報告し且その要領は一般に告示せられる。公民はこれによつて市町村の確かな事業計畫を知ることが出来る。立憲自治の國民は各自の市町村の豫算の大要に通じておくべき必要がある。

歳入歳出

いふまでもなく冗費を省き、財政の緊縮を旨とすべきであるが、たゞ徒らに支出を少くさへすればよいのではない。市町村にとつてその發展に必要な費用は、進んで支出するのが當然である。豫算は過去を顧み將來を豫想して正確に編成すべきであるが、見積であるから、これを實行して見ると、歳入・歳出に増減を生ずる。これに備ふるために豫備費がある。これでも尙不足の場合には追加豫算と更正豫算の制がある。また長年月を要する事業のためには繼續費として議決せられる。

決算

市町村の出納は翌年五月三十一日を以て閉鎖する。収入役はその後一箇月以内に決算報告書を調製し、市町村長に提出し、市町

村長はこれを審査の上意見を付して市町村會の認定を受けねばならぬ。認定を得た決算は府縣知事に報告し、またその要領が告示せられる。

第七節 市町村の財産

市町村はその財産を所有する権利を有し、基本財産と營造物とがある。

基本財産

基本財産は収益のためにするもので、森林・原野・田畑・宅地・池沼・建物・港灣・鑛山・景勝地・温泉・有價證券・現金・穀物等である。市制・町村制では基本財産を一般収益のためにするものと、教育事業や罹災救助などの特定の目的を有するものとに分けてゐる。基本財産が多ければそれだけその市町村の財政は豊かとなるから、これを増殖して財政の基礎を固めることは公民の要務である。

營造物

市町村の營造物は市町村民の福利を増進するために、直接住民の利用に供せられる施設で、圖書館・公會堂・公園・病院・水道・電氣・瓦斯・電車等その數が甚だ多い。市町村民はその利用活用に努め、十分その効果を収めると同時に、公共的精神を以てこれを尊重愛用すべきである。これ共存共榮の道である。

第八節 市町村の監督

市町村は自治團體であるけれども、國家行政の手段として存立するのであるから、國家の監督を受ける。その監督は法律の規定ある場合に限る。またこれにより市町村の自治権を侵害しないやうに、市町村はこれに對して訴願又は行政訴訟をなすことが出来る。

第十一章 府 縣

府縣の自治 府縣は市町村の上級に位する自治團體である。府縣は市町村のやうに公法人で、官の監督を承け、法律命令の範圍内に於て、その公共事務並に從來法律命令若しくは慣例により、又將來法律勅令によつて府縣に屬する事務を處理するものである。

住民 府縣の區域は市町村及び島嶼を包括する。府縣内市町村及び島嶼の住民が同時に府縣の住民である。又府縣會議員の選舉については、市町村公民が選舉權及び被選舉權を有する。

府縣の自治權 府縣行政の一半は地方團體としての自治行政で、他の一半は地方官廳として官治行政が行はれる。而して府縣では官治の方が主であるから、府縣の自治權は市町村と共通するところが多いけれど、市町村に比し遙かに狭小である。自治の精神に至つては府

府縣の自治權
自治の精神

府縣制

議決機關

北海道

府縣會議員

選舉

縣市町村の間に全く差別がない。市町村の自治が市制町村制によると同様に、府縣の自治を行ふには府縣制によるのであつて、議決機關には府縣會府縣參事會、執行機關には府縣知事がある。

北海道は府縣制の適用を受けなくて、北海道會法と北海道地方費法による。府縣と同様に自治權が認められてゐる。

府縣會は各選舉區から公選せられた府縣會議員を以て組織する。議員の定數は人口によつて定められ三十人以上である。議員は名譽職で、任期は四年である。選舉權と被選舉權に關しては、市町村會議員と同様である。府縣の官吏及び有給吏員その他の職員で在職中の者は、その府縣の府縣會議員を兼ねることは出来ない。又衆議院議員は府縣會議員を兼ねることを得ない。

府縣會議員の選舉はその府縣内の市町村會議員選舉人名簿による。府縣内は選舉區に分たれ、選舉區は更に投票區に分たれる。

選舉手續は市町村會議員の場合と大體同様であるから、府縣に特有な點を記さう。

候補者にならうとする者や他人を議員候補者に推薦しようとする者は、選舉期日前七日目までにその旨を選舉長に届出でねばならぬ。何れの場合にも候補者一人につき、現金又は國債證書を以て二百圓を供託局に供託するを要する。議員候補者の得票數が、その選舉區の配當議員數で、有效投票の總數を除して得た數の十分の一に達しないとき、又は候補者が選舉期日前十日以内に候補を辭したときは、その供託物は府縣に歸屬するのである。又選舉運動費の制限も受ける。府縣會の場合の法定得票數は、その選舉區の配當議員數で、有效投票の總數を除して得た數の五分の一である。

當選者が當選の告知を受けたときは、十日以内にその當選を承

府縣會

諾するや否やを府縣知事に申立てる。期間内に申立をしないときは、當選を辭したものとなる。

府縣會は府縣知事がこれを招集し、開會閉會する。その議長と副議長は各、一名、議員中からこれを選擧する。その任期は議員の任期に依る。

通常會

府縣會には通常會と臨時會がある。通常會は毎年一回開會し、會期は三十日以内である。臨時會は必要な場合に、その事件に限つて開會し、會期は七日以内である。けれども知事は必要に應じて三日以内を延長することが出来る。議員定數の三分の一から會議に付すべき事件を示して臨時會の招集を請求するときは、府縣知事はこれを拒否することは出来ない。

臨時會

府縣會の權限

府縣會の權限は府縣制に列擧せられた事項のみに限り、それ以外は、凡て府縣知事の權限に屬してゐる。故に市町村會の權限よ

りも狭小である。その権限は次のやうである。
府縣會の議決すべき事件左の如くである。

- 一 府縣條例及び府縣規則を設け又は改廢すること。
- 二 歳入出豫算を定めること。
- 三 決算報告に關すること。
- 四 法律命令に定めるものを除く外使用料手数料府縣税及び夫役現品の賦課徴收に關すること。
- 五 不動産の處分並に買受讓受に關すること。
- 六 積立金穀等の設置及び處分に關すること。
- 七 歳入出豫算を以て定めるものを除く外新に義務の負擔を爲し及び權利の拋棄を爲すこと。
- 八 財産及び營造物の管理方法を定めること。但し法律命令中別段の規定あるものはこの限りでない。

府縣參事會

九 その他法律命令に依り府縣會の権限に屬する事項。

議決事項の外、府縣會は府縣會議長、副議長、府縣參事會員等を選擧し、府縣の公益に關する事件について主務官廳に意見書を提出し、若しくは官廳の諮問に對して意見を答申することが出来る。

府縣參事會は議長と名譽職參事會員十人で組織する。但し北海道は十二名である。議長には府縣知事これに當り、名譽職參事會員は府縣會で議員中からこれを選擧し、任期は二箇年である。府縣參事會に關しては大體市參事會に類似してゐる。

財政

府縣の財政は大體市町村財政と同様である。ただ府縣の經濟は大であるから、府縣税を府縣の收入の第一位とする點が異つてゐる。

府縣知事

府縣知事は中央政府の命を承けて國政を處理する行政官廳であると同時に、自治團體である府縣の執行機關である。公選する

ものでなく官吏である。府縣知事の補助機關には官廳の補助機關である官吏と、地方待遇職員及び府縣の吏員とがある。

地方團體の機關である府縣知事の職務權限は、府縣を統轄し、これを代表し、府縣會と府縣參事會の權限に屬しない事項はすべてこれを専決することが出来る。

この外、府縣知事は府縣會、府縣參事會の議決や選舉が越權違法又は公益を害すると認めるとき、府縣の收支に關する議決が執行不可能であるとき、若しくは當然支出すべき經費が削減せられたときは、理由を示して、或は再議に付し、或は再選舉を行はせ、特別の事由ある場合には直ちにこれを取消し又は内務大臣に具狀してその指揮を請ふことが出来る。府縣參事會の開會出来ないとき、又は府縣會と府縣參事會が議決すべき事項を議決しないときなどには、府縣知事は内務大臣の指揮を請ひ、その議決すべき事項を

處分することが出来る。而して次回の會議で府縣會又は府縣參事會にこれを報告することを要する。

府縣廳 府縣廳は府縣知事なる地方行政官廳の官衙である。又府縣自治の事務所であつて、府縣自治はこゝを本據として行はれる。府縣に知事官房と内務部・學務部・警察部の三部が置かれて、行政事務を分掌する。東京府には警察部を置かないで別に警視廳がある。又内務大臣は須要な府縣を指定して土木部・産業部・衛生部を置くことが出来る。官房及び部は課に分れる。

府縣の自治はかやうなものであるから、府縣の政治の興廢は國家の官吏である府縣知事の人格・手腕によることは固よりであるが、府縣民の自治の力に俟つこと甚大である。府縣は市町村の集合であり、府縣の盛衰は國家の隆替に係る。それ故府縣民は府縣の地位をよく理解し、市町村自治に於けると同じ精神を以て、府縣

の官吏や公吏と協力し、その責務を完了すべきである。即ち自治の精神を府縣民として發揚することを要する。従つて我が府縣の沿革をたづね、他府縣の狀勢を視て現在に努力し將來の計畫に努めねばならぬ。府縣民は府縣廳で發行する府縣勢一覽、府縣統計畫等に注意し、府縣の發達變動の情況を窺知し、又我が府縣勢その他全國的地位を察して府縣治に對する見識を立て、更に地方的僻見を去つて常に縣全體の福利増進に努むべきである。且又我が府縣は、我が市町村に次ぐ愛郷の地である。或は國家的偉人、成功者の輩出を誇り、又は希ひ、或はかの縣外在住者の間に同縣人會の組織を見るのは、何れも愛郷心の發露に外ならぬ。この精神と自治の精神と相結び、府縣治の擧がるやう努むべきである。かくて我が府縣勢の振興はとりもなほさず、我が市町村、府縣民の幸福であり、延いて國家の富強ともなる。

第十二章 農村と都市

農村と都市 人口の都市集中は世界的の現象である。我が瑞穂國も農業を立國の大本としたが、近時商工業の發達に伴ひ、都市の著しい發展を來した。農村と都市とはその生活に甚だしい差異があるから、この兩者は國民生活の二大形式として對立してゐる。農村は都市に物資を供給し、都市の加工品は農村に購入せられるから、農村と都市とは共存共榮の關係にある。農村と都市は所謂社會的分業をなすもので、兩者が相伴つて發達するや否やは國家の興廢に至大の關係がある。若し農村のみ發展する國は、世界經濟場裡に敗れ、都會のみ繁榮する國は一朝國交の破れたときにはその存立が危殆に瀕するばかりでなく、平時でも、かゝる場合を懸念して、外國に對し對等の交際を爲すことが困難で、國家の威嚴と

農村と都市の地位

農村の重要意義

權益とを保持することが出来ない。されば産業立國の大方針の下に、農村・都市兩者の發達を計らねばならぬ。

農村生活 全國一萬二千の町村は數に於て夥しいばかりでなく、國土の面積を占め、多數の農民がこゝに住つて居る重要にして尊貴すべき廣大な地區である。農村は國民に食糧を供給し、商工業に各種の原料を提供し、國家社會の經濟基本の地であつて、商業も工業もこれによつて起るのである。又商工業者の側より見るも大切な需要者である。

農村は恵まれた大自然の佳境であり、農民は一般に身體強健で國民健康の保持者である。農民に宿る精神氣質はまた概して純朴敦厚剛健着實穩健であつて、良俗美風も多くはこゝに存する。家族制度もよく維持せられ、土着的生活により隣保相親しみ共存共榮の念にも篤く、従つて愛郷心熾んで健全な國民的精神が溢れ

農村民の一致協同

てゐる。實に農村はかゝる至大な使命を果しつゝあるものである。都市の生活經驗を有たねば、農村生活の眞味有難味を感じることが薄いかも知れないが、極めて自然的・健康的・經濟的であつて、思想生活も亦健全である。殊に隣保の親交は到底都市生活のそれに比すべくもないのであるから、物質生活に恵まれないことあるも、尙精神生活に慰められるところ多く、郷土愛着の思念が農村生活に強いのは、實に山姿野景の情趣に引かされるのみではない。

農村の開發 農村は自然によつて恵まれると同時に、自然によつて制限されるところがある。これ農業は商工業の如く自由に廣く人爲を加へることが出来ないし、且今日の農村が都會生活から壓迫され、動もすれば疲弊に陥らうとする所以である。農村生活で最も必要なことは農村に住むものは、互に連絡を取り、一致協同して事に當るにある。かの産業に關する諸種の組合を健全に十

分に發達せしめ、大いに利用し協同して開發を圖らなければならぬ。昔ながらの個人的生活法を以ては、到底農村の向上を期することは出來ぬ。

土に親しめ

農村の現狀が都市の物質的・精神的文化と甚だしい懸隔あること、經濟的事情のために、農民は漸次都會に轉住する傾向を生じ、安んじて農耕を專業とし難くなつて來る。かの「土に親しめ」なる語はかゝる近代農村の現狀に對する警鐘である。農村民が都市に向つて流れ込む一方に、都市からは農村に向つて物質文化の各種各相が流入して、農村に輕薄の思想を醸成するに至つたことは、最も戒心すべき情勢である。農村をしてその堅實性を失はず良風美俗を保持作興せしめるやう務むべきである。又種々の副業を盛んにして、多面的生活を營み、一二の生産業の不況のために、生活の脅威を受けないやうになすことも必要である。固より國家

副業

模範村

的政治的に農村開發の方法を講ぜられることは重要であると共に、農村民は自治の修養を積んで自治團體としての農村生活を高め、役場の事務がよく整理され、保健衛生が行届き、組合事業は發達し、農業の改良は行はれ、村民の風俗は敦厚で、常に共同一致して勤勉し、納税・就學等の成績を優良にし、資金を貯蓄し、基本財産が造成されて村民の負擔輕く、文化的施設の完備するやう努めねばならぬ。所謂模範村の建設には、少數の人々の誘掖指導によるのみでは根強い實績を永く存續し難く、多數村民が我が農村愛護の精神に出で、公民としての教養豊かにして、地方開發に自覺あることを必要とするのである。

近來都市の發達に對して、農村の衰頹、田園の衰亡を憂ふる聲が漸く高くなるに至つた。そこで國家は農村振興の國策を樹立し、その疲弊を救ひ、進展向上を促す爲に幾多の法規・制度を設け保護

農村振興の國策

獎勵の途を講じてゐる。又農民は農村の社會的國家的地位を自覺し愛郷の至情に基づいてその善良な特質の向上に努め、弊風陋習の改善に志し、農村をして快き安住の地、和樂の境たらしめることが肝要である。農業を愛護することはその農民の福利を増進するに止まらず國家社會の堅實な發展を期する所以である。農村の尊重愛護は國力の培養、國運伸張の途に外ならぬ。

都市生活 都市は政治上、經濟上、産業上、交通上、學術上の中心であつて、その國の文化發生の地である。されば各種の文化施設が、今日の文明を都市文明といはれる程に、完備してゐる。これ眞に都市人の幸福といはなければならぬ。しかし仰望せられる都市生活は、必ずしも安易のものではない。田舎で經驗することの出来ない住宅衛生、保健、生活費、激しい生存競争等の幾多の困難な問題がある。都市生活者が人生のせち辛いことを痛感するのは、全く

この點にある。殊に衛生施設の完備せるに拘らず、都市人の健康は遙かに農村人に劣る。都市人は文化の恩澤に浴すると共に、その悪影響を受けてゐるのである。

都市の改善 都市生活はかやうなものであるから、その改善は實に近代の國家社會生活上最も緊要問題であつて、政府當局者が都市計畫法、市街地建築物法等を制定し、公園、運動場、公設市場、墓地等の設置を初めとして、種々の方法手段を講究すべきは勿論であるが、また都市生活をなす市民各自の自治生活に關する自覺と積極的畫策努力に俟たなければならぬ。元來都市は農村に比して歴史の背景薄く、市民の轉居も著しいから、市民は一般に隣保團結の美風を缺き易く、公共問題に關し熱誠を以て協力する點に於て遺憾がある。各自がその市を自分のものと思ひ、市民の一員であると同時に市そのものが自分の中に存することを自覺し、一々の行

爲が常にその氣分で營まれ、協同一致の精神で自治が行はれるならば、都市生活の改善と繁榮は期して待つべきである。

第十三章 産業

第一節 産業と國民經濟

産業

生産の三要素

生産 天成の物體をして效用を生ぜしめ、或はその效用を増さしめることを生産といふ。生産を業務として行ふことを産業といふ。生産の方法は無から有を生ずるものではない。故に生産を營むには自然の助を藉り人の労働を加へねばならぬ。又野蠻草味の境遇を脱しない民族でも、尙多少の器具を有してゐるから、生産には資本も亦必要である。換言すれば、生産は自然・労働及び資本の結合によつて成るもので、これを生産の三要素といふ。

自然 自然とは自然物と自然力を指す。自然が生産の要素であ

三要件

土地

る所以は、生産に必要な場所・材料及び勢力を供するにある。この三要件は共に生産に缺くことの出来ないもので、生産の種類とその盛衰とは、これを具備する程度の多少厚薄に因る。地球上に羅列する數多の國土が、この三要件を具備する程度は、氣候・地形・地質位置・水利等により差異あるを免かれぬ。自然の狀況は元來天恵によるけれど、施肥・耕作方法の改良、交通運輸機關の發達、動植物の移入等人力を以てこれを變更し、生産の増加を圖ることを得る。自然の中、土地は最も重要で、英國の經濟學者は生産の要素を數へて自然の代りに土地といふ。これ土地の自然物・自然力を包含するものである。この土地に關して特に注目すべきは存在の永久なこと、廣さの初めから一定せること及びその生産力に制限あることである。土地の生産力は農業の收穫の多少が最も重要でこれによつて測定する。人力によれば耕作地の生産力は増すこ

報酬漸減の法則

とが出来るが、土地の生産力は一定の程度に達するときはそれ以上はこれに投ずる労働資本の割合に應じて増加しないのみならず、終には停止する。これを報酬漸減の法則といふ。この法則がなければ、生産力は人力に應じて無限に漸増し、人類は何時までも僅少の面積の土地を耕作して生活出来るけれど、打破廢滅し得ないこの法則があるから、古來人口増加に伴ひ、食糧不足と分家移住の問題が起つた。

文化の進歩するに従ひ、自然を利用する方法益多きを加へ、自然が生産に及ぼす影響は敢て衰へないけれど、生産の要素である労働と資本の力が増加するから、自然のみその勢力を専らにすることを得ないやうになる。勞力や資本は消滅するけれど、土地はこれを不合理に使用しない限り生産力は決して盡きない。故にその改良に努めて生産物の增收を圖らねばならぬ。我が國は農業

土地の利用開發

國であるが、國土極めて狭小な上に山林は多いが耕地は少い。土地の利用上これが改善を施すべきことは誠に緊切である。天地自然の恩恵は廣大無邊である。これを利用開發することは正に人類としても國民としても重大な使命である。

資本 過去の生産の蓄積によつて成れるもので、更に將來の生産の用に供せられるものを資本といふ。従つて資本は金錢のみではなく、諸種の原料器具、機械等皆資本である。或財貨が資本なるや否やはその物の形態性質の如何に拘はらない。人がこれを使用する目的如何によつて定まる。例へば同一物でも農業用の馬は資本であるが、娯樂用の馬は資本ではない。娯樂用の馬も所有者がこれを賃借し營利の目的に供する場合にはこれを營利資本といふ。營利資本に對して、所謂生産の用に供せられる資本は、社會的に直接生産の利益となるものであるから、それが營利である

營利資本

生産資本

と否とを問はずこれを生産資本と稱する。營利資本となるものは生産資本に供せられる凡てのものと賣渡、貸與等の方法で利益を收得される物をいふ。

固定資本

資本は通常その用途により固定資本と流動資本とに區別する。前者は幾回も生産上の目的に使用することの出来るもので、後者は一回生産の用に供すれば資本たる性質を失ふものである。同じ物でも時によつて固定資本となり又は流動資本となることがある。固定資本と流動資本とは相倚つて生産を助けるもので、兩者は適當な割合で存在しなければならぬ。若しこの兩者が均衡を失へば經濟活動は圓滑に運ばない。

流動資本

兩資本の關係

資本の重要意義

生産の進歩を圖るには必ず資本がなくてはならぬ。今日の産業の組織では資本は生産要素中の首位を占め、資本の多少とその運用如何によつて概ねその産業の成敗が分れる。

資本の増殖

資本は人の労働によつて生ずるものであるから、資本増殖の途は、一方では努めて生産を盛大にし、他方では大いに消費節約を旨とし、成るべく多く蓄積する外はない。これ國富を増す爲には必ず勤儉貯蓄を行はねばならぬ所以である。資本は生産の用に供するものであるから、貯蓄を爲すのみでこれを生産の用に供しないときには、不生産的のものとなつて、更に資本の増加を來さない。故に貯蓄した財貨を進んで生産の用に供する心がけが必要である。現時各種の産業は、零細な個人の資本を集中して、その資本となすのであるから、事業經營者が信用に乏しければ、人々は安んじて事業の爲にその資本を提供し得ない。故に一國の産業を増進せしめるには、經濟社會の道德を向上せしめねばならぬ。

勞力 人が一定の目的を達する手段として身體若しくは心意の力を發動應用するを労働といふ。牛馬の勞役機械の運轉などは

労働の能率

人類の活動ではないから労働でない。労働の目的は動作自體でなく、その動作から生ずる結果にあるから、遊戯は労働といへない。偉大で神祕的な自然も、労働が加つて初めてその價値を生じ、如何に天與の寶庫も、勞力が及ばなければ寶庫無きに等しい。又人の身體と精神はこれを適當に活動させることにより、よく發達して健全なるを得、更に労働の力を發揮するものである。故に労働は心身の發育を助け健康を維持増進するものである。労働が生産に對する効果の大小を労働の能率といふ。能率は諸種の條件によつて異なる。これを概括すると、(一)労働の念慮(二)労働の能力(三)労働の組織に歸結する。

労働の念慮

(一) 社會一般が労働を神聖視し好愛し、労働者の徳義心が進んで誠實勤勉なれば能率が增大する。又社會の安寧秩序の程度如何、生命財産の安否、賃金支拂方法の適否、欲望の多少等によ

労働の能力

り労働の念慮に強弱を生じ、従つてその能率に影響する。
(二) 各人の労働能力は天賦の性質、生活の程度、外圍の狀況、教育の多少、男女老幼の差別等に因り異なる。身體強健でその勞務に對して必要な知識を習得せる者の能率は高い。

労働の組織

(三) 労働の效果に至大の影響を及ぼすものは労働の組織である。分業及び協力等の問題がこれである。

右三條件は労働能率増進の上に甚深の注意を拂ふべきもので、労働する者の保健、労働時間の問題、人々の心身に適應する職業の選擇、適才適所、事業の統制、適當な教育等の必要を生じて來る。

勞資協調

元來資本と勞力、即ち資本家と労働者は互に唇齒輔車の關係にあつて、何れも對等の地位に立つもので、兩者互に確執し鬭争すべきではない。相提携して生産の増殖、産業の發達を期すべきで、宜しく兩者の協同調和を計らなければならぬ。それには大いに人

人の社會的道義心を喚起し、各人互に生産上の地位を理解し、融和協同し、團體精神を高調して、常に節制あり訓練ある態度を持ち、共存共榮に努むべきである。

效用 人の欲望を直接又は間接に満足する力を效用といひ、
財貨 效用を有する外界の有形物を財貨と稱し、これを獲得利用するを
經濟行爲 人が經濟行爲を爲すには經濟主義に據るもの
經濟主義 として、經濟主義とは最小の勞費を以て最大の効果を獲得しようとする
 ことである。人類の經濟生活はその初期には自給經濟が行は
個人經濟 れ、各家族自らこれを生産して自らこれを消費した。これを個人
 經濟又は家族經濟といふ。都市の興るに及んで、市民と四圍の農
 民との間に交易が行はれたが、生産者と消費者とは直接の關係を
 有してゐた。これが都市經濟である。然るに近代の經濟状態に
都市經濟 於ては、交易を前提として分業が盛んに行はれ、生産者の多數は自

國民經濟

己の欲望を満足するため財貨を生産するのではなく、自己の消費
 する財貨は主として他人の生産に係り、生産者と消費者とは直接
 することが稀となつた。かくて交易その他の經濟生活關係は國
 民が一團となつて行はれるに至つた。これを國民經濟といふ。
 それ故國民經濟は個人經濟を離れて存在するものではない。國
 家や道府縣市町村等には各、その經濟がある。これを財政といふ。
 國民經濟は個人經濟、國家經濟等の無數に集合した綜合經濟であ
 る。我等は日本國民として私有財産制度の下に、經濟上の自由を
 享有しつゝ、經濟生活を營んでゐる。更に經濟關係は國民と他國
 民との間にも密接となり頻繁となりつゝある。これを國際經濟
 といふ。現代は國民經濟を基調とする國際經濟の時代である。
 國民經濟の充實によつて、一國は國際經濟場裡に優勝することが
 出来る。されば國家の安泰のために國民經濟の發展を圖ること

綜合經濟

國際經濟

經濟の充實と産業の發展

國富
國民所得

を要する。その國民經濟の充實は、主として産業の發展に俟たねばならぬ。列國は必死の努力を以て産業戦に汲々たる有様である。國民は各種の産業の發達と經濟確立を企圖し、國民經濟の進歩を來し國富と國民所得の増加に努めねばならぬ。

第二節 農業

基礎産業

農業尊重

農業の任務 農業は土地の自然的生産力を利用して、國民に食糧を、工業に原料を、商業に貨物を供給するを任務とする生産業である。されば農業は一切の産業中の基礎産業であつて、國民經濟の基礎であるから古來百工の母と稱せられる。

我が瑞穂國は建國の初めから農業を以て經濟を立つる農業國で、天皇は勸農を最も重要な國策となし給ひ、諸侯は農業に甚大の注意を拂つた。現今商工業は著しく發達したが、農業は依然とし

米

て我が國産業の首位を占め、これに従事する者は全人口の半以上に達し、その生産するところまた極めて多額に上る。商工業はこの農業品の上に、又多數の農業者を顧客として行はれるので、一朝凶作到れば社會全般の不景氣を生じ、諸種の社會問題を惹起し、その影響するところは少くない。由來農業者は心身概ね強健で一般に質實剛健の氣風に富み、國民精神の源泉であるから、農業の振興は國運發展の基である。これ農業を尊重しなければならぬ所以である。農業者は常に自己の天職の重大なことを自覺して、業務を敬愛し、益その發達に努め、國家は大いに農業を獎勵し、その振興を圖るべきである。

農業の經營 農業の要素は土地資本・勞力であつて、特に土地は農産の母である。我が國は山嶽多く耕地僅少で小農式によつて經營し、土地を最も有効に利用してゐるが、米の産額は全國民の要求

生糸

科學的經營法

試驗場

學校

農會

を充すに足らぬ。近時愈々人口の増加するに伴ひ、人口問題が起つてゐる。生糸も農産中の重要物品で、輸出品中の第一位を占める。我が國は耕地は狭少であり集約農業にまで達してゐるから、大規模の機械力を利用するは不可能であるが、近來農業經營上學理の應用、機械器具の利用が進み、科學的經營法が普及して來た。

農業の助成 農業は我が國では主要産業であるから、國家も自治團體も、農業經濟の發達と農業の振興を期し、その發達進歩を促すために、種々の法令を設け、又農事園藝蠶業茶業畜産等の試驗場を置き、農業に關する學校を立てゝゐる。けれどもこれ等の指導と相俟つて、農民の自治によりその改良發達を圖ることは極めて肝要である。農會は、この目的を以て農會法により設けられた公共組合で、一定の會員を以て組織する社團法人である。農會が成立したときは、その地區内の會員たる資格を有する者は、原則として

公共組合

これに加入したものと看做される。農會の設立は、行政區域によるもので、町村農會、市農會、郡農會、道府縣農會及び帝國農會がある。農會は行政官廳の監督を受ける。

農會はその目的を達するため、農業の指導獎勵に關する施設、農業に従事する者の福利増進に關する施設、農業に關する研究及び調査、農業に關する紛議の調停又は仲裁、その他農業の改良發達を圖るに必要な事業を行ふのである。

農會の外、農村には水利組合、畜産組合、重要物産同業組合等種々の公共組合があつて、農村の開發、農家の繁榮の爲に寄與貢獻するところが少くない。

第三節 工業

工業の任務 工業は原料に加工して財貨の效用を増し、人の需要

を充すことを任務とする産業である。日常の生活用品は工業品である。充實した軍備は、固より強兵を要すると共に幾多の軍需品の充足に俟たなければならぬ。現代の國民經濟も國家の存立も工業品なくして維持することは出来ない。これが發達の爲には資本を増殖し、又企業心を旺盛にすることを要し、その結果國富が激増することはいふまでもない。

我が國は明治以來工業の振興著しく、最初は原料品を賣つて精製品を購入してゐたが、次第に原料品を買つて精製品を輸出する氣運に進み、今や世界の主要な工業國となつた。而して都市の發達は即ち工業の發達の反映に外ならない。國土狹小のため移殖民問題と共に工業立國論が高唱せられる。けれども工業のみを盛大ならしめることは國家の安固を致す所以ではない。各種の産業の發達を期すべきである。

工業立國論

粗製濫造

工業はかく國民經濟の繁榮と人類文化の上に甚深の關係があるから、その社會的意義を無視して、粗製濫造を爲し、その製造業者だけの一時的な暴利を貪ることは、實業道德上大いに非難せられるところである。これは獨り一國內で工業者の信用を傷つけるばかりでなく、國際經濟上ではその國の信用を墮し、販路を失ひ、産業の衰微を來すものである。

工業の經營 工業の要素には土地を要することは比較的少い。主として原料資本及び勞力である。原料については我が國は豊富ではないが、海運によつて容易に輸入することが出来る。その最大のものには棉花である。資本の中主なものには機械で、その動力は水力・火力・石油動力・ガス動力などである。我が國で最も重要なのは水力電動力である。一國の工業發展上、勞力の素質よく、量の豊富なることを要する。原料と機械が完備するも勞働の各部門

家内工業
手工業
工場工業
機械工業

に當る人の技術が優秀で勤務が忠實でなければ、工業の發達は期し難い。
工業は家内工業と工場工業に分つことを得る。家内工業は一家の内で行はれ主として手工業である。工場工業は大資本を以て工場で行はれ、一定の計畫の下に分業を行ひ、これを統制して營むものである。これを機械工業ともいふ。西洋では蒸汽機關の發明以來、手工業は機械工業に變り、我が國では明治維新以後、機械文明の輸入に伴ひ、工場工業の時代と稱せられるほど工場設立を見、その製品は先進國のものと遜色がないものが多い。工場工業は大量生産で、従つて製品は廉價であるが、工場の管理は甚だ困難である。工場生活は不衛生的になり勝ちであるから、國家は法規を設けてこれを監督してゐる。

工業の種類は科學の進歩と共に近年甚だしく多くなつた。

經營の合理化

國産品愛用

工業所有權

工業の助成 工業は國民經濟の繁榮のため重要なばかりでなく、特に我が國は歐米の先進國に比し尙一般的には後れて居り、輸入工業品も少くないから、工業の助成は眞に緊要である。その爲には國家は經營の合理化を奨励し、又保護關稅を定めてゐる。舶來品の品質如何を考へず尊重することは弊風であつて、我が國の工業品中その品質が外國品に比して劣らないものは少くない。今日の舶來品中年々約六億圓は國産品を以てこれにかへることが出来るといふ。國産品愛用は現今各國とも國民運動となつてゐる。その外補助金奨励金等を與へ、學校及び研究所を設立し、工業試験場模範工場常設陳列所等を設け、博覽會を開き、又検査制度を設けて粗製濫造を取締る。我が國の工業所有權は特許權、意匠權、實用新案權及び商標權の四種であつて、法律によりこれを認め、發明權を保護して發明を奨励してゐる。工業も國家の助成の外、自

商工會議所

治的にその改善を圖り進歩を促すことが極めて肝要である。商工會議所はその主要なもので、原則として市の區域によつて設けられ、又これが單位となつて日本商工會議所が設けられてゐる。これ等は凡て公共組合であつて、その事業は商工業に關する通報・仲介・斡旋・調停・證明・鑑定・統計調査・商工業に關する營造物の設置及び管理その他商工業の改善發達を圖るに必要な事業等である。この外重要物産同業組合法による各種の公共組合がある。

第四節 商業

商業の任務 一國の經濟的繁榮を圖り國富増進のためには、生産を必要とすると共に、商業の力を借らねばならぬ。現代は分業の社會であるから、生産者はただ生産に専念し、消費者は自己の需要する財貨の生産所を知ることが容易でない。そこで生産者と消

商人
商行爲

費者との間に立つて、需要供給を調節し、有無相通ずるため、財貨交易の媒介をなすを商業といふ。商業の中、外國に對するものを貿易といふ。而して我が國の法律では、商行爲を爲すを業とする者を商人といひ、商行爲とは諸種の賣買の外、運送銀行・倉庫保險請負・出版・印刷・撮影等の營業をも包含する。要するに商業は社會の經濟生活を圓滑にするを任務とするものであるから、當業者の營利を目的とするばかりでなく、國家社會の公共生活上重要な使命を有するものである。従つて商業に従事するものは、公共道德を重んじてその業にたづさはらなくてはならぬ。所謂商業道德の確立と尊重とを必要とする。勿論商業道德も他の社會生活に於ける道德と本來異なるものではない。ただ商業行爲の間にあつても、それが人と人との關係である以上、單に自己の營業を繁榮せしめさへすればよいとの念を有つて、道義を無視してはならないとい

商業道德

商店
市場

取引所

公定相場

ふに外ならぬ。

商業の經營 商業の經營にも種類がある。問屋卸賣商・小賣商等が主要なもので、近來激増して來た百貨店は小賣商に屬する。商店の外に市場と取引所がある。市場は商品の價格に一定の標準を與へ、小賣價格を大體統一する作用をなすところである。取引所は代表財貨について賣買をなすところである。代表財貨とは財貨の標本となるもので、現物を悉く示さなくても種類と數量とを示すのみにて十分なものをいふ。取引所に於ける取引價格を公定相場といふ。取引所は商品價格の激變を調節し、これを平均せしめんとする効果を發揮するものである。取引所に於ける賣買取引は常に現物を直接に授受するものとは限らない。寧ろ見本又は銘柄により賣買取引を契約し、或期限の後現物を授受するを通例とする。故に取引所の取引は投機に傾き易いので、政

府は嚴重な監督をなしてゐる。

商業の助成 商業の盛衰は一國の消長に關することが甚大であるから、現今の文明各國は幾多の商業助成機關を設けてゐる。これ等は、大體工業助成機關と同様なものであつて、商工會議所・同業組合・博覽會・商品陳列所・興信所・商務官・領事館・學校等である。

第五節 その他の産業

農工商以外の産業は水産業・林業・鑛業等である。

水産業 我が國は四面海を環らし、水産の天恵が多く、國民は海を恐れぬのは勿論、寒暑に堪へ得るから、太平洋を我が池として漁業を營んでゐる。遠洋漁業や潜水等の水産上の技術にも長じてゐる。我が國は世界第一の水産國で、水産は古來我が國の食糧問題と密接の關係があつて、歐米の肉食主義と異り、魚肉が重要食糧

である。水産業は漁業と養殖業に分たれる。その發展の爲に漁業組合・水産試験場・水産講習所等があり、又自治的の水産會がある。漁業權は普通に地方長官の免許によつて與へられる。

林業 林業は山國である我が國にとつては、經濟上重要なばかりでなく、國土保安の見地から見ても極めて緊要な産業である。國家は或は林業試験場を設け、或は林業の獎勵に努めてゐる。

鑛業 鑛産は生活の重要資料であるが、我が國にはその産額が少い。鑛物は國家の所有で、その特許によつて採掘權が與へられる。鑛業は鑛山監督局がその監督の任に當つてゐる。石炭は我が鑛産の第一位を占め、鐵鑛は甚だ少いから輸入し、石油も我が國に不足な鑛産である。國家は石油の試掘を大いに獎勵してゐる。

國家は水産業・林業・鑛業何れにも補助金・獎勵金を與へる。

第六節 企業

企業家

企業 自己の計算で、利益損失を共に引受けて、生産又はその他の營利事業を營むことを企業といひ、これを行ふ者を企業家といふ。企業をなすには、その事業に關する知識才能を必要とするが、資本家・地主・労働者は必ずしもこれを有しないので、これ等の外に企業家がある。従つて企業家は資本家とは限らない。企業家は現代の經濟社會の中樞である。

企業には大企業・小企業・公企業・私企業・個人企業・共同企業等の種別がある。現代は大資本を以て大企業を營む時代であるから、次第に共同企業が盛になりつゝある。共同企業の主要なものは會社・企業結合企業及び産業組合である。

會社 會社は商法の規定に準據して組織せられるもので、現今普

通に行はれる共同企業の大多數はこれに屬する。我が國の會社は四種である。

合名會社

(一) 合名會社 合名會社は二人以上の無限責任社員から成る會社である。且その事業も社員が協同して自ら經營の任に當るから、信用が最も厚い。互に相談つた者が徳義を重んじ事をなすに適する。しかし社員の數が少いから多額の資本を集めることと永續とが困難である。

合資會社

(二) 合資會社 合資會社は無限責任社員と有限責任社員とから成り、無限責任社員のみ業務執行に當る會社である。されば企業の才幹はあるが資本に乏しい者が、資本はあつても自己單獨で企業する能力のない者と結んで、共同の事業をなすに適する。

株式會社

(三) 株式會社 株式會社は資本を同金額一定數の株式に分け、

株主

これを所有する者即ち株主七人以上の結合によつて成る會社である。株主は有限責任で、株式の譲渡は自由である。資本を小金額の株式に分割する結果、廣くこれを天下に募り、又よく零細の資金を集めることが出來て、大資本の企業團體を作るに適し、同時に普くこれ等の小資本主をしてその資金を企業に投じて、國の企業の振興を圖ることが出來ると共に、投資者は利殖を爲すことを得る。その經營は、株主總會で決定し、取締役がその業務を行ひ、監査役がこれを監督する制度である。取締役と監査役を重役といふ。會社の盛衰は主としてこの小數の重役の雙肩にかゝる。若し重役にその人を得ないときは、常にその株主に多大の損失を與へるばかりでなく、延いて一般經濟社會に惡影響を及ぼすのである。故に株主は重役を選任するに、公平無私、能くその人物と能力とを考へ、又重役は誠實勤勉以て事を

重役

株式會社の重要意義

處理し、會社の利害を視ること恰も自己の利害を感ずるやうになさねばならぬ。

株式會社は大資本なくては遂行出来ない事業、又は長期に互る事業等に是非必要な制度で、鐵道、海底電線の布設、運河開鑿等は到底個人の力では及ばない大事業である。その他株式會社の制度は英國、佛國、和國の東印度會社に始まり、近時廣く行はれ、獨國の學者コンラードは「獨國が大資本家の少いのに、諸國と經濟上の競争を爲し得たのは、株式會社の御蔭である。」といつたが、我が國でもその必要なことは言を俟たない。

株式合資會社

(四) 株式合資會社 株式合資會社は無限責任社員と株主とから成り、合資會社と株式會社とを折衷した會社である。資本がなく才能のある者が資本を得るには便利であるが、組織が複雑なため不便の點も少くない。

結合企業

大企業は會社によつて行はれるもの多く、會社企業の興隆は一面に於て産業の著しい發達を來したが、他面に於て同業者の激烈な競争を惹起し、生産過剩、物價低落等を招き、往々企業家は損失を被り苦境に立つことがある。これ近時歐米に結合企業の起つた所以である。結合企業とは同業者が自衛上無益の競争をやめ、種々の協定をなして行ふ大仕掛の企業で、その主要なものはカルテルとトラストである。

カルテル

(一) カルテル(企業聯合)は同種の企業家が各、その經濟上の獨立を維持しながら、相互に聯合して、賣價、販路、生産額等を協定し、規約を結んで、相互の競争を避け、利益の増進を圖る組織である。歐洲殊に獨國で盛んである。

トラスト

(二) トラスト(企業合同)は同種の企業家はその獨立の地位を放棄して、進んで合同し、市場獨占の目的を以てその利益を確保

結合企業の利害

しようとする組織である。米國で最も發達してゐる。結合企業は不當の競争を避け、需要供給の調節を圖る利益はあるが、往々不當に物價を騰貴せしめ、一般消費者を苦しめしめる弊害がある。かゝる弊を除くには企業家が能く企業の社會的意義を自覺することを要し、その公德心に俟たなければならぬ。

産業組合の重要意義

産業組合 孤立の不利益は各人皆同じことであるが、殊に競争激烈を加へ、經濟組織益、擴大するとき、小企業者がその間に孤立介在して利益を保全することは頗る困難であつて、動もすれば自滅する虞が著しく、國民經濟は憂ふべき結果を招くこととなる。そこで小企業者にその處を得しめるには獨立自助の精神を涵養せしめ、勤儉貯蓄した小資本を合せ、その力を結合せしめる外途がない。産業組合は國民をして共存共榮の精神に基づき、物質上及び精神上の團結により、競争の激甚な社會に處して、能くその産業及び經

信用組合

濟の發達を圖り、徳義の向上に資し、各自の生活状態を改良し、進んで國家に貢獻しようとする團體である。産業組合はその設立の目的により四種ある。

販賣組合

(一) 信用組合は組合員に、産業に必要な資金を貸付け及び貯金の便宜を得せしめるものである。

購買組合

(二) 販賣組合は組合員の生産した物に、加工又は加工しないで、これを賣却するものである。

利用組合

(三) 購買組合は産業又は經濟に必要な物を買入れ、これに加工し若しくは加工しないで、又はこれを生産して、組合員に賣却するものである。

兼營

(四) 利用組合は組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしめるものである。これ等の組合は原則として兼營することが出来る。

無限責任組合

有限責任組合

保證責任組合

産業組合中央金庫

産業組合聯合會

産業組合中央會

産業組合はその組織により三種に區別する。無限責任組合は組合財産を以てその債務を完済することの出来ない場合に、組合員の全員が連帶無限の責任を負担する組合をいひ、有限責任組合とは組合員の全員がその出資額を限度として、責任を負担するものをいひ、保證責任組合とは組合財産でその債務を完済することの出来ない場合に、組合員の全員がその出資額の外一定の金額を限度として、責任を負担するものをいふ。産業組合は組織と目的を示す文字をその名稱中に加へなければならぬ。

産業組合には理事、監事及び總會がある。組合の資金を潤澤ならしめるために、産業組合中央金庫があり、産業組合が聯合してその事業遂行の爲には、産業組合聯合會がある。産業組合とその聯合會の普及發達及び連絡を圖る爲には、産業組合中央會がある。我が國では明治三十三年産業組合法が制定せられた。資本に

經濟上の自治體

乏しい者はこの法律によつて組合を作れば、免稅と金融上の特典等とを與へられ、資本主義の激烈な競争場裡にあつても、尙その經濟生活を維持し又は改善する途が開かれた。國家の保護を受くると共に、組合員各自の共存共榮の協同心が要求される。産業組合の特質は、實に會社と異り、収益のみならず、その精神的團結に在る。これ産業組合が經濟上の自治體と稱せられる所以である。されば組合員は産業組合の精神と事業とを理解し、協同自治の信念を以て、組合を愛し、衷心その發展に努めねばならぬ。

第十四章 貨幣及び金融

第一節 貨幣

貨幣の本質 自給經濟は分業の行はれるやうになつて交換經濟となつた。經濟の發達の幼稚な社會では物々交換が行はれたの

貨幣の職能

貨幣の材料

であるが、經濟の發達に伴ひ種々の不便を生ずるに至り、勢ひ交換の媒介物が必要となつて來た。交換の媒介を目的とし、國家が法律により強制通用力を認め、た財貨を貨幣といふ。貨幣は交換の媒介の外、價値の標準となり、支拂の用具に供せられ、價値の保存に用ひられる。貨幣の職能を盡す爲には、(一)價値を有し、(二)少量で比較的多大の價値があり従つて携帶運搬に便利で、(三)價値の變動が少く、(四)品質に變化や良否の別がなく、(五)認識し易く、(六)製造に適するものでなければならぬ。昔は貝殻、布帛、茶、家畜等を貨幣として用ひたが、現在では貨幣の材料は金屬殊に金銀である。

貨幣制度 文明各國では法律を以て貨幣制度が定めてある。

造幣權及び發行權 貨幣の鑄造と發行とは、各國とも政府に屬してゐる。國民にこれを許せば、動もすれば粗惡な貨幣が鑄造せられる虞がある。同じ通用價値のある良惡貨幣が流通するときは、

グレシヤムの法則

良貨は次第に貯藏され鑄潰され又は外國に輸出せられて、市場からその姿を隠し、惡貨ばかりが世に流通するやうになる、即ち「惡貨は良貨を驅逐する」ものである。これをグレシヤムの法則といふ。

本位貨幣と補助貨幣 本位貨幣は法律上強制通用力の無制限なもので、その額面の價格は通常その金屬の價格と同一である。國民は造幣局に本位貨幣の地金を提供して、鑄造を請求することが出る。これを自由鑄造といふ。貨幣の本位には數種ある。

本位貨幣を金に限るものを金單本位と稱し、銀に限るものを銀單本位といひ、金銀の二種の金屬を本位に採用し兩者の間に一定の比率を定めてゐるものを複本位といふ。金單本位で銀貨の無制限通用を認め、複本位で銀貨の自由鑄造を認めない制度を跛行本位といふ。國內で銀貨の無制限通用を認め、その自由鑄造を禁止、法律で銀と金との比價を定めておいて、金貨本位の國に支拂する

自由鑄造

金單本位
銀單本位

複本位

跛行本位

金爲替本位

ときには、金貨拂の爲替手形を振出し、在外資金によつてこれを支拂ふ制度を、金爲替本位といひ、金貨本位の國に對して金本位の實を收めるものである。現今多くの國は金單本位制を採り、中華民國では銀單本位制である。

我が國は明治三十年金單本位制に改め、金の量目二分(〇・七五gr)を價格の單位と定めてこれを圓と稱し、貳拾圓拾圓・五圓の三種の金貨がある。

補助貨幣

補助貨幣は額面の價格が地金の價格より高いのを原則とし、また一定の制限内にだけ強制通用力がある。而して小額の取引に便利な爲に發行せられるものである。補助貨幣の強制通用制限は銀貨幣は拾圓まで、白銅貨幣は五圓まで、青銅貨幣は壹圓までである。

通貨

鑄造貨幣は硬貨と稱し、紙幣を軟貨と稱する。鑄造貨幣と紙幣

を總稱して通貨といふ。

不換紙幣 不換紙幣は政府が正貨に兌換する義務がなく、無制限の法貨として通用するものである。通常その發行は政府が財政に窮し、他によるべき財源のないときに行ふ非常手段で、濫發に陥り易く、紙幣の價值暴落して、物價の暴騰を來し、經濟界は混亂する。不換紙幣の弊害は實に恐るべきものであるから、その發行は大いに慎まなければならぬ。けれども戰亂等の場合には往々これを避けることを得ないのは歴史の證明するところである。

兌換紙幣 兌換紙幣は政府が何時でも所持人の請求に應じて正貨に兌換するものである。それ故その價值は常に正貨と同一で、計算や運搬にも正貨より便利で、正貨を節約し、又正貨の磨損を少くすることも出来るが、兌換紙幣は主として財政上の支出の際に發行され、財政上の収入に基づいて回收されるから、その流通額は

社會の需要に適合し難い。

兌換銀行券 兌換銀行券は所持人の要求次第、何時でもこれを發行した銀行で、正貨に兌換し、國法によつて無制限の強制通用力を認められたものである。發券銀行は貸付や割引の際銀行券を發行するから、貸付金の返済、手形の満期によつて、自ら銀行に回収せられるものが多いので、その流通額はよく經濟界の事情に適應する。これ各國に於て不換紙幣の發行せられることが稀であつて、多く兌換銀行券の流通する所以である。

我が國では日本銀行に兌換銀行券發行の權が與へられてゐる。これを中央銀行といふ。例外として臺灣銀行、朝鮮銀行、橫濱正金銀行が各新領土と關東州租借地内に限つて、その銀行の兌換銀行券を發行する特權を有する。

日本銀行の兌換銀行券發行制度は伸縮的制限法と稱するもの

發券銀行

日本銀行

正貨準備

保證準備發行

制限外發行

である。日本銀行は兌換銀行券發行高に對し、同額の金銀貨及び地金銀を置いて、その引換準備に充てねばならぬ。銀貨及び銀地金は引換準備額の四分の一を超過することを得ない。これを正貨準備といふ。この外特に壹億貳千萬圓を限り、政府發行の公債證書、大藏省證券その他確實な證券又は商業手形を保證とし、兌換銀行券を發行することが出来る。これを保證準備發行といふ。日本銀行は市場の景況により流通貨幣の増加を必要と認めるときは、大藏大臣の許可を得て、以上の外、更に政府發行の公債證書、大藏省證券その他確實な證券若しくは商業手形を保證として、兌換銀行券を發行することを得る。この場合にはその發行額に對し、一箇年百分の五を下らない割合で、發行税を納めなければならぬ。これを制限外發行といふ。

第二節 物 價

現代の經濟 現代は分業の發達によつて、社會的に有無相通ずる所謂社會的生產交換經濟時代であつて、自給經濟物々交換の時代ではない。されば價格の高低、物價の趨勢如何は、直ちに我々の日常生活に關係深いものとなつて來た。

價格と物價 價格とは財貨の交換が行はれるとき、一つの財貨が他の財貨に對して有つ交換の割合をいふ。價格の大小は、交換せられる財貨の雙方に對して、人が認める價値の大小に基づき、その比較によつて定まる。それ故同種の財貨の價格も、人によつてその決定が同一ではない。しかし現今盛んに交換が行はれる結果、價格は自然客觀的に一定する傾向がある。價値とは財貨が人の欲望を満足し得る程度をいふ。

價格

價値

物價

價格は交換せられる他の財貨の數量で表さるべき筈であるけれども、現今の經濟は貨幣が中に立つて交換の媒介を爲すを通例とするから、財貨の價格は常に貨幣の數量を以て表示される。故に價格は個々の財貨と貨幣との交換割合であるといへる。これ等多數の財貨の價格を總稱して、物價といふ。

物價の高低 物價の高低とは財貨と貨幣との交換割合の變動をいふ。而して財貨と交換せられる貨幣の數量の増す場合は、物價高しといひ、反對の場合を物價低しといふ。各種財貨の價格の高低は、全然歩調を一にするものではない。同一時期でも或物は騰貴し或物は下落する。従つて物價は物價指數によつてその變動を測知するのである。物價指數とは一定の場所、一定の時期若しくは期間に於ける一定の財貨の價格を標準とし、後の時期若しくは期間に於ける同種の財貨の價格が、如何なる割合で變動したか

物價指數

を表示する數字であつて、各種財貨の標準を通常百とし、後日の價格をこれに應じて比例數に換算し、その平均數を求めたものである。

價格の高低

需要

財貨の價格の高低は、一方ではその財貨に對する需要供給の關係の變動により、他方では貨幣の價値の變動によつて生ずる。需要とは一定の市場、一定の時期に、一定の價格にて買はれんとする財貨の數量である。従つて購買心と購買力との相伴つたものである。供給とは一定の市場、一定の時期に於て、販賣のため提供され、又は提供されるものと認められた一定の財貨の數量である。

供給

價格は原則として、需要多く供給これに伴はなければ騰貴し、供給が多く需要これに反すれば下落する。かくして両者が適當となるを得れば價格は平常を保ち得る理である。價格の變動も亦需要供給に影響を及ぼすもので、價格騰貴すれば需要を減じ供給

價格循環の法則

需要供給平均點

を増し、下落すれば需要を増し供給を減ずるに至るものである。これを價格循環の法則といふ。かく財貨の價格は、需要供給の關係によつて定まるものであるが、如何なる點で需要供給が平均せんとするかは、財貨の種類により同一ではない。

第一

生産費

第一に生産費を増加しないで、その數量を増加し得べき財貨の價格は、常に生産費に等しからんとする傾向を有する。生産費とは、一の財貨を生産して、これを市場に出すまでに要する諸般の經費と、普通の利潤とを合計したものである。この種の財貨の價格で、生産費に等しいときはこれを自然價格といふ。この種の財貨は主として工業製作品であつて、その價格は需要増加するに従ひ、却つて低落する傾向がないでもない。蓋し需要増加するときは分業の應用、機械の使用等益、盛んとなり、以て生産費の減少を來す

自然價格

第二

からである。

第二に生産費を増加しなければ、數量を増加し得ない財貨の價格は、需要の増加と共に騰貴するが、相當の長時日を待つときは、その數量を増加し得るもので、殊に交通の便が開けると共に、他の地方より輸入することも困難ではないから、非常の場合を除く外、その價格はその數量を増加し得ない財貨と同一の法則によつて定まるものではない。又その數量増加の條件は第一の場合と異なるから、その價格の定まる法則はこの種の財貨と同一ではない。農産物はこの種財貨の主要なものである。農産物は報酬漸減の法則によつて同一の土地より生ずる收穫を随意に増すことが出来ぬ。従つて需要増加するときには、劣等の土地を用ひ又は遠方よりこれを輸送する必要を生じ、その生産費は増加するから、價格は次第に騰貴するものである。又人口は年々増加するので、農産物

第三

の價格は上騰の傾向を有する。しかし農業の改良、交通機關の進歩等、その上騰を抑制する原因がないでもない。

第三に隨意に數量を増加し得ない財貨の價格は、供給者と競争するものがないので、全然需要の如何によつてのみ決定する。美術品、土地及び獨占事業の生産に係る財貨等は、この種のものに屬し、この價格を獨占價格といふ。獨占價格は時、不當の高騰を來す虞がある。

獨占價格

貨幣價值

財貨の價格は、凡て財貨と貨幣との交換の割合であるから、物價と貨幣との間には、密接な關係がある。而して貨幣の價值が變動するのは、またこれに對する需要供給の關係による。貨幣の數量が増加すると、その價值が下落するから、物價騰貴し、これに反して貨幣の數量が減少すると、その價值が騰貴するから、物價は下落する。されば中央銀行は兌換銀行券の發行と回收により、需要供給

の調節を圖り、貨幣價値の變動の少いやうに努めてゐる。而して貨幣の流通速度の増減は、その數量の増減と同一の効果を生ずるものである。手形や小切手などの信用證券も交換の媒介物で、取引上大いに用ひられるから、信用が膨脹すれば物價は騰貴する。即ち信用の伸縮如何も亦財貨の價格の高低に影響を及ぼすものである。

物價問題

物價は元來財貨の價格が集成したものであるから、その高低は即ち價格の變動である。物價の變動は、直ちに一家の經濟に影響を及ぼし、社會の經濟活動にも甚大の影響を齎す。物價問題は實に經濟上政治上の重大事項で、更に國民思想上にも緊切な關係を有する。而して物價騰貴は即ち貨幣價値の下落であるから、金錢收入による俸給賃銀生活者にとり大打撃であり、物價の下落は實物收入による農家にとり不利益である。

人口の増加と一般生活の向上により、時代を経ると共に、物價は概ね騰貴する趨勢にあることは争はれない現象である。物價の急激な變動は、國民生活の不安、眞摯な企業精神の阻喪、投機心の誘發等社會に悪影響を來すも、そのあまりに單調なときは、經濟界の活動を阻害する虞がある。物價は徐々に變動し、亂調に至らないのがよい。

物價調節 物價を調節して生活の安定を圖るは、最も緊切な要務である。國家は宜しく物價調節の政策を斷行し、必要な施設を講じて國民生活を安定せしむべきである。米穀法、暴利取締令等は、その例である。これを爲すには、先づ産業の合理化が必要である。これについて、事業家も労働者も共に自覺あることを要する。その他國民の分に應じた生活を爲すこと、國産品奨励並に暴利取締、公設市場設置等政府も國民も共に爲すべきことが少くない。

經濟知識

英・米・佛・獨諸國の經濟の發展は、その國民の經濟的知識の豊富なことが一因である。これに反して我が國は天然資源乏しく、經濟の數字的悲境もさることながら、國民の經濟的知識が貧弱であるにも拘らず、世界經濟の中に列強と經濟戰に雌雄を決しなければならなくなつた。國民が經濟といふことに注意の眼を向けるやうになれば、それはやがて、經濟國難打開の第一歩であると共に邦家の幸慶を齎すものである。

第三節 信用

信用取引

信用 將來必ず債務を履行するに相違ないと他人を信認するを信用といひ、信用に基づく取引を信用取引といふ。信用取引は簡易迅速に行はれて便利であるが、取引上の義務を履行すべき資力と徳義心のあることを條件として成立するものである。萬一そ

- 對人信用
- 對物信用
- 長期信用
- 短期信用
- 信用取引の利害

の義務の履行せられない場合には、法律でその履行を強制し得べきことの保證がなければ、圓滑に行はれることは困難である。故に道德の觀念薄く、法律制度不完全な時代には信用取引の十分な發達は望むことが出来ない。

信用には對人信用と對物信用、短期信用と長期信用等の種別がある。對人信用は債務履行に關して債務者の人物・技能等を信認することによつて行はれ、對物信用は債務履行に關し擔保物件を提供せしめることによつて行はれる。長期信用は返済期間の比較的長いもので、短期信用は返済期間の比較的短いものである。

信用取引は國民經濟に影響を及ぼすことが甚大である。その主要な點を擧ぐれば、資本の融通を助けてその利用を盛んならしめ、勤儉貯蓄の美風を獎勵して資本を増加し、貨幣授受の煩勞を省いて交換を敏活ならしめ、貨幣代用物の流通を盛んにして貨幣の

使用を節約し、世人の道義心を高めて社會公共生活を圓滿ならしめる等の利益がある。けれどもその半面には往々資本を濫費し、過度の投機心を誘發し、生産機關擴張のあまり生産過剩、物價暴落を來し、破産續出、恐慌等を惹起することがある。されば人々は社會連帶の責任感を以て信用の濫用を嚴に慎まねばならぬ。

信用證券 信用取引は口頭の約束帳簿の記入等によることも少くないが、信用の授受を容易にし且確實にする爲、通常は證券の作成授受による。これを信用證券といふ。信用證券で主なもの公債證券、社債券、銀行券、手形等である。

公債證券は國家の發する國債と府、縣、市、町、村等地方公共團體の發行する地方債とがある。財政上の都合により必要に應じて發行されるもので、確實有利な證券である。

社債は會社などが資金を必要とする場合、一般公衆から募集す

公債證券

社債

る負債證券である。

手形

爲替手形

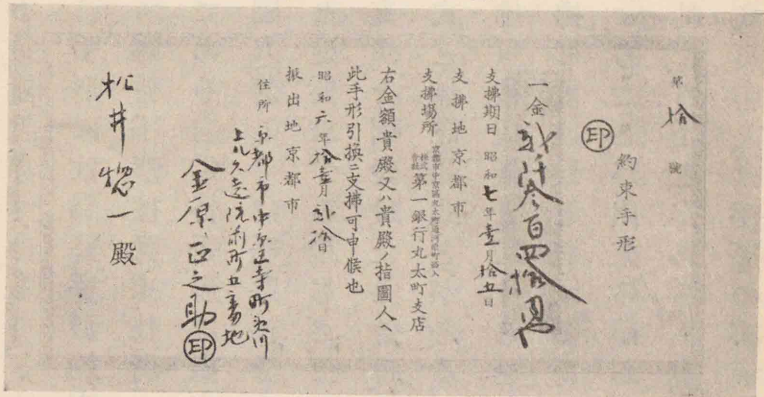
手形には爲替手形、約束手形、小切手の三種がある。

爲替手形は元來住所の隔つた商人間の取引に用ひられるものである。爲替手形は振出人から支拂人に宛て、受取人又はその指圖人(若しくは手形持參人)に一定の金額を一定の期日に支拂ふことを要求する證券で、その手形を支拂人に呈示して、支拂人がその支拂を引受けたときは、支拂人を引受人といふ。爲替手形に記名式と無記名式とがある。記名式とは、何某又はその指圖人へ御支拂可被成候と記するをいひ、無記名式とは、この手形持參人へ御支拂可被成候と記するをいふ。爲替手形は裏書により他人に讓渡することが出来るから、支拂期日の到來までに多數の人の間に輾轉することがある。裏書にも記名式と無記名式とがある。記名式裏書とは手形の裏面に、表面の金額何某又はその指圖人に御支

裏書

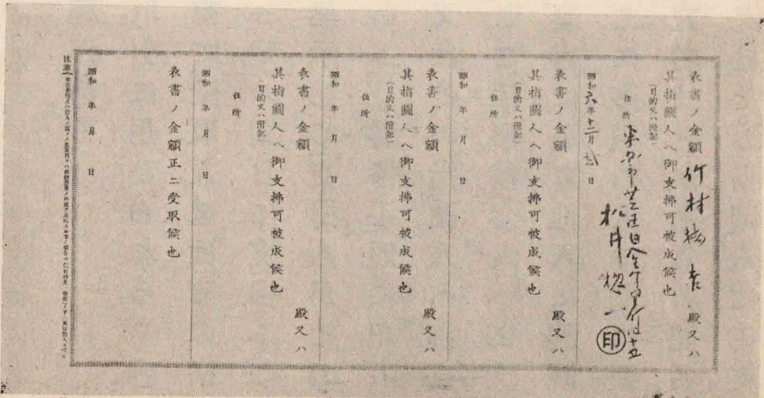
約束手形

(面 表)



拂可被成候」と記するをいひ、無記名式裏書とは何等の文句をも記さないで、單に裏書人が署名捺印するのみのものをいふ。爲替手形は支拂人が満期日に支拂を爲さないときは、手形

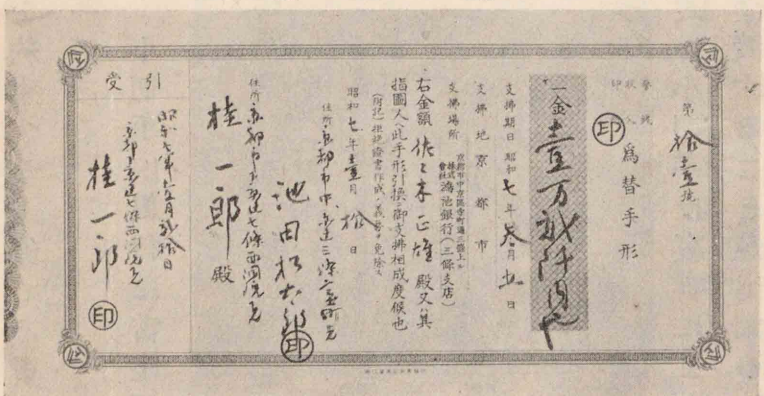
(面 裏)



約束手形

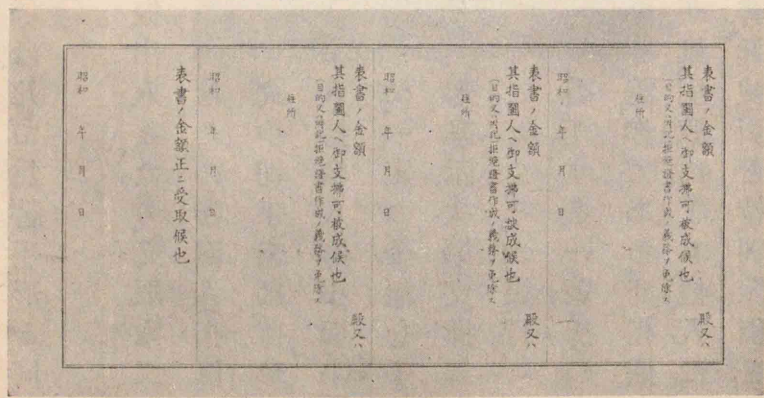
爲替手形

(面 表)



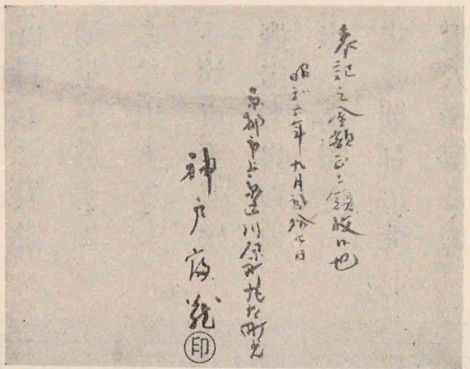
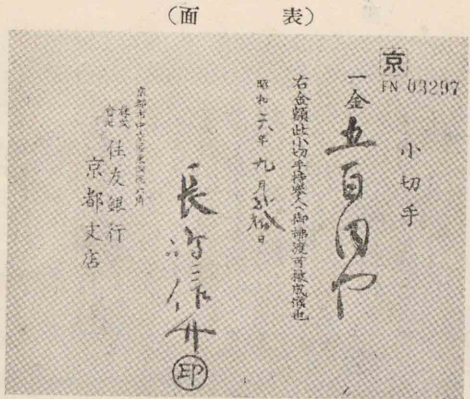
の所持人は裏書人と振出人に對して償還請求を爲すことが出来る。約束手形は振出人自ら一定の金額を一定の期日に受取人又はその指圖人(若しくは手形持參人)に支拂ふこと

(面 裏)



小切手

を約束する證券である。手形の種別裏書等は凡て爲替手形と同
一である。



式の小切手は裏書により、持参人拂の小切手は引渡により、他人に
譲渡することが出来る。小切手の中には普通線引と特別線引と

はその指圖人(指圖式小切手)又は持参人(持参人拂小切手)に、一定の金額を手形呈示次第支拂ふことを、その銀行に委託する一覽拂の證券である。指圖

普通線引

特別線引

手形訴訟

いふものがある。普通線引とは小切手の表面に二條の平行線を
引き、その線内に銀行と記載したもので、支拂銀行は銀行にのみ支
拂ひ、特別線引とはその線内に特定銀行の名稱を記載したもので、
その特定銀行以外の者に支拂はない。線引を爲すのは小切手の
竊取者に支拂を爲す危険を免かれる爲である。

手形は一度發行せられると、手形作成の原因如何を問はず、債務
不履行の場合に、手形の署名者に對して手形訴訟が提起され得る
ので、手形に署名する者はその責任が極めて重大である。手形上
の債務は甚だ嚴格なものであるから、法律は手形の形式に重きを
置いて、苟も法定の形式を具備しないものは手形の效力を認めな
い。手形を授受する者は手形の形式に深い注意を要する。

第四節 金融機關

金融機關の重要意義

凡そ社會には資金を貸與したい者と、これを借用したい者がある。その間に調節を圖るは相互の利益であり、又産業の發展上眞に重要なことである。しかし貸したい人、借りたい人を知る機會は甚だ少く、且貸借者間に貸借の金額、期間、利率等について一致することは困難で、金融の圓滑を期し難いから、この兩者の間に立つて、各の希望を達せしめ、經濟の發達を助長する機關が必要である。銀行信託會社、信用組合等は、その主要なものである。これ等と郵便局とは何れも安全な貯蓄機關で、勤儉貯蓄の美風を獎勵し、死藏せらるべき資金を活用して産業の發達を促すことが出来る。

銀行 金融機關中最も重要なものは銀行である。銀行は資金の需要者と供給者との間に立つて、自己の計算で、兩者と信用取引をなすを業とするものである。即ち銀行の業務は信用の授受である。銀行は返濟を將來に約束して他人の貨幣を得ると同時に、償

信用の授受

還を他日に期してその有する貨幣を他人に貸與するものである。前者は銀行が債務者となる受信的業務で、銀行券の發行、預金債券の發行等である。後者は銀行が債權者の地位に立つ與信的業務で、手形の割引、貸付等である。爲替はこの兩業を併せ行ふものである。

銀行は業務によつて特殊銀行と普通銀行に分ける。

特殊銀行

特殊銀行の主要なものは次の如くである。

日本銀行

日本銀行は兌換券を發行し、國庫金の運用を掌り、銀行中の銀行で中央銀行とも稱し、金融界を統制する重責を荷ふ最も重要なものである。それ故政府は嚴重な監督をしてゐる。

不動産銀行

不動産銀行は日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、府縣農工銀行等で、農業上の信用は長期の必要があるから、國家は農業貸付に資金難の起らないやうに、この種の銀行を設けたので、政府の監督の下に

動産銀行

債券發行などの特別保護を受けてゐる。

動産銀行は日本興業銀行で、工業上の資金も長期信用の必要があるので設立せられた。

爲替銀行

爲替銀行は横濱正金銀行で、國際間の送金や爲替に關する業務を行ふ銀行で、外國貿易上特に重要な使命を有するものである。

貯蓄銀行

貯蓄銀行は公衆の貯蓄の便利の爲に特設せられたもので、小口の預金を集め、これを確實で有利な方面に運用し、政府は嚴重に監督してゐる。この銀行によつて一般國民の貯蓄心が獎勵せられる。

臺灣銀行
朝鮮銀行

臺灣銀行・朝鮮銀行は各、その地域で兌換銀行券を發行する特權を有し、その地域の中央銀行としての使命を行つてゐる。

普通銀行

普通銀行は一般の商業銀行である。その業務は預金貸付・手形割引爲替等である。

預金

預金には當座預金・特別當座預金・定期預金・通知預金等がある。

貸付

貸付には保證貸付・擔保貸付・信用貸付・當座貸越・コールマネー（コールローン）等がある。

手形割引

手形割引とは未だ支拂期日に達しない爲替手形又は約束手形を、その當日から満期日までの利子を手形額面金額から控除した金額にて買入れるをいふ。普通銀行の資金運用はこの手形割引の方法によることが甚だ多い。手形は割引の制度があるから盛んに流通し、これによつて商工業者も銀行も少からぬ便利を得てゐる。

爲替

爲替とは銀行が公衆の依頼に應じ、その支店又はその取引銀行に宛て、爲替手形を發行し又はこれ等のものより自己宛に振出した爲替手形の支拂に應ずるをいふ。これによつて現金輸送の危険と勞費とを避けることが出来る。これに内國爲替と外國爲

外國爲替

替とがある。

國際貸借の決算を爲すのに、正貨を現送するは受拂が偏るときなどに限るので比較的少額に止まり、概ね外國爲替による。外國爲替には各國の貨幣制度が異なる結果、相互の換算上、交換の歩合を示すものがある。法律に規定する品位・量目により、各國の本位貨幣の含有する金屬の分量を比較して、相當價値を表すを法定平價といふ。國際取引で實際に現れる交換歩合を示すものを爲替相場といふ。その建て方に受取勘定と支拂勘定との二種がある。

法定平價
爲替相場

受取勘定
支拂勘定

爲替相場の變動

逆相場

我が國では通常前者を用ひる。爲替相場は外國に對する支拂債務と受取債權との多少及び金銀比價等により常に變動するもので、同一本位の國の間では、債權債務の關係が平均して居れば法定平價に等しい。一國の債務が債權より大なるときには、その爲替相場は受取勘定にて下落し、支拂勘定にて騰貴する。これを逆相

順相場

場といふ。これに反するときは順相場と稱する。即ちかゝる國は外國に債務を支拂ふ爲に、爲替手形を銀行から買取つて、外國に送らうとする需要が多く、外國の爲替手形を賣つてこれを貨幣に代へんとする供給が少いから、爲替手形は支拂勘定で騰貴し相場は逆となる。手形の價格が上騰すれば、外國に支拂をしようとするものは、手形の買入をやめて正貨を輸送し、又下落すれば、手形の所持人はこれを支拂地へ送付して正貨の廻送を請求するやうになる。正貨の輸入又は輸出を促すに至る爲替相場を正貨輸送點といひ、爲替相場の上騰下落は通常正貨輸送點の外に出ない。而してかやうな場合に、支拂決濟の爲、金貨や地金が流出し、甚だしくなると貨幣制度の基礎を危くすることもある。それ故輸出入の均衡を保たしめることは、一國經濟政策上の重大事である。

正貨輸送點

銀行業者の重責

銀行は國民經濟上重要な機關であるから、經營の任に當る者は

その重責を自覺して、常に金融に關し甚深の注意を要する。若し破産を招くやうなことがあれば、經濟界の混亂は勿論、信用の發達を阻害し、預金者に損失を與へ、勤儉貯蓄の美風を頽敗せしめるに至るであらう。

信託會社 信託會社は委託者の財産を預り、これを委託者の爲に最も有利な方法で運用管理し、一定の手數料を受くる營利會社である。財産の管理又は利殖は煩雜な手數と不斷の種々な氣苦勞とを要し、特に多忙な職業の人や老人、幼年者などには不可能なものである。そこで個人の財産の管理と利殖をなすと同時に、社會の金融に貢獻しようとするのが信託會社の任務である。

信用組合 農村の金融は信用組合の發達に俟たねばならぬところが非常に多い。貯金を取扱ふ郵便局も銀行もない農村ではとりわけさうである。市街地信用組合は手形の割引をなし、又は組

合員外の貯金を取扱ふことも出来る。要するに信用組合は金融上大きな働を爲してゐる。殊に資金の乏しいものに金融の道を講ずることは、現代の社會生活に於て甚だ必要なことであつて、擔保物件を提供し得ない者に、對人信用により金融の道を開くべきである。これは信用組合の使命であり、信用組合の普及と進歩とによつて初めて爲し得られるものである。

第十五章 交通

交通機關 人の移動、物資の輸送、音信の傳達などを交通といひ、これが爲に特に設けた機關を交通機關といふ。交通機關は運輸機關と通信機關とに分ける。交通機關の完備とその作用の進歩普及とは、國利民福に深い關係があるから、交通機關は國家の管掌に屬するものが多く、少くとも國家の監督が必要である。我が國で

運輸機關

道路

國道

府縣道

市町村道

道路管理

は道路、港灣、河川等は内務省、鐵道は鐵道省、船舶郵便、電信電話等は逓信省の所管するところである。

運輸機關の主要なものは次の如くである。

道路 我が國の道路は道路法によつて規定せられる。道路は一般交通の用に供するもので、行政廳にて認定したものをいふ。道路は國道、府縣道、市道及び町村道の四種である。國道は東京より神宮、府縣廳、師團司令部、海軍鎮守府所在地又は樞要の開港に達する路線及び主として軍事の目的を有する路線、府縣道は府縣廳所在地より隣接府縣廳所在地、府縣内市役所所在地、府縣内樞要の地、港津又は鐵道停車場に達する路線等、市町村道はその他の道路の中、市町村内の交通上重要なものである。道路を管理する者は、國道と府縣道は府縣知事、市道、町村道は市長、町村長であるが、東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の六都市では、その市内の國道、府縣道は市

鐵道

船舶

長が管理者である。路線の認定、改築、修繕、維持等は國道は内務大臣、その他はそれぞれの管理者がその統轄する公共團體の費用を以て施行する。但し管理は道路新設によつて利益を受くる者に、工事費を負擔させ、又は道路を損傷する原因となる事業をなす者には、道路の維持又は修繕の費用の一部を負擔させることが出来る。

鐵道 鐵道網の完成は文化普及の血管となり、鐵道線路の延長如何は文化測定の標準となるものである。又政治、軍事、産業上極めて重要な關係を有するから、一時的不通に際しても、直ちに人心の不安をさへ惹起すのである。されば交通の統一と便利のため、鐵道は國營とする國が多く、我が國もさうである。輕便鐵道や軌道は地方的な交通の爲であるから、私人の經營を許してゐる。船舶 水上の交通機關は船舶である。その經營は私人に許され

てゐるが、我が國船舶の所有者は登記することを要する。而して國家は水上交通の安全を期する爲、船舶に對し嚴重な検査と監督を行ひ、船員の資格を規定し、航路標識や海上衝突豫防法等を設け、又航海獎勵に關して法規を制定し、一定の定期航路に就く船舶に補助金を交付してゐる。これを命令航路といふ。國際商場裡に活動するには、海運の發展が至大の關係を有するから、船舶の數及び質の向上を圖り、造船所の擴張、港灣施設の完備を期すべきである。

航空機と自動車

航空機と自動車等の交通機關が、近時長足の進歩を遂げつゝある。世にこれとラヂオとを合せて交通の變革といつてゐる。將來益、その重要さを増すであらうから、國民はこれに關する知識を豊富にし、特にその發達の爲に研究努力しなければならぬ。

通信機關

通信機關の主要なものは、郵便、電信、電話、ラヂオ等である。郵便は各國とも國家の獨占事業である。

文化と交通 文化の發達は交通機關の發達を促進し、交通機關の發達によつて文化國の完成を期することが出来る。即ち交通機關は政治・經濟・産業思想その他あらゆる活動の原動力である。一條の鐵道が通じてその地方に産業興り、開港によつて漁村が世界的の港市となる。幾多の政治事項が國際會議で議せられる。地球上到る所の原料と製品は自由敏活に運搬交易され、通信の世界的整備によつて世界は渾然として一つの市場と化した。かくて世界は政治的にも經濟的にも眞に共存共榮の關係が濃やかになり、人類生活を國際的たらしめた。交通機關の發達によつて旅行の苦は樂となり、千里も比隣のやうで、人類生活の幸福は激増した。而して交通機關の進歩は眞に顯著で、朝に夕を測り難いとは正に

交通界に於てその感を深うする。されば國民文化の永遠の向上の爲に、何れの國でも多大の經費を投じてその整備を圖つてゐる。その經營は利益本位でなく、國家社會公共の便益本位にしなればならぬ。

交通道德

國家社會の公共機關である交通機關を利用し活用し、その恩恵を享受するには、國民各自公共の精神を以て、進んで交通道德を行はねばならぬ。交通機關の活用には、安全敏速正確が貴ばれるから、これを利用する公衆は各自常に注意を怠らず十分にその機能を發揮せしめ、共に利便を得べきである。交通機關には各、その使用者の遵守すべき規定があるが、公衆はこれを嚴守して人に迷惑と損害をかけてはならぬ。左側通行や車中自己の荷物によつて他人の座席を塞いではならぬことなどは、單に公德であるばかりでなく、道路取締令、鐵道運輸規程に明文がある。交通に

公德

遵法

關する道德や法規は、船車乗降の心得、道路交通の一般的注意、郵便その他通信機關に關する心得等多々ある。これ等の遵守せられる程度によつて公民道德の進否を察し文化人としての高低をも判じ得られる。「旅の恥はかきすて」や「我が家の座敷は清めて船車中を清めず」などは如何にも公共生活、公民道德の觀念の貧弱なるを示す言葉である。門を一步出れば則ち交通場裡に立つのである。法治國文化國の國民は須らく法規に遵ひ公德を守らねばならぬ。

帝國公民科教本 前篇終

昭和六年十一月十二日發行
 昭和七年四月十七日訂正再版發行
 昭和七年四月十七日訂正再版發行

帝國公民科教本 前篇
 定價 金八拾錢

著者 長倉 矯介

京都市上京區河原町通丸太町下ル伊勢屋町四〇六番地

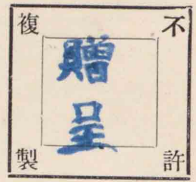
發行者 永澤 信之助

京都市下京區北小路新町西入

印刷者 須磨 勘兵衛

京都市下京區西洞院七條南入

印刷所 内外出版印刷株式會社



昭和七年四月二十五日
文部省檢定濟
 師範學校・中學校公民科用

發行所

金港堂書店

京都市上京區河原町通丸太町下ル伊勢屋町
 電話 上二三四六番
 振替口座 大阪二二三五番

2
2

広島大学図書

2000071562

